ながふく障がい者プラン

第３次長久手市障がい者基本計画
（平成 27 年度～平成 32 年度）
長久手市第４期障がい福祉計画
（平成 27 年度～平成 29 年度）

平成 27 年４月

長久手市

本計画の中に挿入されているイラストは、平成26年11月24日に開催した長久手市福祉まつりの福祉課ブースで募集し、来場したみなさんに描いてもらったもので、ご協力いただいたみなさんの名前をそれぞれのイラストに掲載しています。

なお、お名前の確認ができなかったものは、空欄にしています。

表紙：作　さとの　　裏表紙：作　るきな

はじめに

このたび本市では、障がい者基本計画及び障がい福祉計画を一つの計画としてまとめた「ながふく障がい者プラン」を策定しました。

この計画は、障がいのある人を取り巻く様々な課題の解決を目指し、本市の障がい福祉施策についての方向性を示すものです。今後、この計画を基にして、助けがなかったら生きていけない人を全力で守るとともに、障がいのある人も役割と居場所があるまちづくりを目指していきたいと考えています。

以前、社員全体の７０％以上が障がい者という会社を訪問させていただいたことがあります。その会長さんが障がい者雇用に取り組むことになったのは、禅寺のお坊さんの話がきっかけだったそうです。

「人の究極の幸せは、一つめは人に愛されること、２つめは人に褒められること、３つめは人の役に立つこと、４つめは人に必要とされること。働いて役に立つことが人を幸せにする。」

私が日頃着ているオレンジのベストに書いてある「まちづくり　まずは笑顔で　こんにちは」という文字は、障がいのある子に書いてもらったものです。

会社や福祉事業所で働くこともいい。絵や字を描いても、歌を歌ってもいい。にっこり笑ってあいさつをすることでもいい。どんな人にでも、その人なりの役割と居場所があるまちを地域の皆さんと一緒に考え、つくっていくことで「日本一の福祉のまち」＝「幸福度の高いまち」を目指していきたいと思います。

最後になりましたが、計画の策定にあたりまして、多くの方にご協力いただきましたことに、改めて心より感謝を申し上げます。

平成２７年４月

長久手市長　吉田一平

目次

第１章　計画の概要 2

１　基本的な考え方 2
（１）計画策定の趣旨 2
（２）計画の期間 3
（３）計画の策定方法 4
２　計画の対象 5
３　計画の位置づけ・関連計画との連携 6
（１）障がい者基本計画及び障がい福祉計画の関係 6
（２）他の計画との関係 7
（３）国・愛知県・長久手市の計画の流れ 8
４　長久手市第２次障害者基本計画の実施状況 9
５　長久手市第３期障害福祉計画の実施状況 10
（１）評価の方法 10
（２）「１計画の数値目標」の評価 10
（３）障害福祉サービスの実施状況 11
（４）地域生活支援事業の実施状況 12

第２章　障がいのある人の現状 14

１　長久手市の状況 14
（１）長久手市の人口の推移 14
（２）障がいのある人の推移 15
（３）特別支援学級・学校の推移 17
（４）難病者数（特定疾患認定者数） 18
（５）障がい者相談支援センターでの相談状況 20
２　アンケートからみた状況 21
（１）調査の目的 21
（２）調査の方法と配布・回収 21
（３）調査結果について（抜粋） 21
３　ヒアリング調査からみた状況 33
（１）調査の概要 33
（２）調査（ワークショップ）の実施 33
（３）ヒアリング（ワークショップ）の結果について 34

第３章　第３次長久手市障がい者基本計画……42
１　計画の基本理念……42
２　計画の基本目標……42
３　施策の体系……45
４　重点的に取り組んでいく施策……46
５　分野別施策……53

第４章　長久手市第４期障がい福祉計画……64
１　基本的方向性……64
２　計画の数値目標……65
（１）長久手市の目標設定……65
３　障害福祉サービスの現状と見込み……67
（１）障害福祉サービスの体系図……67
（２）自立支援給付の見込み……68
（３）地域生活支援事業の見込み……77

第５章　計画の推進にあたって……90
１　計画の推進体制……90
２　進行管理と管理手法……91

資料編……94
１　国の障害者基本計画（第３次）の概要……94
２　国の第４期障害福祉計画の基本指針の概要……95
３　長久手市障がい者自立支援協議会、計画策定部会……96
（１）長久手市障がい者自立支援協議会設置要綱……96
（２）長久手市障がい者自立支援協議会本会議開催経過……99
（３）計画策定部会員名簿……100
（４）計画策定部会開催経過……100
４　庁内障がい福祉委員会……101
（１）長久手市庁内障がい福祉委員会設置要綱……101
（２）庁内障がい福祉委員会開催経過……102

「障がい」の表記について

本市では、「害」という漢字のマイナスイメージを考慮し、「害」の文字をできるだけ用いないで、「障がい」とひらがなで表記をしています。

ただし、以下の場合は「障害」と漢字表記にしています。

・法律、政令、条令等の名称や、それに用いられている用語等
・固有名詞や単語、熟語となっているもの等

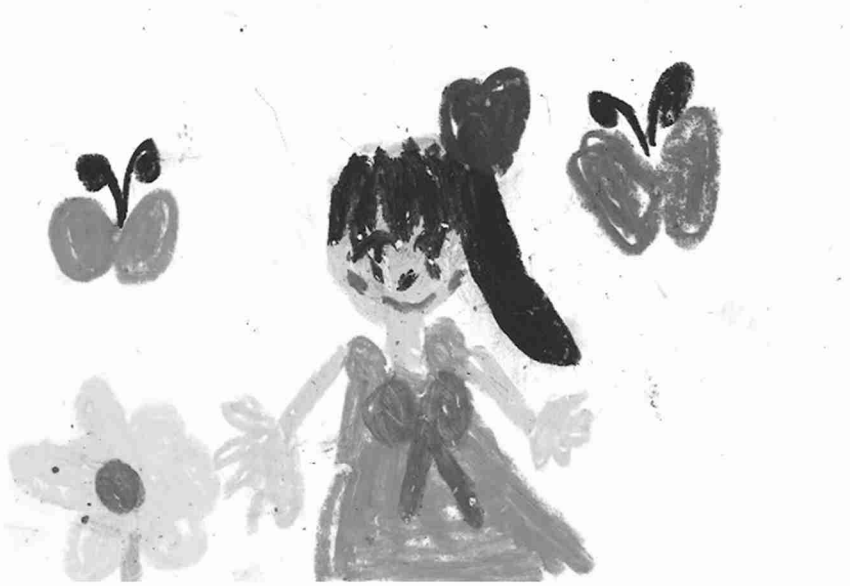

作　わこ

第１章　計画の概要

第１章　計画の概要

１　基本的な考え方

（1）計画策定の趣旨

長久手市では、平成１８年３月に障害者基本法第１１条第３項に基づく障がい施策に関する基本的な計画として、平成27年度までの10年間を計画期間とする「長久手市第2次障害者基本計画」を策定しました。また、平成24年4月には、障害者自立支援法第88条第1項に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画として、平成26年度までの3年間を計画期間とする、「長久手市第2次障害者基本計画に基づく第3期障害福祉計画」を策定し、これまでの間、各種地域生活支援事業の実施や、障がい者相談支援センターの設置など、障がいのある人の福祉サービスの充実を図ってきました。

しかしながら、第２次障害者基本計画策定から8年が経過し、障がいのある人の状況や、障がいのある人を取り巻く状況は刻々と変化しています。

障がいのある人の状況としては、障がいの重度化や本人や家族、介護者の高齢化が進行する中、障がいのある人本人や家族の“より自分らしく生きたい”、“前向きに積極的な生き方をしたい”といった意識も高まっています。そのため、生活の質（ＱＯＬ）の向上にも配慮し、安心した生活が送れるような対策の実施が求められています。

また、障がい関係の制度見直しとして、国においては「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「障害者虐待防止法」）」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（いわゆる「障害者総合支援法」）」の制定などが行われています。さらに、平成28年4月には、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）」が施行されることから、このような制度改定等に応じた対策の見直し等も必要となっています。

これらの現状や前計画の進捗状況を踏まえ、障がいのある人への支援対策を総合的に推進するため、「第３次長久手市障がい者基本計画・長久手市第４期障がい福祉計画」として一体化して策定することとしました。

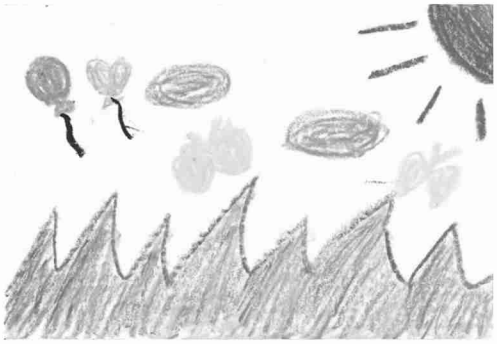

作　さあや

（２）計画の期間

「第3次長久手市障がい者基本計画」の期間は、平成２７年度（2015年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）までの６年とします。

また、「長久手市第４期障がい福祉計画」は、平成２７年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの３年間とします。

なお、「第３次長久手市障がい者基本計画」は、「長久手市第2次障害者基本計画」の計画期間の平成２７年度を１年前倒しで策定します。

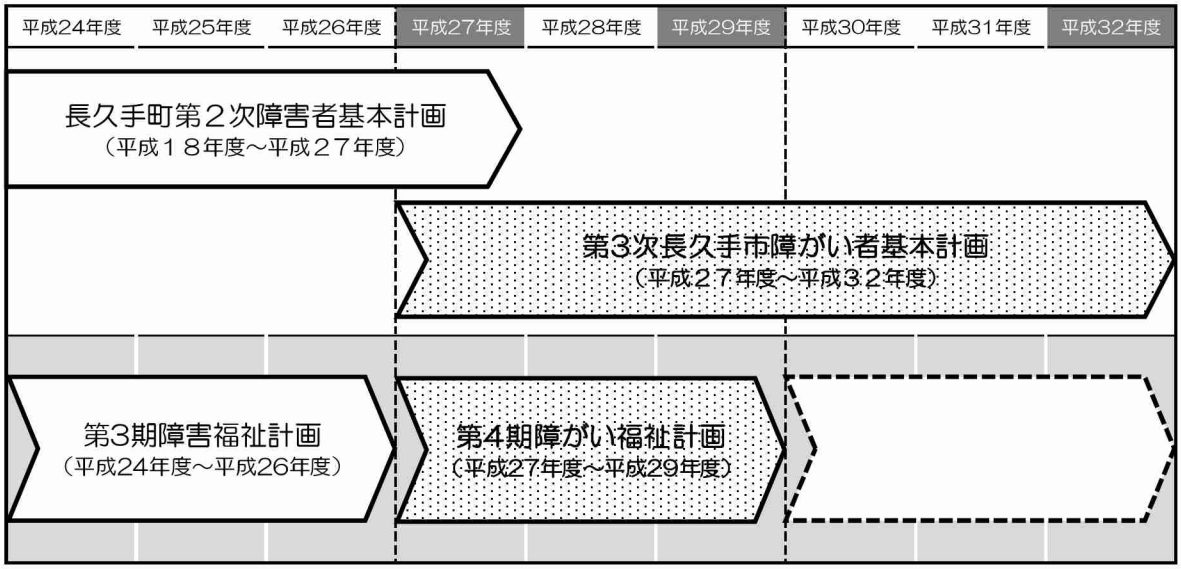

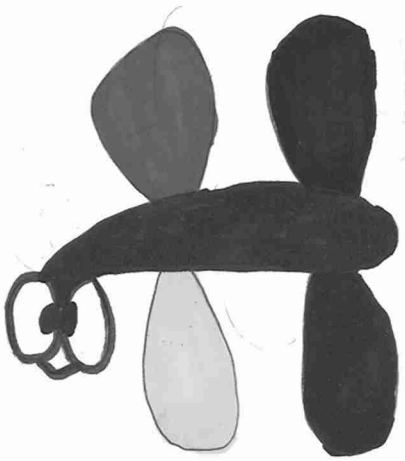

作　そうま

（3）計画の策定方法

計画策定にあたっては、市民の意向や課題を把握するための意識調査を実施するとともに、日頃から障がいのある人と関連がある団体や事業者へヒアリングを行いました。また、施策の評価、課題の抽出を行い、解決に向けた施策の方向性の検討を関係各課と調整し、計画素案等の内容を「長久手市障がい者自立支援協議会」の専門部会である「計画策定部会」で諮りながら計画策定を進めました。

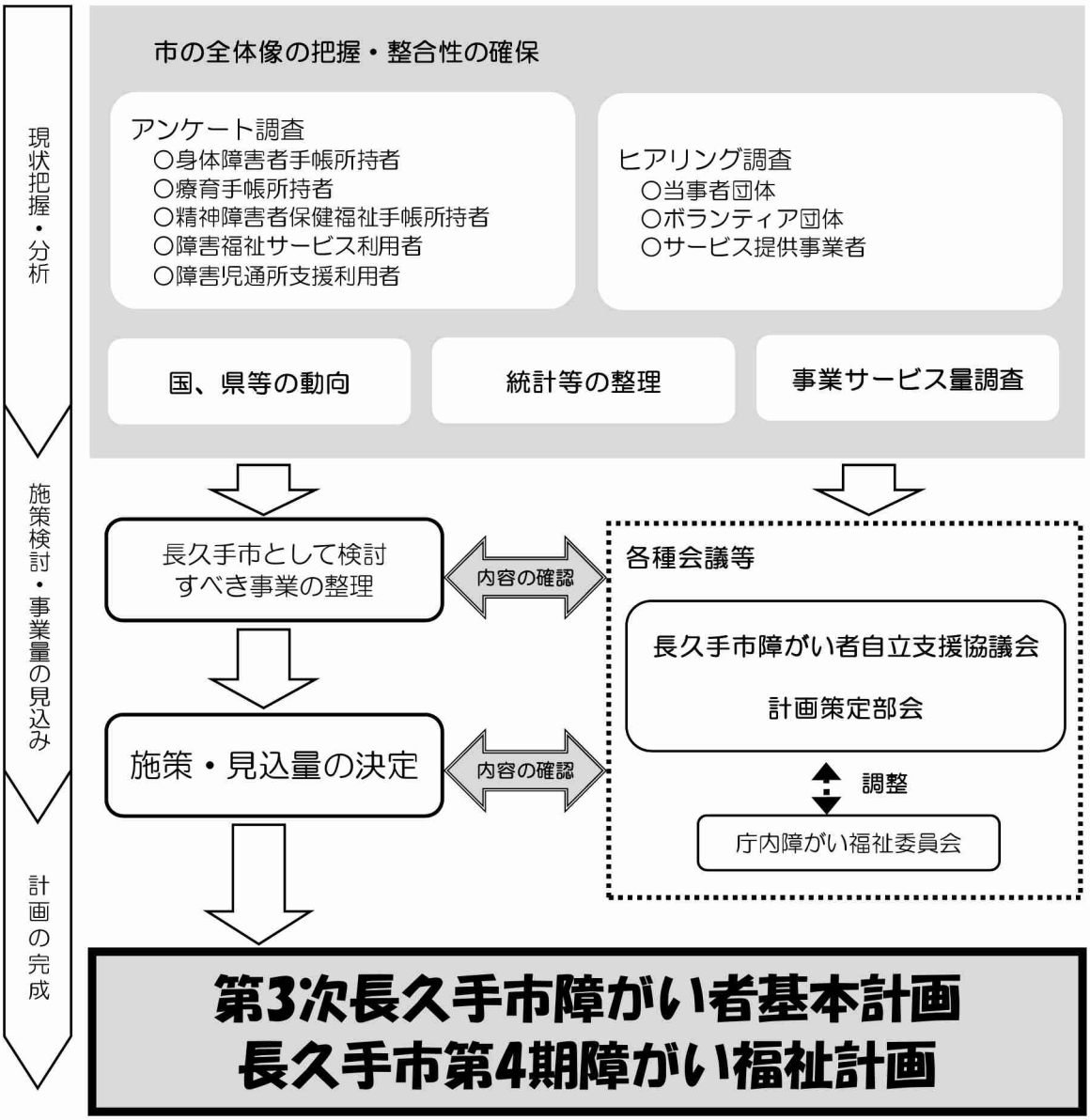

作　楓菜

２　計画の対象

この計画は、障がい施策の充実を図ることを目的としていますが、その対象は、障がいのある人とない人を問いません。したがって、この計画は、全ての市民を対象にしています。

なお、障がいのある人に関する各種法令の定義は、以下のようになっています。

	適用法令等	定義
障がいのある人	障害者基本法第２条	「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。
障がいのある児童	児童福祉法第４条第２項	「身体に障害のある児童又は知的障害のある児童とされており、身体障害者、知的障害者のうち 18 歳未満の児童」と定義されています。
身体障がいのある人（身体障がい児・者）	身体障害者福祉法第４条	「別表に掲げる身体上の障害がある 18 歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。」と定義されています。 ＜別表抜粋＞ 一　視覚障害で、永続するもの 二　聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの 三　音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 四　肢体不自由 五　心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの
知的障がいのある人（知的障がい児・者）	知的障害者（児）基礎調査	法的に定義づけられていませんが、厚生労働省が平成 12 年に実施した知的障害者（児）基礎調査では、「知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義されています。
精神障がいのある人（精神障がい者）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条	「精神分裂病、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義されています。
発達障がいのある人（発達障がい児・者）	発達障害者支援法第２条第２項	「【発達障害】とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」で「【発達障害者】とは発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、【発達障害児】とは、発達障害者のうち 18 歳未満のもの」と定義されています。
特定疾患のある人（難病患者）	難病対策要綱	①原因不明、治療法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のある人と定義されています。

３　計画の位置づけ・関連計画との連携

（１）障がい者基本計画及び障がい福祉計画の関係

第３次障がい者基本計画は、障がい福祉施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい福祉施策推進のための指針（基本計画）となるものです。

第４期障がい福祉計画は、障がい者基本計画を上位計画とし、各種福祉サービスの具体的な数値目標等を設定した実施計画と位置づけられます。

このため、障がい福祉計画では、障がい者基本計画に掲げる分野別施策目標「生活支援」の中において、障害福祉サービスに関する３年間の数値目標等を設定しています。

障がい者基本計画で策定する事項

1　計画の基本理念
2　計画の基本目標
3　施策の体系
4　重点的に取り組んでいく施策
5　分野別施策
① 生活支援

〇在宅サービス等の充実
〇相談支援体制の構築
〇障がいのある児童支援・発達障がいに対する支援の充実

② 保健・医療
③ 教育、文化芸術活動・スポーツ等
④ 雇用・就業、経済的自立の支援
⑤ 生活環境
⑥ 情報アクセシビリティ
⑦ 安全・安心
⑧ 差別の解消及び権利擁護の推進
⑨ 行政サービス等における配慮

連携

障がい福祉計画で策定する事項

1　基本的方向性
2　計画の数値目標
① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
② 就労移行支援事業利用者から一般就労への移行
③ 就労移行支援事業の利用者
④ 地域生活支援拠点の整備
4　障害福祉サービス
（1）自立支援給付の見込み
① 訪問系サービス
② 日中活動系サービス
③ 居住系サービス
④ 計画相談支援・地域相談支援
⑤ 障害児通所支援
⑥ その他のサービス
（2）地域生活支援事業の見込み
① 理解促進研修・啓発事業
② 自発的活動支援事業
③ 相談支援事業
④ 成年後見制度利用支援事業
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業
⑥ 意思疎通支援事業
⑦ 日常生活用具給付等事業
⑧ 手話奉仕員養成研修事業
⑨ 移動支援事業
⑩ 地域活動支援センター事業
⑪ その他の事業（任意事業）

作　彩莉

（２）他の計画との関係

第３次障がい者基本計画及び第4期障がい福祉計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「第５次長久手市総合計画」の部門別計画として、障がいのある人の総合的な保健・福祉施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るものです。

また、平成26年度に策定した「長久手市地域福祉計画」については、各種の計画を地域福祉の観点から横断的に策定した計画であり、本計画の策定にあたっても地域福祉計画の内容を踏まえて策定しています。

そのほか、障がいのある６５歳以上の人については、平成26年度策定の「第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」との整合性が必要であり、障がいのある児童については平成26年度策定の「長久手市子ども・子育て支援事業計画」との整合を保つことが必要となるなど、その他の各分野別計画の内容にも配慮して策定しています。

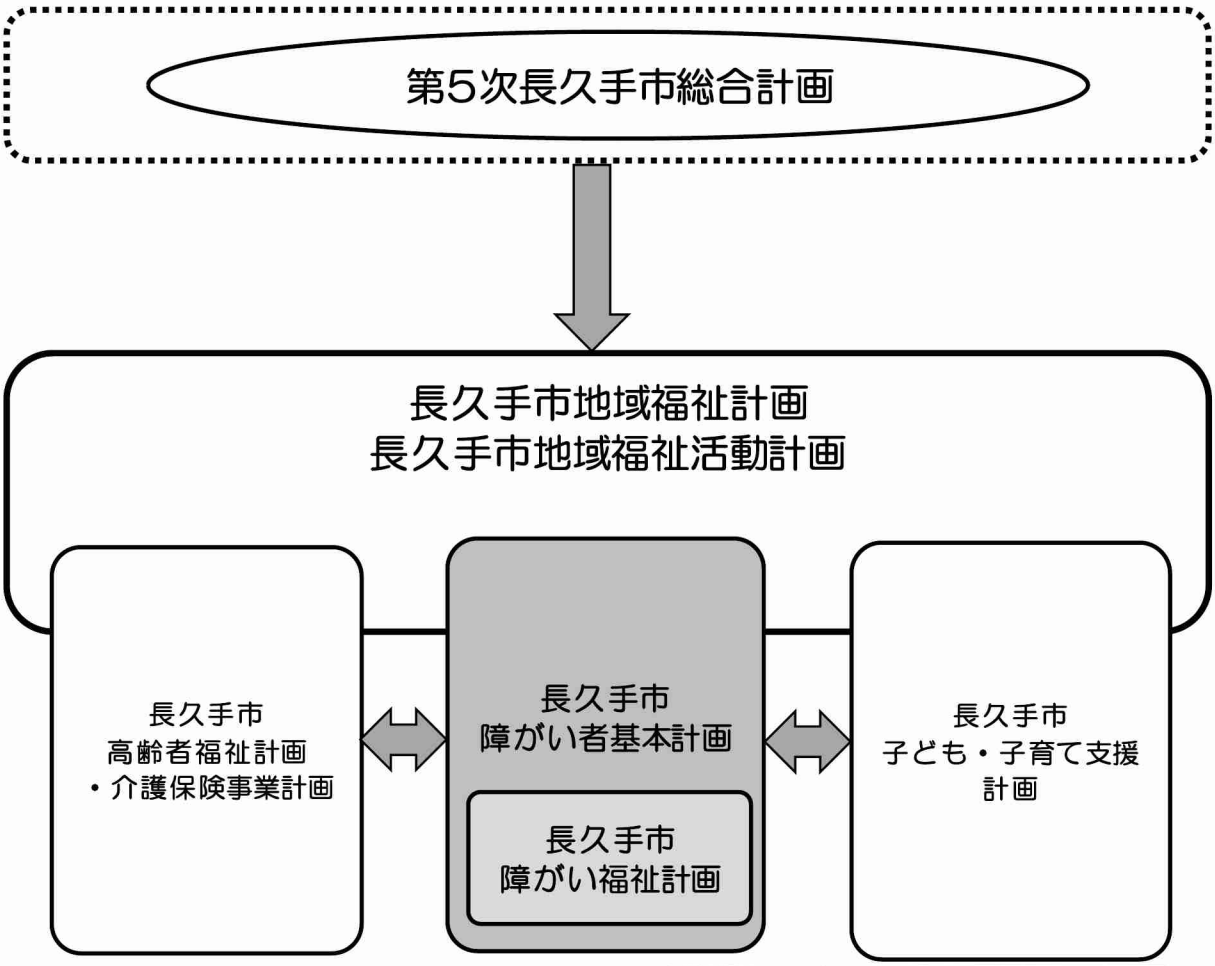

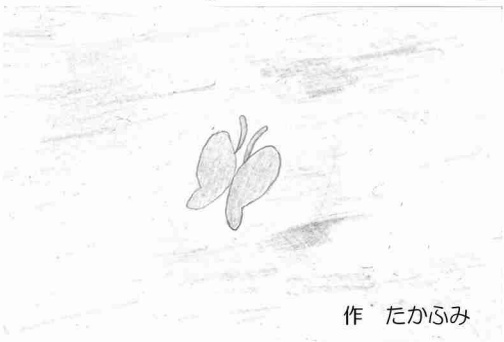
作　たかふみ

（3）国・愛知県・長久手市の計画の流れ

国・愛知県・長久手市の計画等の流れは下図のようになっています。

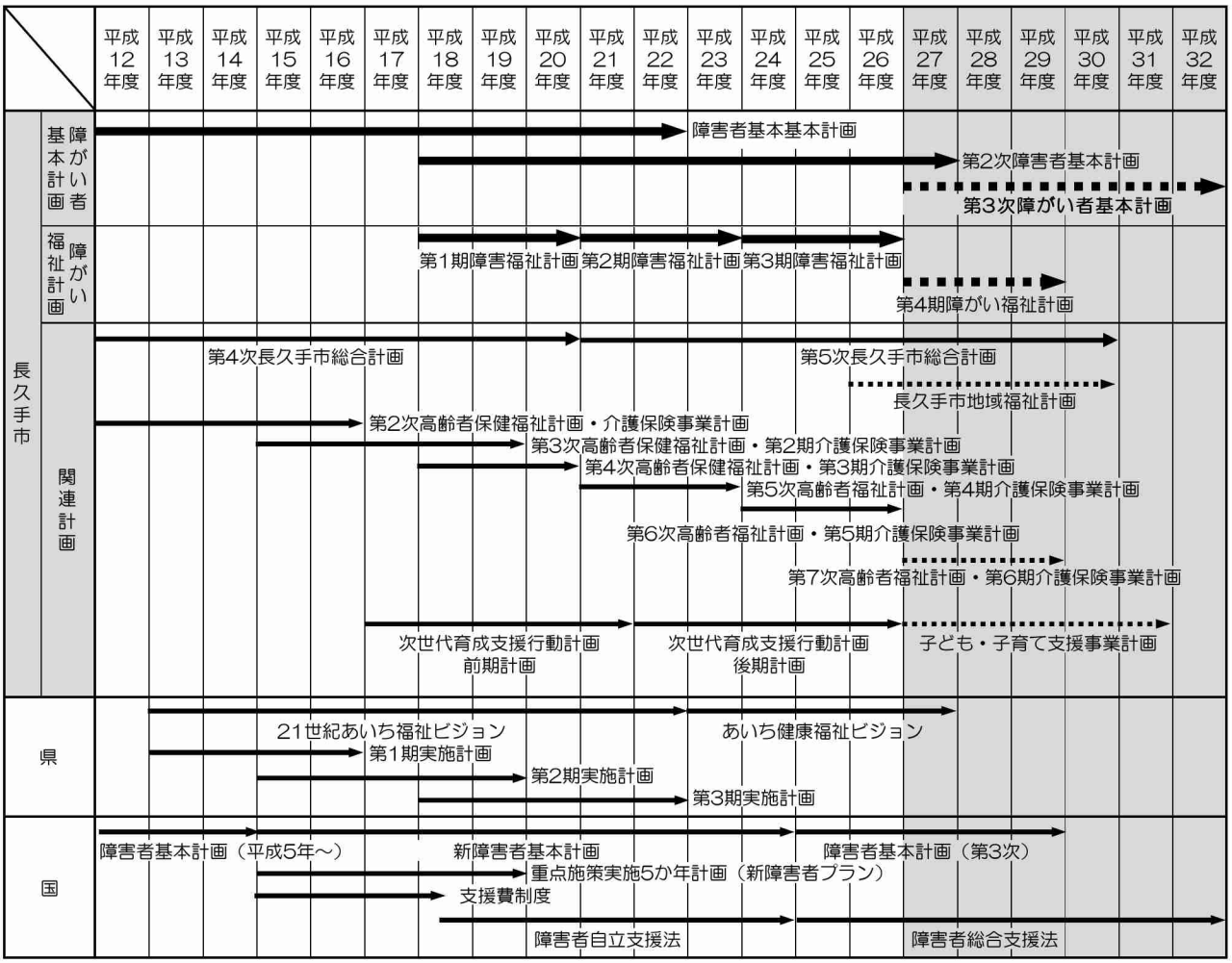

作　ふうな

４　長久手市第２次障害者基本計画の実施状況

第２次障害者基本計画では、第１章から第８章までの中に、１３１項目の施策が設定されています。

全体１３１項目中、進捗状況については以下のとおりです。

事業完了…　６項目（ 4.6%）

実施中…１０７項目（81.7%）

未着手…　１８項目（13.7%）

以上のとおり事業完了又は実施中となったものは計 86.3%でした。

ただし、計画自体が約１０年前のものであり、現状と即していないような項目がいくつかあったため、評価が難しいものもありました。

分野別の施策進捗状況を下表に示します。

分野別にみると、施策が最も多い分野は生活支援の 43 項目、次いで生活環境の 29 項目、教育・育成の 19 項目、啓発・広報の 17 項目となっています。

事業完了項目（６項目）では、生活支援が３項目、生活環境、雇用・就業、情報・コミュニケーションがそれぞれ１項目となっています。

分野別での事業完了率では、雇用・就業、情報・コミュニケーションが 12.5%、生活支援が 7.0%、生活環境が 3.4%となっています。

未着手項目（18 項目）では、生活支援が９項目、生活環境、教育・育成がそれぞれ３項目、啓発・広報、雇用・就業、情報・コミュニケーションがそれぞれ１項目となっています。

分野別での未着手率では、生活支援が 20.9%で最も多く、次いで教育・育成が 15.8%、雇用・就業、情報・コミュニケーションが 12.5%となっています。

分野	事業完了	実施中	未着手	計
１　啓発・広報	0	16	1	17
２　生活支援	3	31	9	43
３　生活環境	1	25	3	29
４　教育・育成	0	16	3	19
５　雇用・就業	1	6	1	8
６　保健・医療	0	6	0	6
７　情報・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	1	6	1	8
８　国際協力	0	1	0	1
計	6	107	18	131

5　長久手市第３期障害福祉計画の実施状況

（１）評価の方法

第３期障害福祉計画内「第４章　サービス見込量と確保の方策」の「１　計画の数値目標」は平成 26 年度末の目標値に対し、平成 25 年度末の実施状況から評価しました。

評価については下記の区分としました。

○：達成率 80%以上

△：達成率 50%以上 80%未満

×：達成率 50%未満

（２）「１　計画の数値目標」の評価

「1　計画の数値目標」の平成 25 年度末における評価結果は、目標値５項目に対し、評価○が２項目、評価△が１項目、評価×が２項目となっています。「１福祉施設入所者の地域生活への移行」の達成状況は「施設入所者数」が 43%、「地域移行者」が 0%で低い状態です。

	項目	基準値	目標値	H25 年度末現在		評価
			H26 年度末	実績	達成率	
１福祉施設入所者の地域生活への移行	施設入所者数	15 人	８人	12 人	43%	×
	地域移行者		５人	０人	0%	×
２就労移行支援事業所利用者から一般就労への移行	年間一般就労移行者数	１人	４人	４人	100%	○
３就労移行支援事業の利用者数	福祉施設利用者数		114 人	62 人	―	―
	就労移行支援事業の利用者数		23 人（福祉施設利用者の２割）	10 人	77%	△
４就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	就労継続支援（A型）事業の利用者		25 人	11 人	―	―
	就労継続支援（B型）事業の利用者		29 人	17 人	―	―
	（A 型）事業の利用者の割合		４割	39%	98%	○

（3）　障害福祉サービスの実施状況

第３期障害福祉計画内「第４章　サービス見込量と確保の方策」の障害福祉サービスの見込量に対し、平成２５年度の実施状況については以下のとおりです。

	サービス種別	単位	実績	見込み	現在
			H23 年度	H25 年度	H25 年度
【障害福祉サービス】（１月あたり）	居宅介護	人	46	54	49
		時間	1,413	1,890	1,353
	重度訪問介護	人	4	6	1
		時間	447	838	611
	同行援護	人	—	5	3
		時間	—	37	46
	行動援護	人	0	2	0
		時間	0	58	0
	重度障害者等包括支援	人	0	0	0
		時間	0	0	0
【日中活動系サービス】（１月あたり）	生活介護	人	24	31	31
		人日	425	551	562
	自立訓練（機能訓練）	人	0	1	0
		人日	0	5	0
	自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0
		人日	0	0	0
	就労移行支援	人	13	18	7
		人日	190	266	88
	就労継続支援（Ａ型）	人	10	24	11
		人日	210	504	191
	就労継続支援（Ｂ型）	人	8	25	13
		人日	116	525	204
	療養介護	人	0	1	0
		人日	0	30	0
	短期入所	人	14	29	12
		人日	42	67	61
【居住系サービス】（１月あたり）	共同生活援助 共同生活介護	人	3	10	6
	施設入所支援	人	12	10	12
【計画相談支援・地域相談支援】（１月あたり）	計画相談支援	人	0	15	15
	地域移行支援	人	—	2	0
	地域定着支援	人	—	4	0
【相談支援事業】（１年あたり）	障害者相談支援事業		１か所	１か所	２か所
	自立支援協議会		設置済	設置済	設置済
	市町村相談支援機能強化事業		—	実施	実施
	住宅入居等支援事業		—	—	—

（４）　地域生活支援事業の実施状況

第３期障害福祉計画内「第４章　サービス見込量と確保の方策」の地域生活支援事業の見込量に対し、平成２５年度の実施状況については以下のとおりです。

	サービス種別	単位	実績	見込み	現在
			H23 年度	H25 年度	H25 年度
【成年後見制度利用支援事業】（１年あたり）	成年後見制度利用支援事業	人	0	4	0
【コミュニケーション支援事業】（１年あたり）	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	10	13	19
	手話通訳者設置事業	人	0	1	1
【日常生活用具給付等事業】（１年あたり）	介護・訓練支援用具	件	0	3	3
	自立生活支援用具	件	6	5	3
	在宅療養等支援用具	件	4	3	11
	情報・意思疎通支援用具	件	2	3	4
	排泄管理支援用具	件	488	518	600
	居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	1	0
【移動支援事業】（１年あたり）	移動支援事業	か所	3	3	11
		人	60	64	31
		時間	962	1,034	1,753
【地域活動支援センター事業】（１年あたり）	基礎的事業	か所	2	2	8
		人	49	57	33
	機能強化事業	か所	2	2	ー
		人	11	15	ー
【その他の事業（任意事業）】（１年あたり）	日中一時支援事業	人	84	107	90
	奉仕員養成研修事業	人	10	14	14
	訪問入浴サービス事業	人	2	3	2
	身体障害者自動車免許取得費助成事業	人	1	1	0
	身体障害者用自動車改造費助成事業	人	1	2	0

第2章　障がいのある人の現状

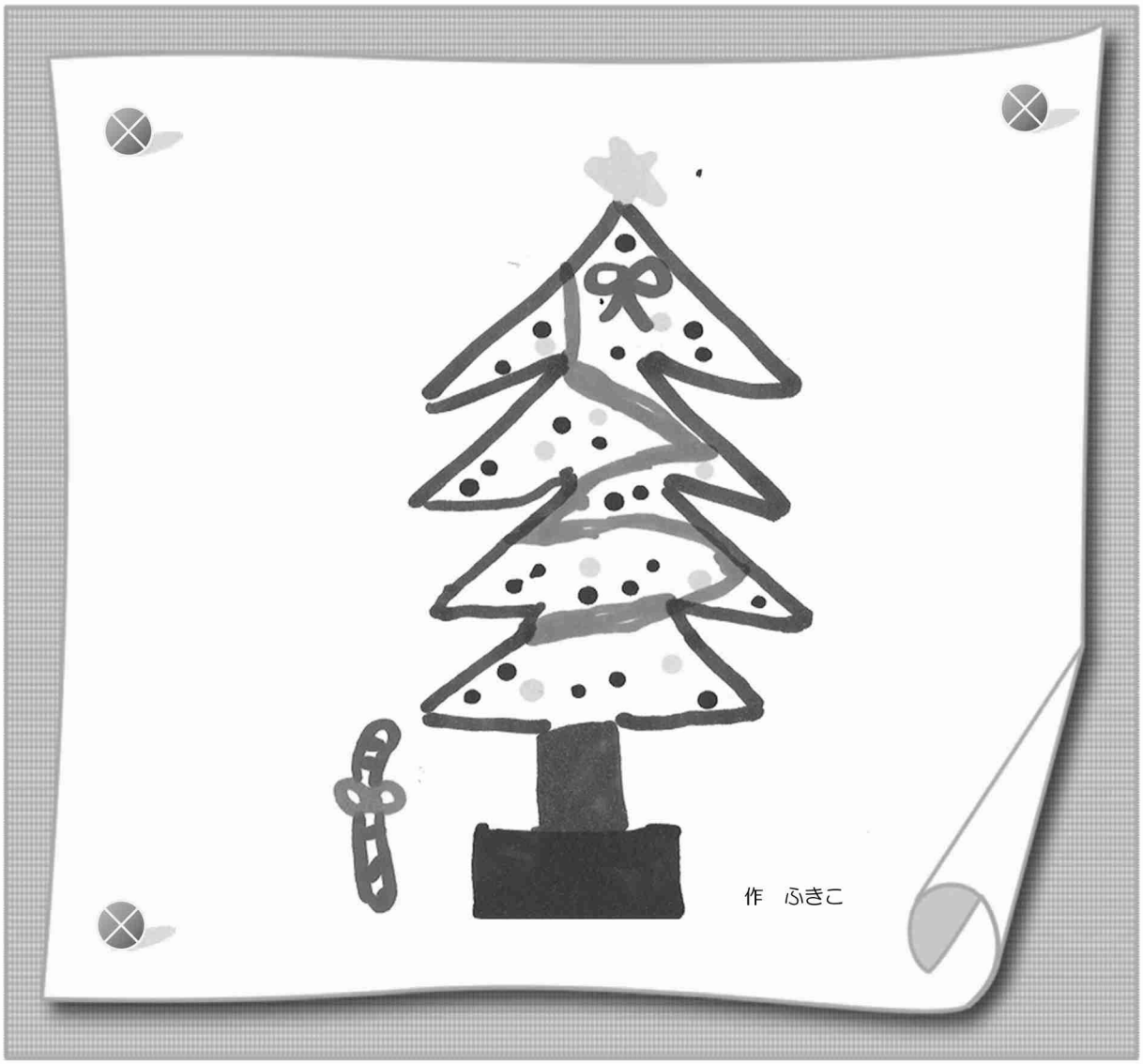

作　ふきこ

第2章　障がいのある人の現状

1　長久手市の状況

（1）長久手市の人口の推移

本市の人口は、継続して増加しています。人口に占める65歳以上高齢者の割合を示す高齢化率は平成26年度で14.9%となっています。高齢化率は継続して上昇していることから、高齢によって生じる障がいなどの予防対策が必要となることが考えられます。

■人口と高齢化率の推移

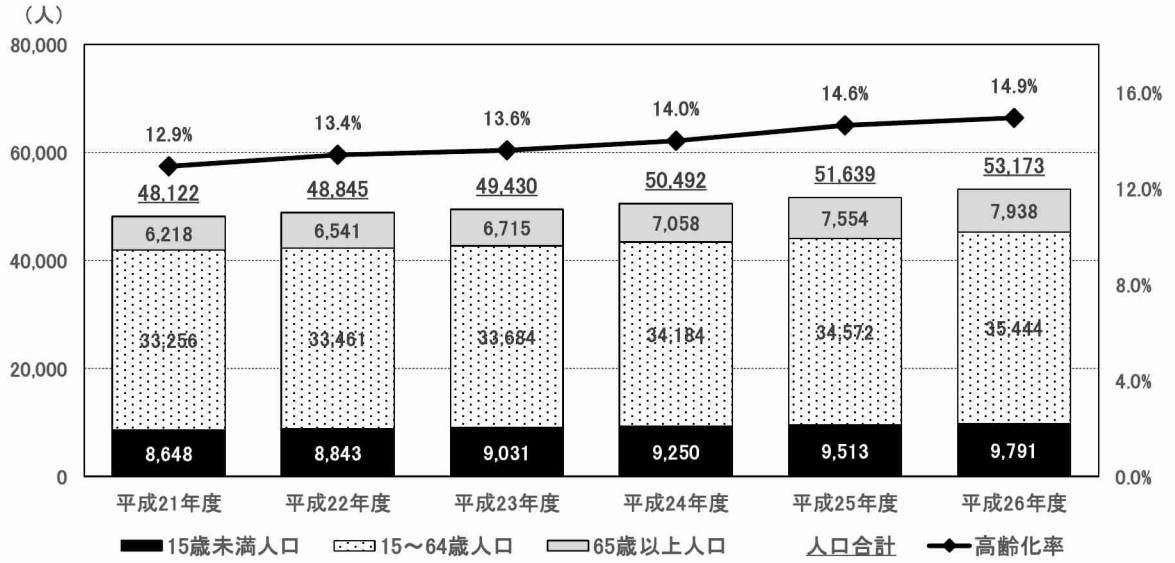

資料：住民基本台帳（各年４月１日）

作　七海

（２）障がいのある人の推移

手帳所持者数について、平成 21 年度と比較すると、この６年間で身体障害者手帳所持者数は 20.7%、療育手帳所持者数は 19.6%の増加を示しています。また、精神障がいのある人の増加率は特に高く、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 77.3%の増加、自立支援医療（精神通院）受給者数は 63.0%の増加となっています。総人口の６年間の増加率は 10.5%であることから、人口比でも増加がみられます。

また、身体障害者手帳所持者では約半数（54.6%）を肢体不自由が占めています。療育手帳所持者では 42.9%が重度の方ですが、ここ数年で軽度の方が増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳所持者は半数以上（64.8%）が２級であり、実数も大きく増加しています。

■障がい別身体障害者手帳所持者数の推移（各年度４月１日現在）

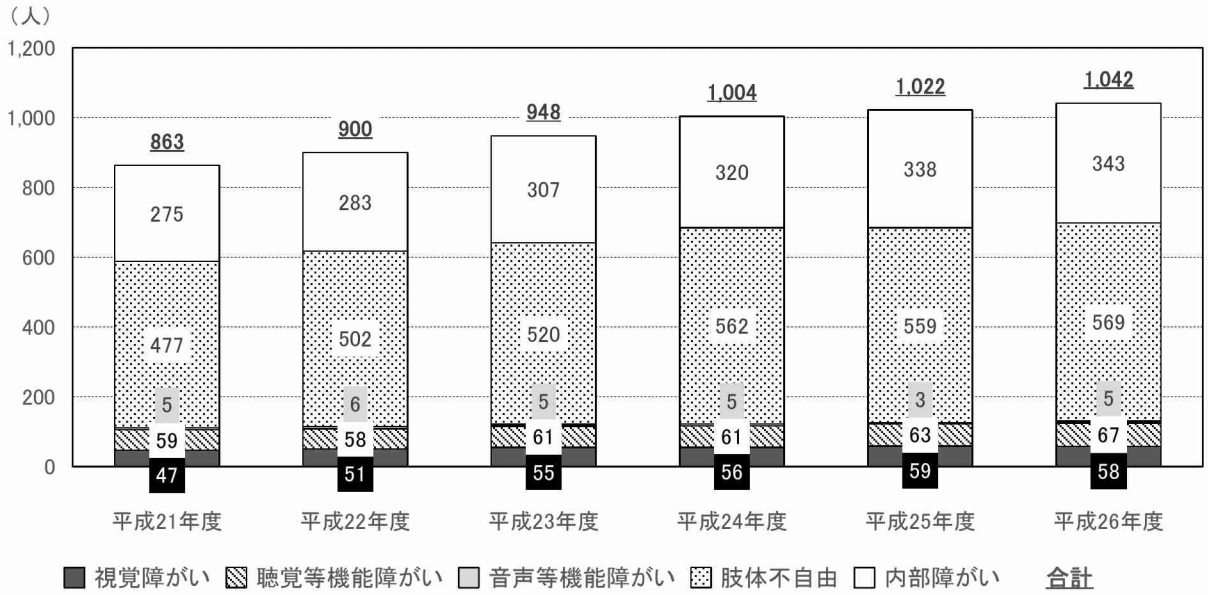

資料：市福祉課

■等級別身体障害者手帳所持者数（平成 26 年度４月１日現在）

	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
視覚障がい	23	11	3	4	11	6	58
聴覚・平衡機能障がい	5	19	5	15	0	23	67
音声･言語･そしゃく機能障がい	0	1	2	2	0	0	5
肢体不自由	99	94	140	160	55	21	569
内部障がい	190	6	72	75	0	0	343
合計（人）	317	131	222	256	66	50	1042

資料：市福祉課

■等級別療育手帳所持者数の推移（各年度４月１日現在）

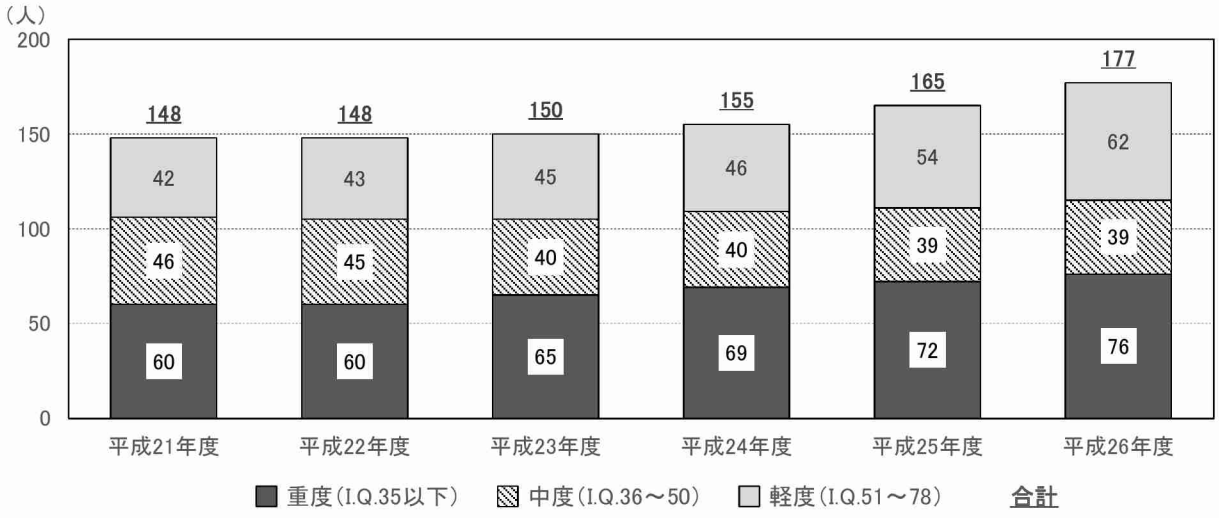

資料：市福祉課

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（各年度４月１日現在）

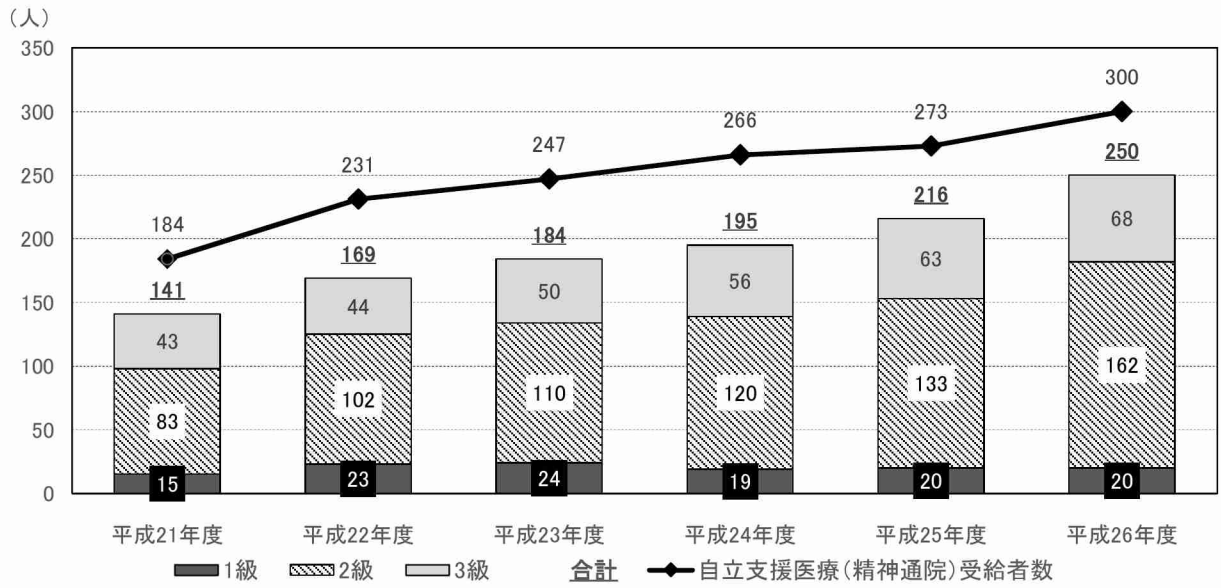

※精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療（精神通院）受給者数は重複している場合がある。

資料：市福祉課・保険医療課

■障がい種別障がいのある人の数と人口比の推移（各年度４月１日現在）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人口（人）	48,122	48,845	49,430	50,492	51,639	53,173
身体	863	900	948	1,004	1,022	1,042
人口比（%）	1.8	1.8	1.9	2.0	2.0	2.0
知的	148	148	150	155	165	177
人口比（%）	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
精神	141	169	184	195	216	250
人口比（%）	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5

※表中の「身体」は身体障害者手帳所持者数、「知的」は療育手帳所持者数、「精神」は精神障害者保健福祉手帳所持者数を指す。

資料：市福祉課

（３）特別支援学級・学校の推移

本市の特別支援学級在籍者数は、平成 26 年度では小学生が 45 人、中学生が 19 人で、共に前年より増加しており、過去最高となっています。

■特別支援学級在籍者数の推移（各年度５月１日現在）

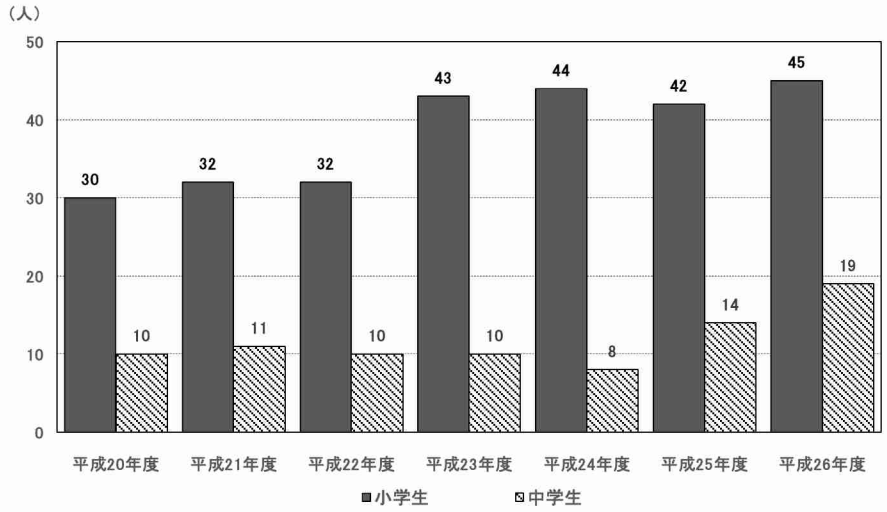

資料：市教育総務課

本市の特別支援学校就学奨励金の受給者数は横ばいの推移となっており、毎年、20 人弱となっています。

■特別支援学校就学奨励金の受給者数の推移（各年度５月１日現在）

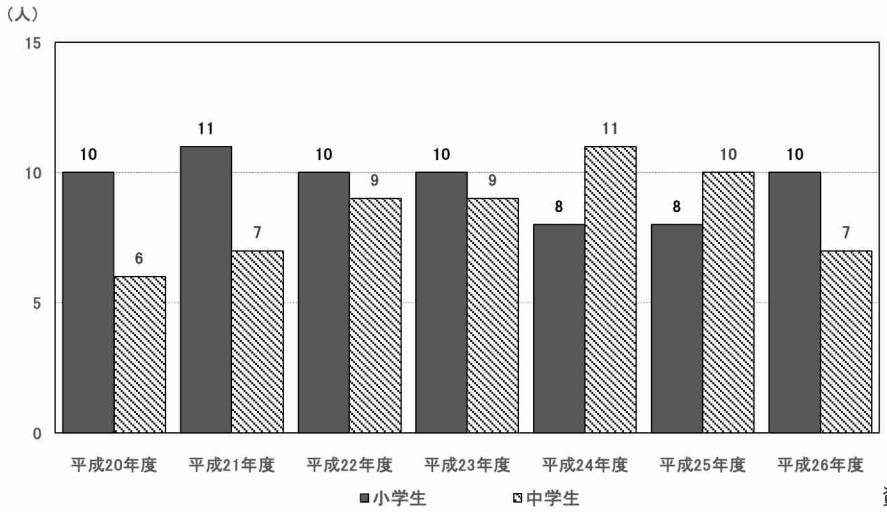

資料：市教育総務課

（４）難病者数（特定疾患認定者数）

障害者総合支援法では障がいのある人の範囲の見直しが行われ、制度の谷間のない支援を提供する観点から、新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が追加され、難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障がいのある人に対して、障害福祉サービスを提供できるようになりました。

（平成２５年度末現在）

番号	疾患名	愛知県	瀬戸保健所	長久手市
総数		41,239	2,936	275
1	ベーチェット病	791	44	4
2	多発性硬化症	886	52	11
3	重症筋無力症	973	71	8
4	全身性エリテマトーデス	3,027	210	15
5	スモン	59	4	0
6	再生不良性貧血	455	36	3
7	サルコイドーシス	1,658	182	20
8	筋萎縮性側索硬化症	415	27	3
9	強皮症等	2,859	190	13
10	特発性血小板減少性紫斑病	1,399	101	12
11	結節性動脈周囲炎	547	60	2
12	潰瘍性大腸炎	9,314	621	71
13	大動脈炎症候群	257	15	0
14	ビュルガー病	249	15	0
15	天疱瘡	255	15	1
16	脊髄小脳変性症	1,177	96	11
17	クローン病	2,284	154	22
18	（1）劇症肝炎	13	1	0
	（2）血清肝炎	19	2	0
	（3）肝硬変	401	24	1
19	悪性関節リウマチ	97	7	0
20	パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病）	4,669	325	21
21	アミロイドーシス	113	13	3
22	後縦靭帯骨化症	1,496	91	6
23	ハンチントン病	54	5	0

番号	疾　　患　　名	愛知県	瀬戸保健所	長久手市
24	モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	864	53	2
25	ウェゲナー肉芽腫症	117	7	1
26	特発性拡張型（うっ血型）心筋症	901	51	4
27	多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳委縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）	574	39	3
28	表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）	18	0	0
29	膿疱性乾癬	100	3	0
30	広範脊柱管狭窄症	102	6	1
31	原発性胆汁性肝硬変	347	34	7
32	重症急性膵炎	101	17	0
33	特発性大腿骨頭壊死症	658	40	7
34	混合性結合組織病	402	17	0
35	原発性免疫不全症候群	66	4	1
36	特発性間質性肺炎	401	78	4
37	網膜色素変性症	951	41	2
38	プリオン病	11	1	0
39	肺動脈性肺高血圧症	102	14	1
40	神経線維腫症	137	7	0
41	亜急性硬化性全脳炎	2	0	0
42	バッド・キアリ症候群	10	1	0
43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	81	5	0
44	ライソゾーム病	69	7	0
45	副腎白質ジストロフィー	5	0	0
46	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	9	0	0
47	脊髄性筋萎縮症	12	0	0
48	球脊髄性筋萎縮症	82	5	0
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	240	18	2
50	肥大型心筋症	66	11	0
51	拘束型心筋症	1	0	0
52	ミトコンドリア病	62	4	0
53	リンパ脈管筋腫症（LAM）	27	1	0
54	重症多形滲出性紅斑（急性期）	2	1	0
55	黄色靱帯骨化症	89	6	1
56	間脳下垂体機能障害	1,163	104	12

資料：愛知県瀬戸保健所「平成２６年度事業概要」

（５）障がい者相談支援センターでの相談状況

障がい者相談支援センターでの相談状況を、平成２６年４月から９月までの実績から傾向をみると、年齢別では、18 歳未満が 25.6%と最も多く、次いで 40 代の 18.6%となっています。

障がい種別では、精神障がいのある人の相談が 34.1%と最も多く、次いで知的障がいのある人の相談が 24.0%となっています。また、発達障がいのある人の相談も増加傾向にあります。

相談内容の延べ相談件数では、福祉サービスに関することが 48.1%と約５割を占め、次いで健康・医療に関することが 11.3%となっています。

年齢別実相談件数比率

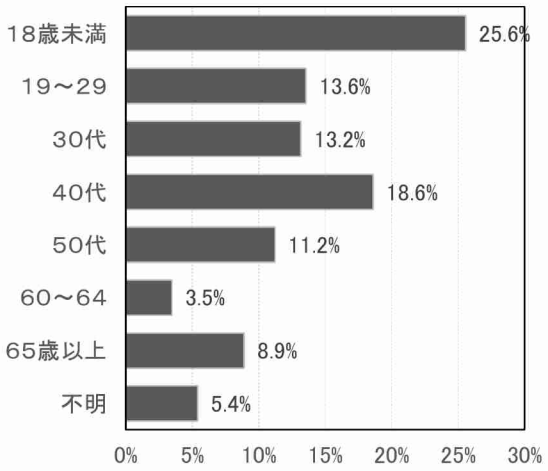

障がい種別実相談件数比率

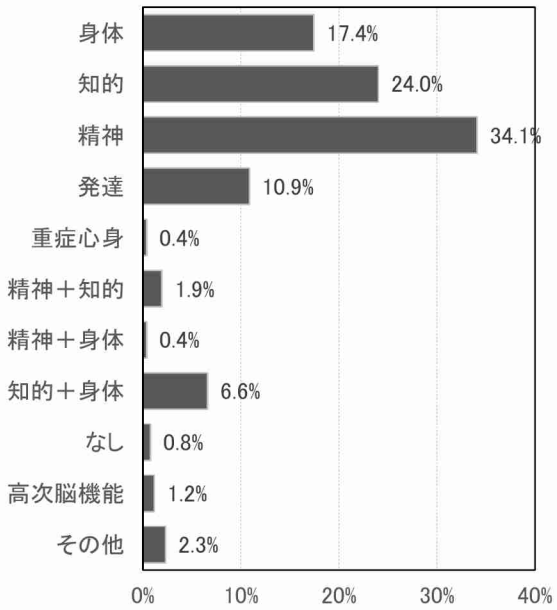

相談内容延べ相談件数比率

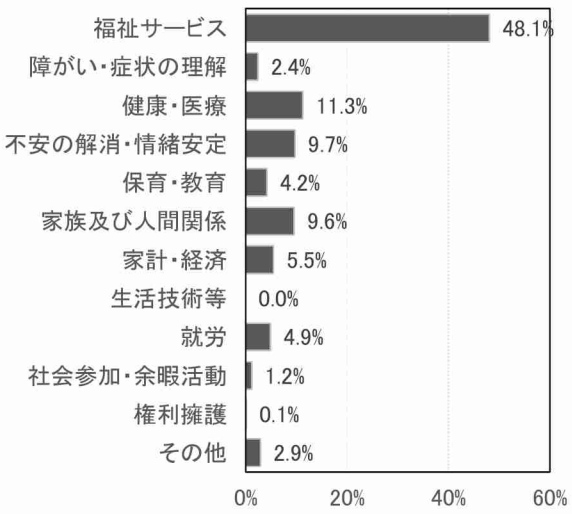

2　アンケートからみた状況

（1）調査の目的

第３次長久手市障がい者基本計画及び長久手市第４期障がい福祉計画策定の基礎資料とするため、身体、知的、精神に関する障害者手帳をお持ちの方、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用されている方を対象にアンケート調査を実施しました。

（2）調査の方法と配布・回収

区分	内容
調査対象	長久手市にお住まいで障がいに関する手帳をお持ちの方、障害福祉サービスを利用されている方、障害児通所支援を利用されている方
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成 26 年５月 29 日～平成 26 年６月 30 日

	配布数	回収件数	回収率
回収結果	1,418 件	757 件	53.4%

（3）調査結果について（抜粋）

①回答者の属性

回答者の性別、年齢は以下のとおりとなっています。身体障がいのある人では 65 歳以上、知的障がいのある人は 18～39 歳、精神障がいのある人は 40～64 歳が多くなっています。

◆回答者の性別

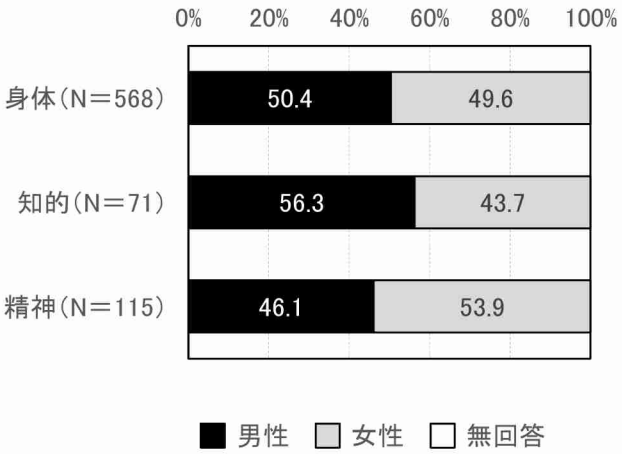

◆回答者の年齢

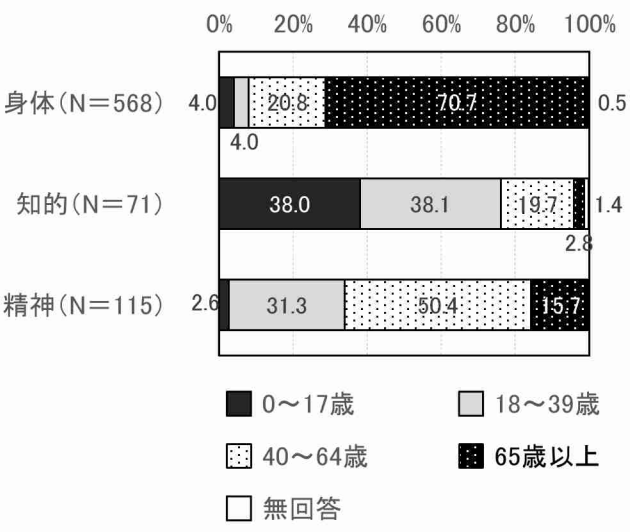

②支援について感じていること

支援について感じていることについて、身体障がいのある人、知的障がいのある人では「支援者自身の健康に不安がある」が 27.2%と 27.3%で最も高くなっています。

また、精神障がいのある人では「緊急時の対応に不安がある」が 42.3%と最も高くなっています。支援者の健康、緊急時の対応が課題となっています。

◆支援について感じていることはなんですか

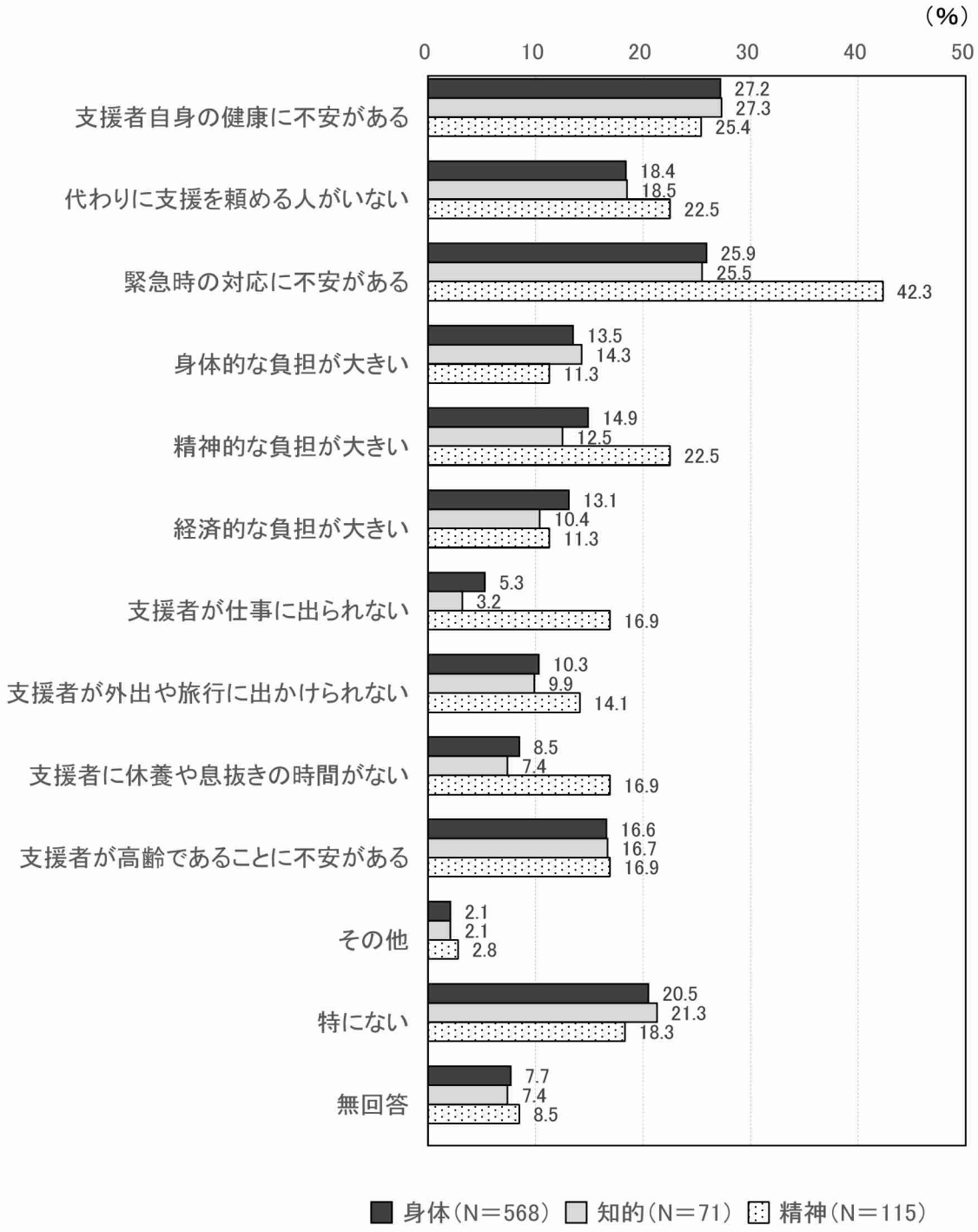

③平日の日中の暮らし方

平日の日中の暮らし方について、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「主に自宅にいる（働いていない）」が61.5%、60.1%と最も高く、知的障がいのある人では「福祉施設等に通所している」が36.6%と最も高くなっています。

また、他に比べて身体障がいのある人では「働いている」が、知的障がいのある人では「保育園・幼稚園・小学校に通っている（盲・ろう・養護学校を含む）」「中学校・高等学校に通っている（盲・ろう・養護学校を含む）」が高くなっています。

◆平日の日中、どのように暮らしていますか

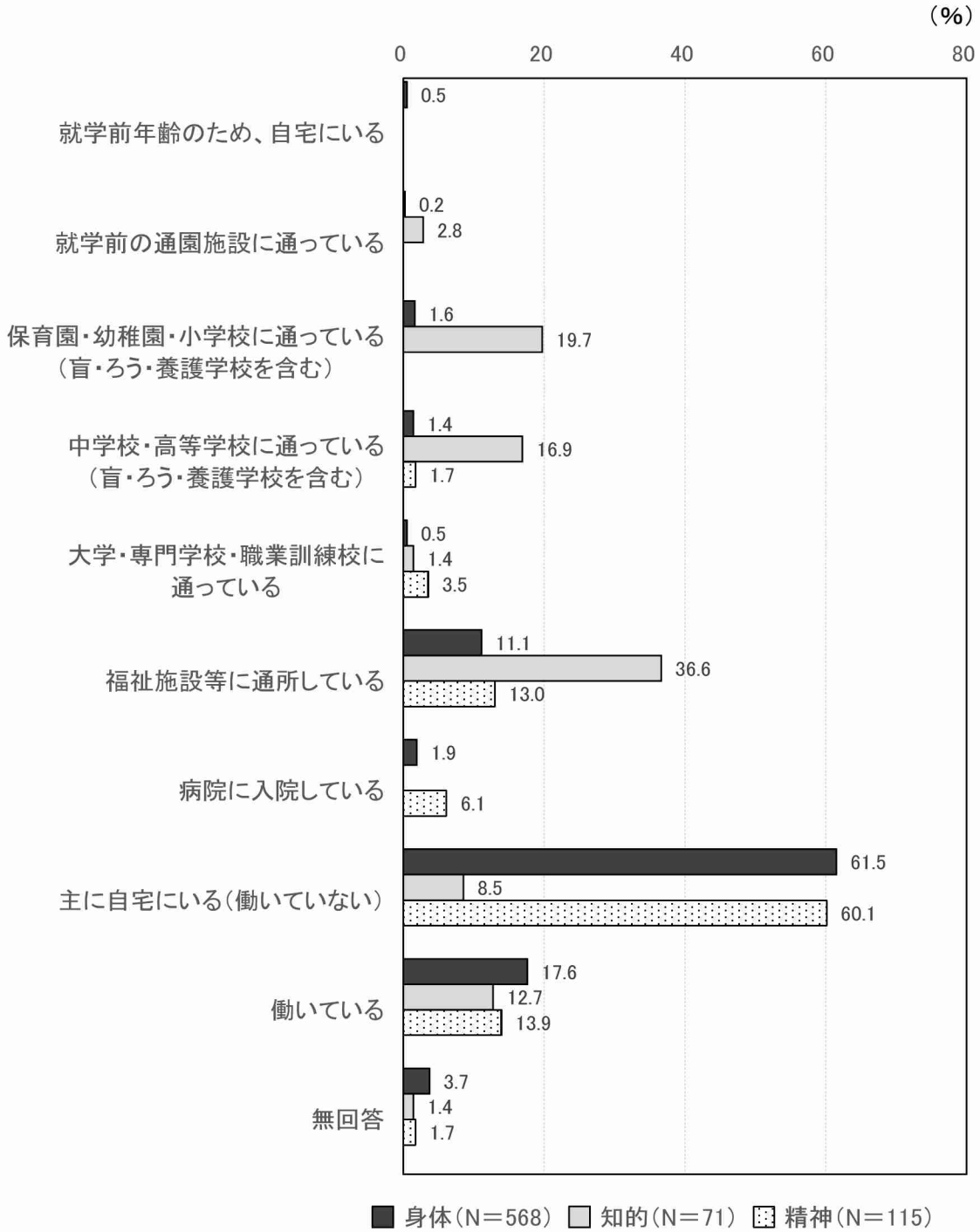

④悩んでいることや相談したいこと

悩んでいることや相談したいことについて、障がいの種別を問わず「自分の健康や治療のこと」が最も高く、身体障がいのある人は 43.3%、知的障がいのある人は 35.2%、精神障がいのある人は 58.3%となっています。

また、他に比べて身体障がいのある人、知的障がいのある人では「緊急時や災害時のこと」が、精神障がいのある人では「生活費など経済的なこと」「仕事や就職のこと」などがそれぞれ高くなっています。

◆悩んでいることや相談したいことがありますか

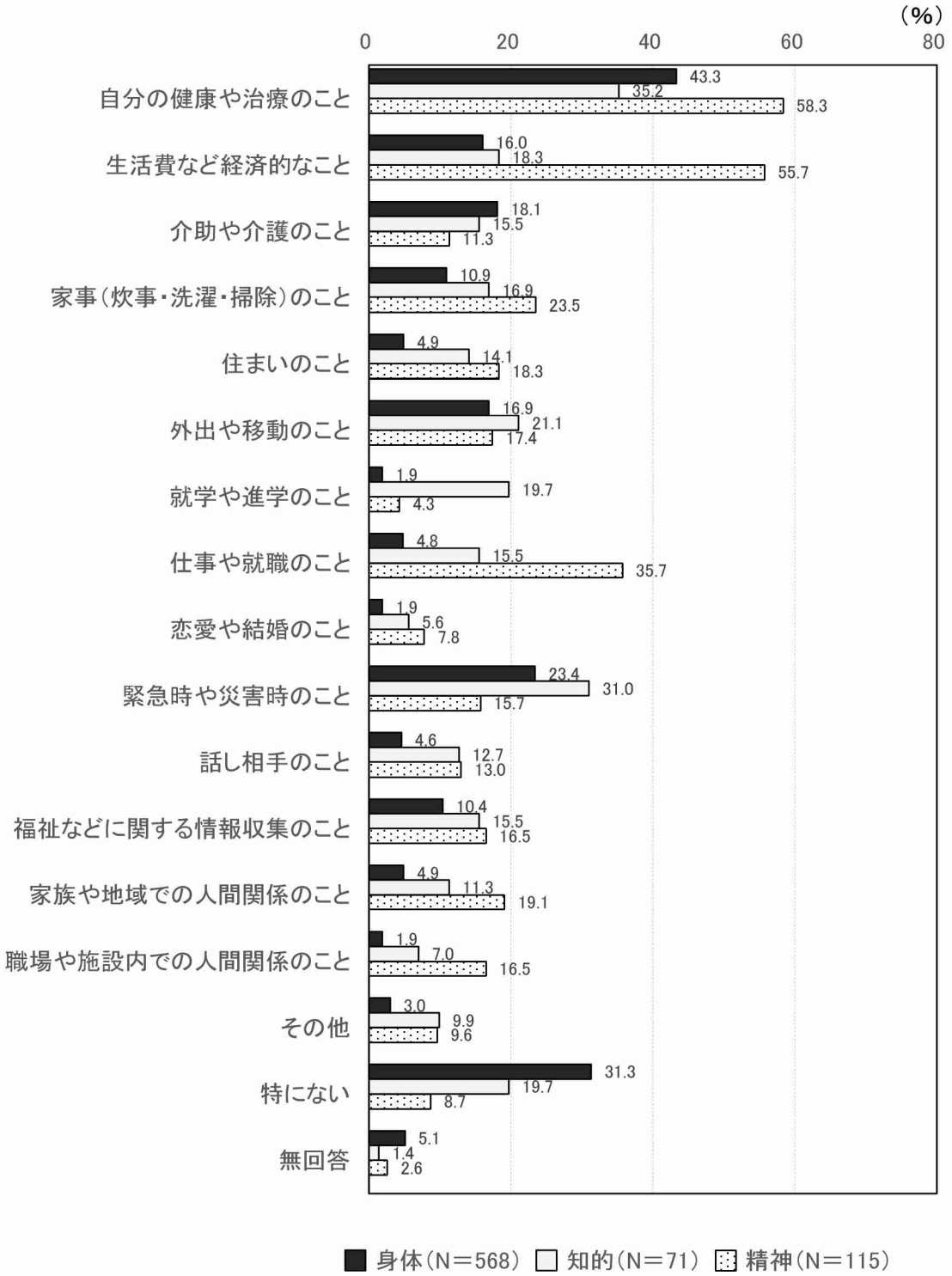

⑤今後の暮らし方

今後、どのような暮らし方を望むかについて、障がいの種別を問わず、「家族と一緒に暮らしたい」が最も高く、身体障がいのある人は 73.9%、知的障がいのある人は 53.5%、精神障がいのある人は 52.2%となっています。次いで身体障がいのある人、精神障がいのある人は「一人で暮らしたい」、知的障がいのある人は「仲間と地域で共同生活がしたい（グループホームなど）」となっています。

◆今後、どのような暮らし方を望まれますか

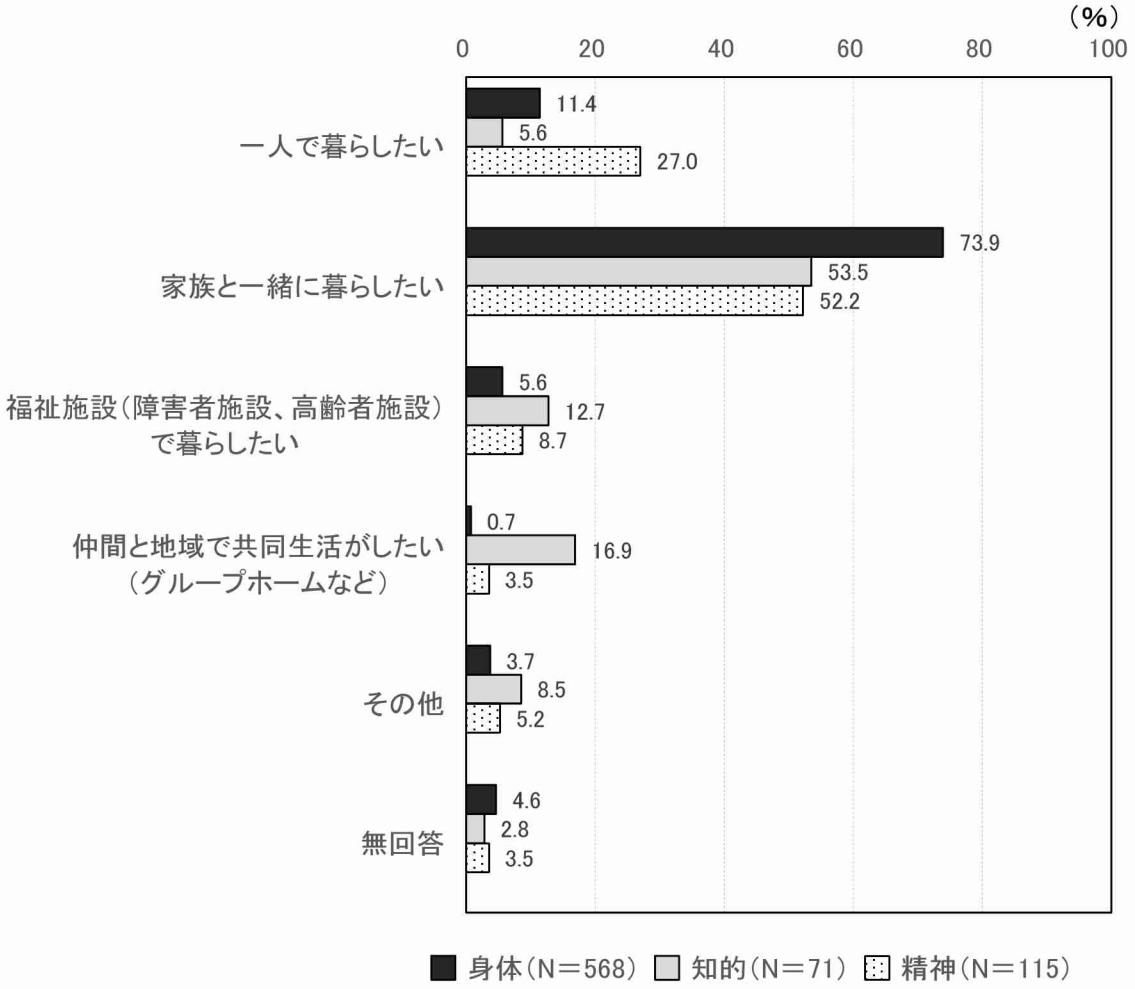

⑥成年後見制度について知っているか

成年後見制度の認知度について、身体障がいのある人は「制度を聞いたことはあるが、内容は知らない」が 38.8%、知的障がいのある人は「制度も内容も知らない」「制度を聞いたことはあるが、内容は知らない」がそれぞれ 39.4%、精神障がいのある人は「制度も内容も知らない」が 44.3%と最も高くなっています。「制度も内容も知っている」は３割以下となっており、周知を高めることが必要です。

◆成年後見制度について知っていますか

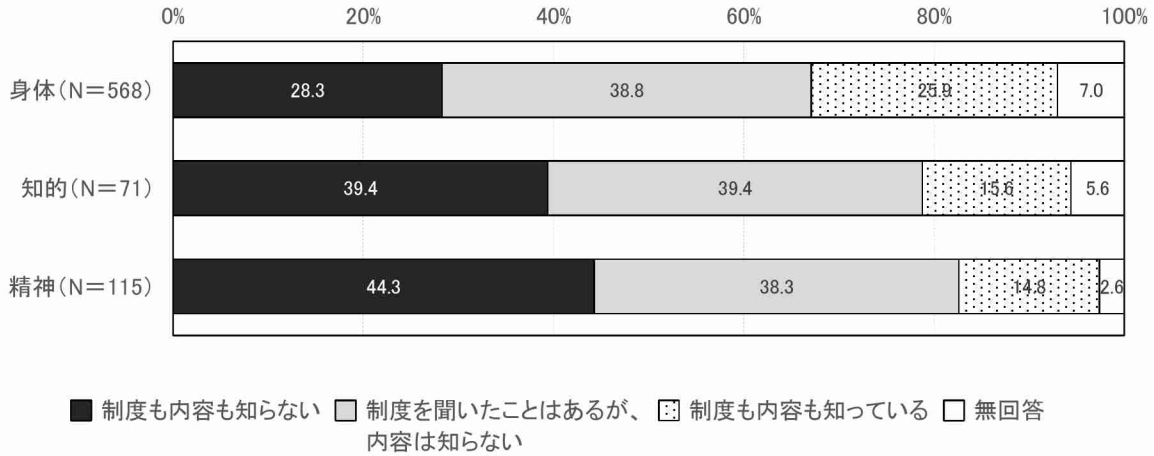

⑦成年後見制度を活用したいか

成年後見制度を活用したいと思うかについて、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「わからない」が 44.9%、44.3%と最も高く、知的障がいのある人では「今は必要ないが、将来は必要により活用したい」が 50.8%と最も高くなっています。「すでに活用している」は１割以下となっており、制度の普及啓発が必要となっています。

◆成年後見制度を活用したいと思いますか

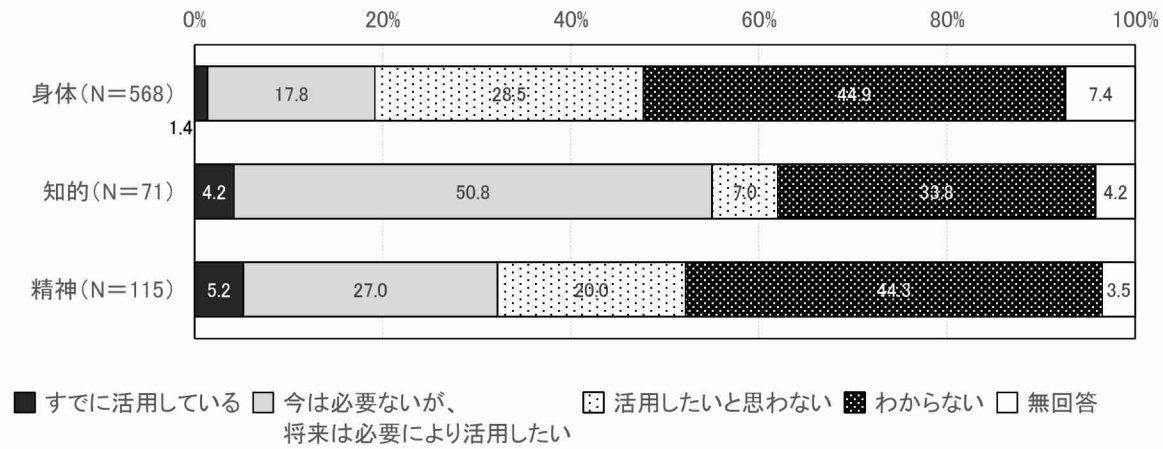

⑧障害福祉サービスについて

障害者総合支援法による福祉サービスを利用しているかについて、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「利用したことがない」が 63.7%、52.1%と最も高く、知的障がいのある人では「現在利用している」が 56.4%と最も高くなっています。身体障がいのある人、精神障がいのある人の利用が少ない状況です。

◆障害者総合支援法による福祉サービスを利用していますか

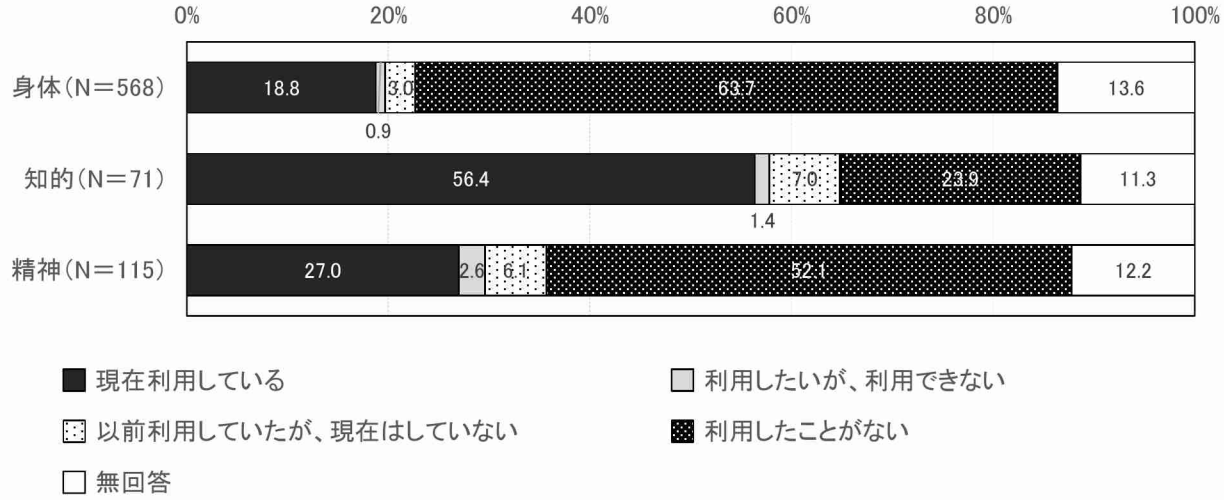

⑨就労について

就労について、身体障がいのある人では「している」が 19.5%、「していない」が 75.4%、知的障がいのある人では、「している」が 28.2%、「していない」が 69.0%、精神障がいのある人では、「している」が 19.1%、「していない」が 78.3%となっています。

身体障がいのある人、精神障がいのある人の就労が２割以下となっており、就労を希望する人への雇用対策が必要です。

◆現在仕事をしていますか

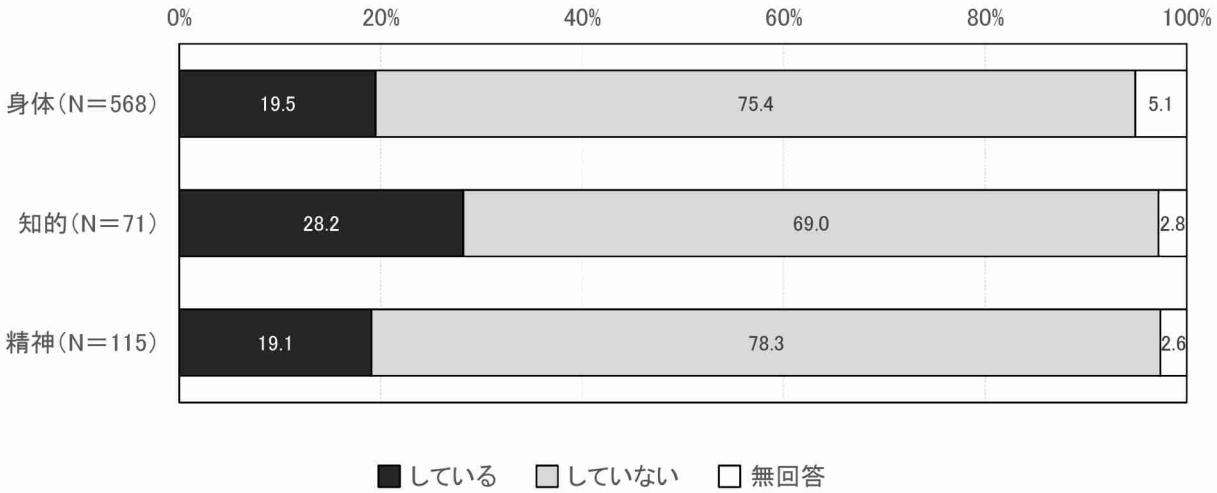

⑩障害福祉サービスを利用する上で、困っていることについて

障害福祉サービスなどを利用する上で、困っていることについて、身体障がいのある人では「特に困っていることはない」が 46.1%、知的障がいのある人、精神障がいのある人では「サービス提供や内容に関する情報が少ない」が 38.0%、38.3%と最も高くなっています。

また、他に比べて知的障がいのある人では「福祉サービス事業者が少ない」、精神障がいのある人では「利用者負担について」がそれぞれ高くなっており、情報提供、サービスの提供体制、利用者負担等が課題となっています。

◆障害福祉サービスなどを利用する上で、困っていることは何ですか

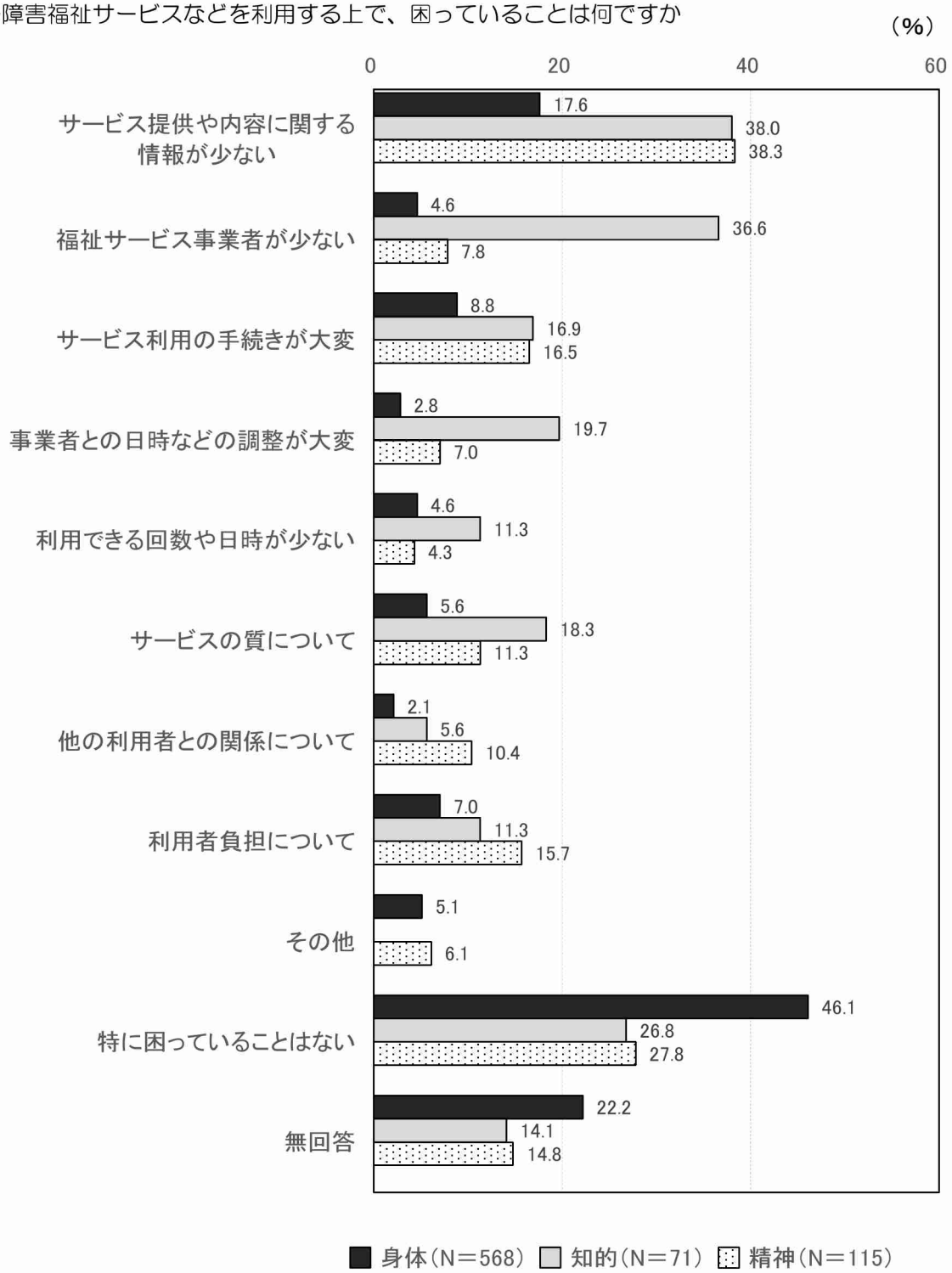

⑪「避難行動要支援者登録」について

「避難行動要支援者登録」を知っているかについて、障がいの種別を問わず「知らない」が最も高く、５割以上となっています。

◆「避難行動要支援者登録」を知っていますか

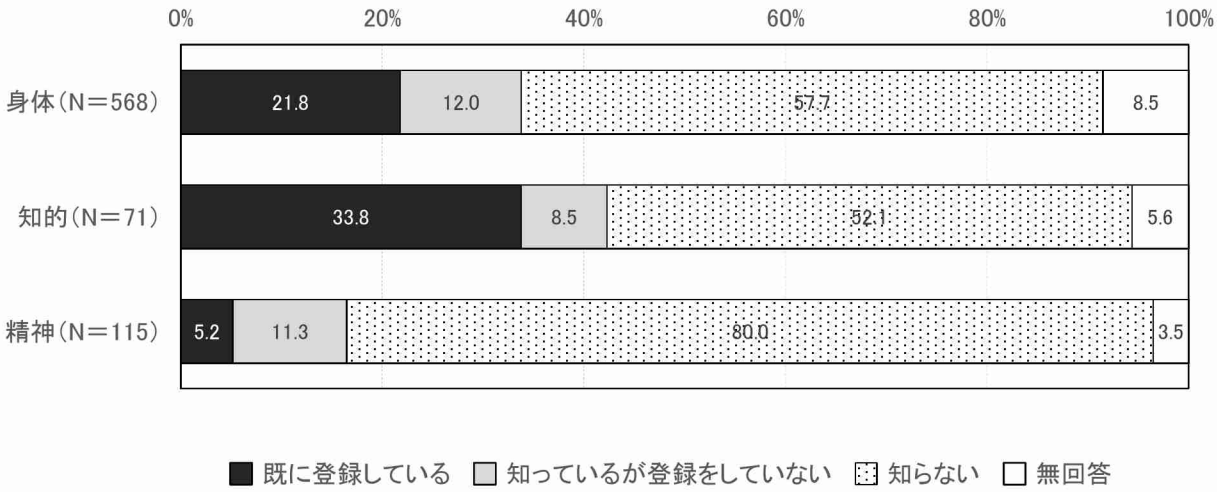

作　ゆずは

⑫障がいのある人の生活支援に必要なものについて

障がいのある人の生活支援に必要なものについて、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「個人の状況に合わせたサービス供給体制の整備」が 46.5%、55.7%と最も高く、知的障がいのある人では「障がいのある人の居場所づくり」が 67.6%と最も高くなっています。

次いで、身体障がいのある人では「在宅サービスの充実」が 24.1%、知的障がいのある人では「個人の状況に合わせたサービス供給体制の整備」が 64.8%、精神障がいのある人では「障がいのある人の居場所づくり」が 39.1%となっています。

サービス供給体制の整備、居場所づくり等が課題となっています。

◆障がい者の生活支援についてあなたが必要と考えるものはなんですか

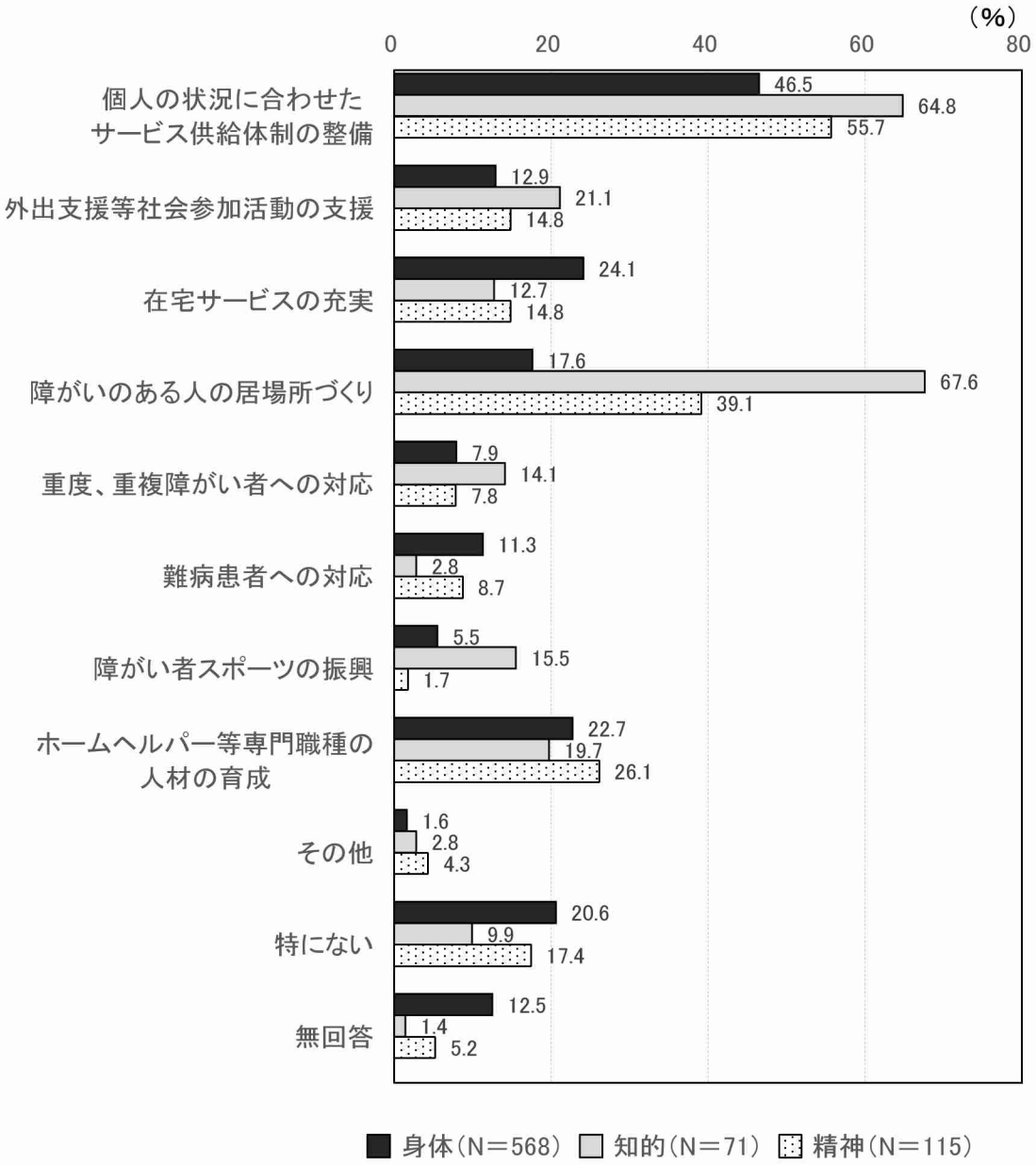

⑬障害福祉サービスの今後の利用意向について

障害福祉サービスの今後の利用意向については、身体障がいのある人及び知的障がいのある人では「短期入所」「移動支援」が比較的高くなっています。

また、精神障がいのある人では「就労移行支援」「就労継続支援」が高くなっています。

◆障害福祉サービスの利用意向

		身体(N=568)			知的(N=71)			精神(N=115)		
		利用したい	利用の予定はない	わからない	利用したい	利用の予定はない	わからない	利用したい	利用の予定はない	わからない
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	5.6	31.9	22.0	2.8	52.1	14.1	1.7	46.1	15.7
	重度訪問介護	4.2	34.2	20.6	1.4	57.7	9.9	2.6	49.6	13.0
	同行援護	3.3	36.3	18.7	1.4	59.1	8.5	2.6	48.7	13.0
	行動援護	2.5	35.9	19.9	18.3	29.6	21.1	10.4	40.9	16.5
通所系	生活介護	4.9	33.1	19.9	12.7	39.4	12.7	5.2	46.9	15.7
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	6.9	31.5	19.7	15.5	29.6	21.1	13.0	33.9	20.9
	就労移行支援	3.5	40.0	15.0	14.1	31.0	22.5	20.9	27.0	20.9
	就労継続支援	2.8	40.1	15.7	18.3	25.4	25.4	17.4	28.7	22.6
	短期入所（ショートステイ）	8.1	32.9	19.2	22.5	28.2	18.3	3.5	47.8	16.5
	児童発達支援	1.1	38.2	14.6	11.3	36.6	14.1	1.7	48.8	10.4
	放課後等デイサービス	1.1	38.2	14.4	18.3	25.4	8.5	0.9	48.7	10.4
入所系	共同生活援助（グループホーム）	2.3	38.7	17.6	18.3	23.9	25.4	5.2	47.0	14.8
	施設入所支援	4.2	35.4	19.2	11.3	33.7	25.4	4.3	47.8	13.0
地域生活支援事業	移動支援	7.9	30.3	20.2	22.5	31.0	16.9	9.6	40.0	19.1
	地域活動支援センター	6.0	32.2	19.7	21.1	23.9	25.4	7.8	34.8	25.2
	日中一時支援	3.9	34.2	19.2	31.0	19.7	16.9	9.6	37.4	15.6
	コミュニケーション支援事業	1.9	36.6	18.7	1.4	52.1	14.1	0.9	52.1	11.3
	日常生活用具給付事業	6.0	29.2	21.0	4.2	49.3	14.1	6.1	46.1	13.0

単位：％

⑭自由記入欄意見抜粋

あなたは、障がいのある人が会社などで就労するにあたり、どのような配慮が必要だと思いますか。	
1	その人の障がいの程度、持っている能力、健康状態に合わせた働き方が出来るような仕組み
2	周りの人が、その人の障がいや特性について十分理解すること。
3	バリアフリー等の環境の見直し
4	自分の障がいの状況にあった仕事内容であれば、長期間継続して働くことができると思うが、実際には就労してみてからでないと分からないことも多い。会社の働く環境やどのような仕事内容を求められているのか等の情報が、求職時に分かると良い。
5	公共施設（市役所、図書館等）に短時間でも就業できる機会を持ちたい。

あなたが災害発生時に不安に思うことは何ですか。	
1	どこへ避難すれば良いか分からない。
2	避難所で生活できるか不安
3	車イスなので避難所に行ってもバリアフリーではないので大変
4	２階以上に住んでいるため、避難時の昇降
5	ストマ用装具などの備蓄

あなたが、長久手市の障がい者施策に期待すること、重要なことは何だと思いますか。	
1	障がいに対するサービスがあっても知らないことが多く、もっと知らせてほしい。
2	親が高齢化、亡くなったあとの障がいを持つ子どもが入所できる施設が充実してほしい。
3	ニーズを把握して、必要なサービスを提供できるようにすること。
4	障がいの重い人・軽い人いろいろいるので、その人に合った支援をしてもらえるようになると良い。
5	障がいに対する理解を広めてほしい。

長久手市の障がい者福祉施策に対して、ご意見やご要望などがありましたら、自由にご記入ください。	
1	ライフプランを立てる上で、その時々にどこに相談したら良いのか、どんな支援があるのか、などが分かると良い。
2	子どもの送迎に困っている。就労したいのだが働くことができない。
3	親がまだ元気なうちに、先に残された子どもたちが安心して入所できる場所があるととても安心できます。
4	障がい者福祉について気軽に相談、会話できる窓口と場所の設置
5	子どもが地域の中で地域の人と共に生きていける社会であってほしい。

３　ヒアリング調査からみた状況

（１）調査の概要

日頃から障がいのある人と関わりのある活動に取組むボランティア団体や当事者団体、サービスを提供している事業所に対し、ワークショップ形式によるヒアリングで現状の課題や改善策について話し合いました。

ワークショップでのテーマは、障がいのある人の一生について考えてもらうために、３グループを編成し、グループごとにテーマを設定しました。

全体テーマ　【障がい者が生まれ育った地域で暮らしていくために】

Ａグループのテーマ：【児童への支援方法について】

Ｂグループのテーマ：【就労支援について】

Ｃグループのテーマ：【親なきあとの支援について】

（２）調査（ワークショップ）の実施

①実施状況

開催数	開催日	時間	場所	参加人員	内容
第１回	平成２６年 ８月１日（金）	午後１時３０分から 午後３時３０分まで	ながくてエコハウス　多目的室	17人	テーマごとの課題抽出
第２回	平成２６年 ９月５日（金）	午後１時３０分から 午後３時３０分まで	ながくてエコハウス　多目的室	12人	課題に対する改善策検討

②出席団体・事業者

区分	団体名	区分	団体名
団体	ほっとクラブ	事業者	社会福祉法人あいち福祉会たかぎ作業所
	希望の会		特定非営利活動法人楽歩
	ウェンディの箱		社会福祉法人むそう
	ゆび話の会		株式会社フォルツァ
	要約筆記長久手		特定非営利活動法人百千鳥
	愛知県立大学		愛知たいようの杜ヘルパーステーションひだまり
			ヘルパーステーションあんのん

（3）ヒアリング（ワークショップ）の結果について

①Aグループ：【児童への支援方法について】の課題と改善策

＜課題＞

長久手で生まれ育った子ども（障がい児）が地域で暮らしていくために
≪児童への支援方法について≫

【本人の支援】
- できることをふやしてあげたい
- 障がいがあってもなくても同じ経験ができる
- 外出方法（自家用車以外）
- 興味、関心が広がることが難しい
- 虐待　お父さんとお母さんが私をいじめる…。ご飯が食べれない…。
- 医療ケア
- 病気になった時の預け先

【親の支援】
- 情報がない
- 学校はどうしよう。登校下校。
- 働かないと生活もできない。本人の支援もあるしどうしよう
- 健診後の不安解消は
- 発達が遅いといわれた。どうしたらよい？
- 保育園もダメ、幼稚園もダメ。どうしよう…
- 相談相手
- 母親教室での障がい認知
- 福祉サービスって何？

【環境】
- 交通機関
- 居場所（不登校）
- 校区ごとに支援が違う
- 友だち（障がい理解）
- 遊び（よか）
- フリースクールがない。設立を！
- 日中活動
- 児童の面倒に一般人を活用
- 学校に先生以外に専門的な支援のできる方は…。

【きょうだい支援】
- 兄妹のことも世話しなきゃ…。時間がない…。

【希望の会】
- 同じように悩んでいる人がいるなら…

【行政支援】
- 市町によって受けられるサービスが違う
- 個人情報。困った人をどうやって見つける。

【将来】
- 進学。小、中、高→大
- 大人に向けて卒業後はどうしよう

＜改善策＞

長久手で生まれ育った子ども（障がい児）が地域で暮らしていくために
≪児童への支援方法について≫

【医者（病院）】
- 母親教室で障がいの認識する機会を作る
- 親の認識　出産前クリニックでの情報提供
- 保健センターなどで体験談を聞く機会を作る
- 父母親教室　各障がいの為の積極的な講習会の開催
- 教育総務課・子育て支援課・福祉課・社協との連携をとる

【本人　社会資源が増えれば解決】

＜現行サービスで解決につながる＞
- 相談センター　市内に一か所
- 児童館　小学校区に一つ
- 学童保育　小学校区に一つ
- 移動支援　社会資源　[少]　使いにくい
- 短期入所　社会資源　[少]
- 居宅介護　社会資源　[少]
- 放課後デイサービス　社会資源　[少]
- 日中一時　社会資源[少]
- 当事者団体（希望の会）

【地域の中に小さいコミュニティ】
- （各）地域の出張すぎの子教室をやる
- 共生ステーションなどでの専門家配置（いつでも相談）
- 停退職者、子育て卒業者によるフリースクールの設立制度を抜きにしたボランティア的自由発想学校。自由に遊ばせる！
- シニアステーションを各校区に設立し、マンツーマンでの児童支援を行う。例えば、共生ステーションの利用者（親の支援も含め）
- 発達支援室の解説⇔児童発達支援センター　社会資源なし
- 乳幼児期からの働きかけとして何が出来る？

人材が豊かになる
↓
給料 UP
↓
移動支援も使いやすく
（シニアの方にヘルパー資格を取ってもらう）
（市独自のヘルパー資格）

【質が上がれば解決】
- 事務所スタッフの質向上勉強会
- 市内の学校の支援級で症例を含めた勉強会をもっと開催する
- 学校単位での専門講習・研修　カウンセラー配置
- 健常児の為の障がい理解の話し授業

【障がい認知を広げる支援】
- 障がい程度によるが、ホームステイ制度を試みたらいい。受け入れ側の要研修
- 社会資源マップや紹介カード等のコンビニでの配布

児童発達支援センターの開設　／　共生ステーションとシニア層の活用　／　移動支援等の見直し

→ 連携すれば → 解　決 → 市独自の任用資格

②Bグループ：【就労支援について】の課題と改善策

＜課題＞

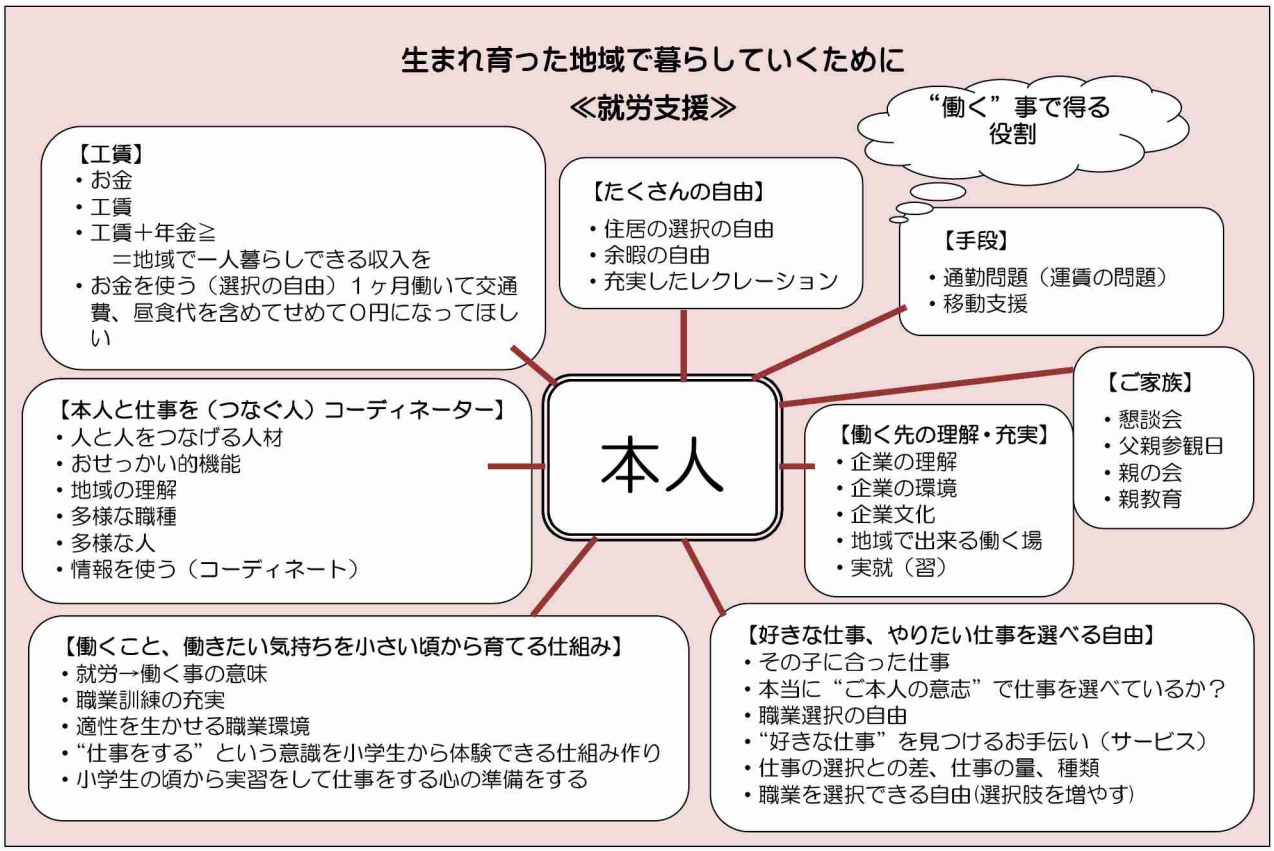

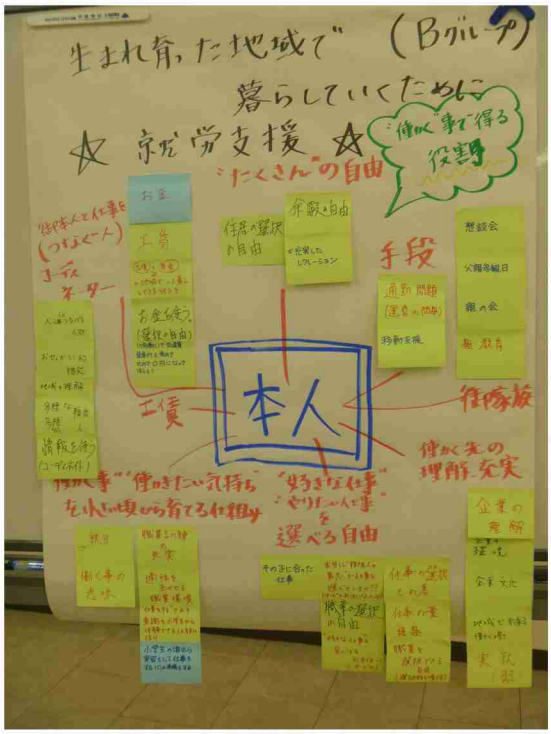

＜改善策＞

生まれ育った地域で暮らしていくために

≪就労支援≫

【フォーマルな活動・資源（増やしたい!!）】
- 優先調達法をもっと活用できないか？→利益が増える→工賃があがる
- 公共施設（市役所・図書館など）の就労を増やす
- GH？（共同部分は無し）　一つのアパートの１部屋、普通に部屋を借りる→station はアパートにある
- 年金が増えるとよい
- 人員不足の確保
- 工賃の補填

【交通・通勤手段のサポート】
- リニモに障害者割引をお願いする
- N-バス利用しやすく（本数）
- 移動支援　ガソリン券（通勤の為にかかる雑費）
- ボランティアセンターに協力してもらう
- 作業所の近くに N-バスの停留所を作って欲しい
- 長久手市は通勤での移動支援がないので新しく作る

”働きたい”
”仕事の困りごと”

【”仕事”と”ご本人”をマッチング】

〔啓蒙活動〕
- 分かりやすい”福祉的勤務”の入り口作り

☆リーフレットや市の HP での掲載
- ハローワークの方の障がい理解を深める
- ″広める・知る・考える・伝える″活動→地元の企業（商工会と連携を含め）との定期的な交流会と勉強会

【″つなぐ″人を育てる】
【一人に一人仕事を応援する人を!!】
- 一人に一人相談支援員＋仕事を支援する人
- サポート事業
- ジョブコーチを育成して活用する

本人

【福祉的就労・事務所】
- 自由化→縛りを少なく
- 職場での昼食代を無料にしてほしい

・アウトリーチ　相談に乗れない。どうしたらいいか困っている方を見つける

【企業・地域】
- 職場のバリアフリー化
- 外でなくても家で働くことも
- 商工会とのかかわり

【ハローワーク″知ってもらう″】
障がい特性を生かした仕事とのマッチング

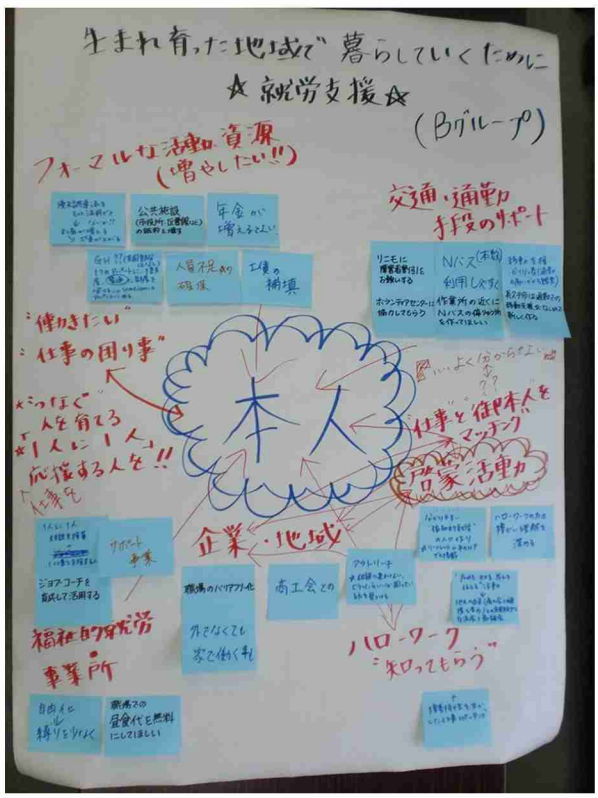

③Cグループ：【親なきあとの支援について】の課題と改善策

＜課題＞

障がい者が生まれ育った地域で暮らしていくために
≪親なきあとの支援について≫

【２４時間３６５日支援】
- 高齢の方と障がいのある人や若者、学生とのシェアハウス？（お互いウマがあう）
- 援助が必要な人は施設しかない？
- 医療処置が必要となった時、看護師が訪問するが、看護師不足の状況の中、適切・適正な処置を受けることができるか？
- 重度の人は自宅で生活できない？
- 身体（特に重身）に障がいがある人でも、サービスを２４H/３６５日利用しながら生活できる地域。(他の障がいも同様に)

【〔人のつながり〕愛想よく！】
- 近所づきあいのコーディネート？
- 本人と他人をつなぐ人の存在が必要（だれ？）
- 知り合いをつくっておく
- 人の縁をつないでおく
- こころの拠りどころになれる人？親友？孤独感を無くすために
- 児童から大人になっても安心して住み続けられるよう、サポートできる一貫した支援のある地域（児童相談～成人相談）
- 地域の人とも自然に関わりあって、生活していく地域（自治会、地域行事等）→防災の観点からも
- 愛想良く生きていこう！！

【地域の理解】
- ノーマライゼーション社会になれば良い
- 障がいや差別（虐待）の理解を深める。☆啓発
- 近所に障がい者がいてもわからない
- （地域の支えを得るために）地域に存在を知ってもらえているか？

看取りは誰が？

【わかるけどほっとけないぞ】
- ひきこもりの人に対してのアプローチ？！
- おせっかいなおばさんに
- 相手が隠したいと思っている場合どう接していくのか

【ちょっと支援があれば…】
- 少しの援助（複数日）があれば、自立して生活できる人へのケアは？
- 成年後見人制度を活用する
- １人で出掛けても安心して出掛けられるシステム作り（地域）
- 親御さんとのみ出掛けるだけでなく、自由に旅行や好きな趣味ができるような移動支援の充実

【親なき前】
- 精神の方で５０代になった時に問題が起こる事が多い。それは、それまで見守っていた親御さんが見守る力が弱ってきたことによる。本人の意向というものの、大変になってから施設入所させることが、余儀なくされる場合がある。本人が宿泊訓練できる資源が必要。
- 親御さんが元気なうちにサービスを使っとく

【ソーシャルストーリー】
- 親なきあとよりも親なき前の行動がその後の暮らしをイメージできるようにする必要がある
- ソーシャルストーリーを学べる場をつくる

＜改善策＞

≪『親なきあとの支援』について≫

【２４時間３６５日を支える仕組み】
- 定期巡回訪問介護を（定額で 24 時間 365 日ヘルパー支援）利用できるように
- 24 時間 365 日を支えるマンパワー養成（市主催の福祉人材養成）

【一般の人が参加したいと思うイベント！】
【一般の人が集まる所に出向く】
- 人が集まる所へ（コンビニ・地域の祭りとか）
- ふれあい訪問活動（行政・当事者・支援者のチーム）家族会
- 福祉まつり　エグザイル　SKE
- 幼・保・小・中・高・大学・企業などの講習会の開催
- 福祉まつりに障がいのある人に参加してもらう（知っている人に声かけ）
- 当事者とボランティアでつくる支え合い事業
- 災害対策を通じて接点を持つ
- 経験を作るサポート（移動支援　福祉有償運送）
- 一般　違う興味知る 24H テレビ　101km 走る
- 市内の企業・高校などと協力して取り組む

【成年後見制度の活用・周知】
- 分かりやすい情報提供を
- 分かりやすく書いたもの（見やすいもの）
- 寸劇
- 制度をもっと活用！　市長申し立てを増やす（5 人くらい）
- コミュニケーション障がいの方に情報がきちんと届くように
- 聴覚障害の方が相談しやすい仕組み

【支援者のつながり】
- 関係機関のつながりを強くする→定期的なミーティング

【住まいのサポート】
- 支援寮を作る　一緒に暮らして日常生活を手助け→家具安い
- グループホームの設置
- 生活習慣を訓練する施設　チャレンジホーム　宿泊型自立訓練

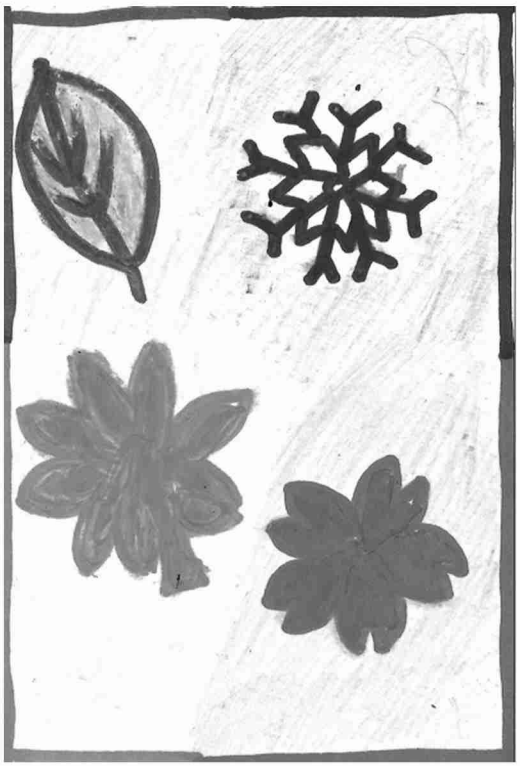

作　ことの

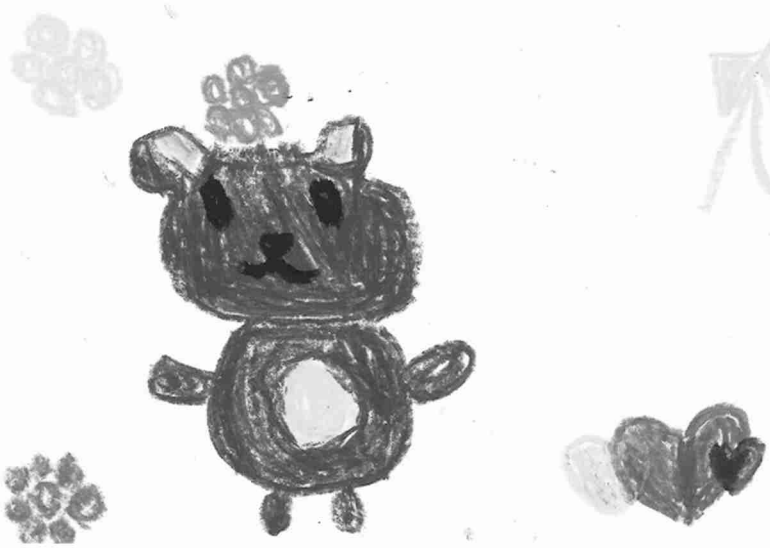

作　ゆの

第３章　第３次長久手市
障がい者基本計画

作 めぐみ

第３章　第３次長久手市障がい者基本計画

１　計画の基本理念

障がい福祉の目的は、すべての人が障がいの有無に関わらずお互いに尊重しながら地域社会の中で共に生活できるよう、日常生活や社会生活を送るための支援を行うことにあります。

この目的を実現するため、第３次障がい者基本計画の基本理念を次のとおり定めます。

「支え合う　思いやりのまち　ながくて」

※　基本理念は、第２次障害者基本計画において掲げた理念を継承します。

２　計画の基本目標

本市の障がい福祉を取り巻く状況について、アンケート調査結果や団体・事業者ヒアリングからみえてきた課題について集約し、これらの結果を以下のとおりにまとめ本計画の取組みの基本目標とします。

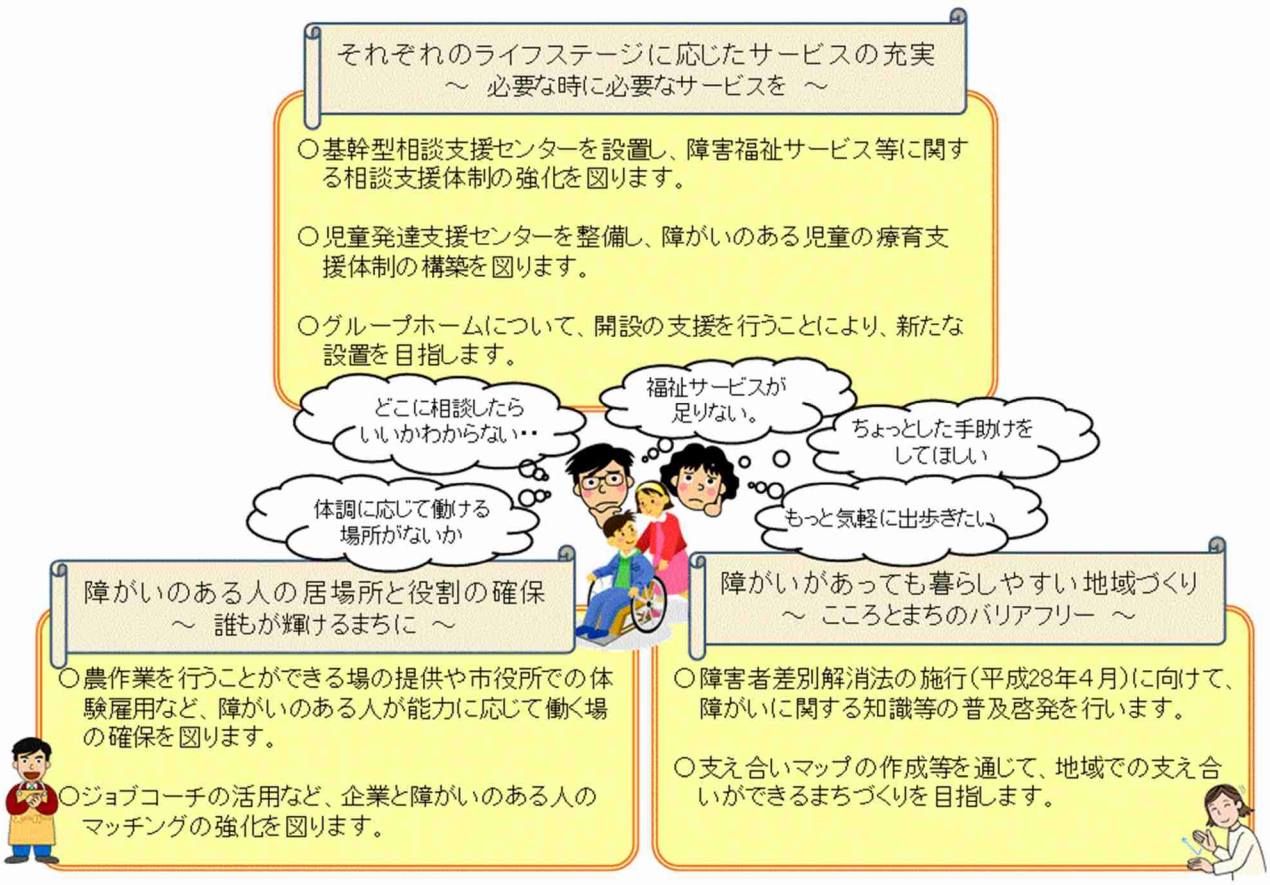

基本目標１：それぞれのライフステージに応じたサービスの充実

～　必要な時に必要なサービスを　～

〇制度の周知、相談支援体制の充実

障がいのある人が自分の生活に必要なサービスを選択するためには、様々なサービスに関する情報が適切に提供され、本人の希望の実現に向けた相談ができる体制を構築することが必要です。現状では、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」、「どこに相談したらよいか分からない」等の声もあることから、更なる制度の周知や相談支援体制の充実が求められています。

そのため、制度等についてできるだけわかりやすい情報提供に努めるとともに、その人の心身の状態やライフステージにあった適切な支援が行われるよう相談支援体制の充実強化を図ります。

〇安心して暮らすためのサービス提供体制の充実

近年、障害福祉サービス事業所の開設等により、サービス提供体制は整備されつつありますが、障がいのある人の生活を支えるサービス提供体制はまだ不十分な状況です。

特に、障がいのある人が安心して地域で生活するため、夜間の対応など、緊急時に対応できるサービスの提供体制の確保が求められます。

障がいのある人が、地域においてその人の状況に応じて自立した生活ができるように支援するため、サービス提供体制の充実に努めます。

基本目標２：障がいのある人の居場所と役割の確保

～　誰もが輝けるまちに　～

障がいのある人の就労率は、知的障がいのある人が３割弱、身体障がい、精神障がいのある人が、それぞれ２割弱にとどまっています。「生活費などの経済的なこと」や、「働くことが不安」、「働く場所がない」ことに悩んでいる人も少なくありません。

働くことは、収入の確保はもちろん、自分の役割の再認識、社会とのつながりの確保という点でも重要です。障がいのある人が就労するためには、企業の理解とともにその人の適性を生かせる職場環境の整備も含めた就労支援を行うことが必要です。

就労支援や文化・スポーツの機会の確保を通じ、障がいがあってもその人に応じた活躍ができるような環境整備を行います。

基本目標３：障がいがあっても暮らしやすい地域づくり

～　こころとまちのバリアフリー　～

障がいのある人の多くは、ほとんど自宅にいたり、自宅と福祉サービス事業所との往復のみにかぎられたりするなど、地域とのふれあいが乏しくなっている状況です。障がいがあっても、気軽に出かけられる場所がある環境づくりが必要です。

そのためには、施設等のバリアフリーも必要ですが、地域にいる人の見守りやちょっとした手助け、地域での交流など、地域の人々との縁をつなぐことが非常に重要です。

障がいへの理解を高めるための啓発や、地域の人との交流など、地域とのつながりをもつための取組を通じて、障がいがあっても暮らしやすい地域づくりを進めます。

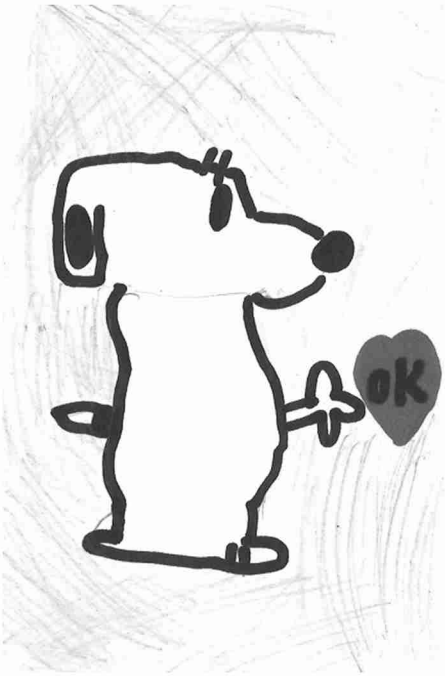

作　花音

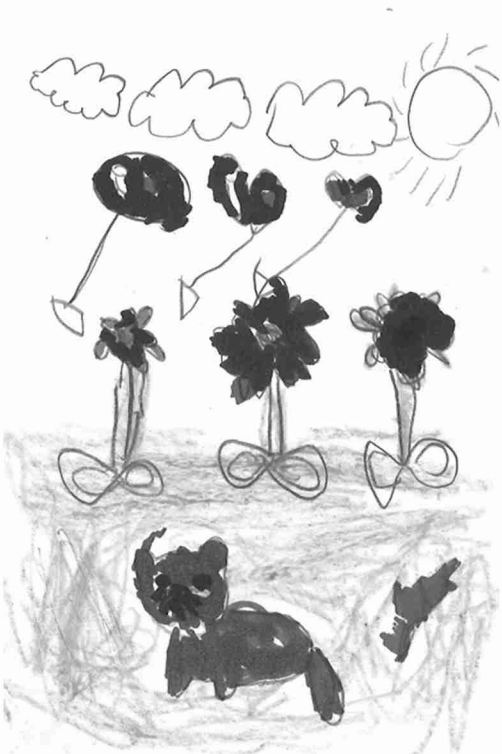

作　ねいろ

３　施策の体系

国の第３次障害者基本計画に準じて（本計画９４ページ、資料編参照）、分野別に関連施策をまとめました。

障がい福祉施策には、障がいのある人の年齢、障がい種別・程度に応じた広範多岐にわたる事業があります。

計画策定にあたっては、上位計画に沿った総合的な施策推進が図られるよう、障がいのある人や市民にわかりやすい計画になるようにまとめました。

基本理念	基本目標	施策の柱	施策の方向性
支え合う　思いやりのまち　ながくて	基本目標１ それぞれのライフステージに応じたサービスの充実	生活支援	障がいのある人の地域生活支援や相談支援体制、福祉サービスの充実を図ります。
		保健・医療	障がいの早期発見や予防への取組の充実と難病患者への支援充実を図ります。
	基本目標２ 障がいのある人の居場所と役割の確保	教育、文化芸術活動・スポーツ等	障がいのある人が共に学ぶことができる環境づくりや、障がいのある人の芸術活動、スポーツ活動等への参加促進を図ります。
		雇用・就業、経済的自立の支援	関係機関と連携して障がいのある人の就労支援体制を構築します。
	基本目標３ 障がいがあっても暮らしやすい地域づくり	生活環境	施設等のバリアフリーの推進と、障がいのある人の生活を地域で支えあう取組を進めます。
		情報アクセシビリティ	情報提供及び意思疎通支援の充実を図ります。
		安全・安心	災害発生など緊急時の支援に対する取組の充実を図ります。
		差別の解消及び権利擁護の推進	障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護に対する取組を進めます。
		行政サービス等における配慮	行政サービスの向上に向け、市職員等の障がいへの理解促進を図ります。

※　なお、「国際協力」の分野については、国・県の計画に準じて実施しますので、本計画には掲載していません。

４　重点的に取り組んでいく施策

※　実施時期にある、「前期」とは今後３年間（平成 29 年度まで）での実施を目指すものを、「後期」とは今後６年間（平成 32 年度まで）での実施を目指すものです。

重点施策１：グループホーム整備への支援

現状と課題			
高齢化社会が進む今、障がいのある人のいる世帯についても高齢化が顕著となってきています。一人暮らしをするのが難しい障がいのある人が、親亡きあとの生活について考えたときに、生活する場の一つとしてグループホームがあります。 しかし、市内には１か所しかなく、障がいのある人が慣れ親しんだ地域で暮らせないのが現状です。また、短期入所についても同様に社会資源が乏しい状況です。 一方、事業者側にとっては、新規に参入したいとの意向があっても、費用負担の問題からなかなか踏み出せない原因となっています。 団体・事業者ヒアリングより			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
事業者の費用負担を軽減し、障がいのある人が生まれ慣れ親しんだ地域で暮らしていけるよう、グループホームを設置する事業所に対し、開設の支援を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。 前期に１か所、後期に２か所の計３か所の開設を目指します。	福祉課	○	○

重点施策２：グループホームの体験利用の促進

現状と課題			
グループホームへの入所を希望される障がいのある人が多い現状ですが、グループホームでの生活がどのようなものなのか、また、障がいのある人にとって、その場が適しているかどうかが分からない状況です。 団体・事業者ヒアリングより			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
グループホームでの生活が障がいのある人にとって最適かどうか見極める上でも、体験できる機会が必要となっています。 そうした機会が提供できるよう近隣市で実施しているグループホームの体験利用についての研究を進め、本市にあった仕組みについて検討し、前期期間中に体験利用の事業を開始します。	福祉課	○	継続

重点施策３：基幹相談支援センターの設置

現状と課題
アンケート調査や団体・事業者ヒアリングでは、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」、「どこに相談したらよいか分からない」等の声も上がっています。そうしたことからさらなる制度の周知や相談体制の充実が求められています。 現在の障がいに関するものでみると、障がいの重度化や重複化が増加傾向にあります。また、障がいのある人が抱える問題も複雑化してきており、困難事例となるケースも増えてきています。そうした困難事例に対応できる体制整備が求められています。

事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
その人のライフステージにあった適切な支援を行い、一貫した総合的な支援ができるよう、現在ある「障がい者相談支援センター」の相談支援体制を強化し、基幹相談支援センターを設置します。 その基幹相談支援センターでは、人材育成、虐待防止、困難事例への支援やその他関係機関との連携強化を図っていきます。	福祉課	○	

重点施策４：個別訪問調査の実施

現状と課題
障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がなく他者との関わりのない人の中で、問題が大きくなってから発覚するケースがあります。問題が大きくなってからでは、対応が難しくなってくることも考えられます。そうした人をいかに早い段階で発見するのかが課題となっています。 また、アンケートの結果をみると、福祉サービスについて情報が少ないとの回答も多いことから、その人が単に福祉サービスを必要としていないだけなのか、利用したいのにあることを知らず利用できていないのかを見極める必要があります。

事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課	○	

重点施策５：乳幼児期からの療育支援体制の整備

現状と課題
小さい頃からの発達障がいに対する支援は、その子の将来に関わってくることで、とても重要です。 しかし、本市についてみると発達障がいのある児童の支援を行う社会資源が乏しく、市外の社会資源を利用している状況です。 こうした背景から、発達障がいへの支援が実施できる社会資源や体制整備が急務となっています。 団体・事業者ヒアリングより

事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
発達障がい等の障がいのある児童に対する総合的な療育施設として、「児童発達支援センター」を後期に整備します。 児童発達支援センターの整備にあたり、まずは前期に療育支援体制の整備を図り、発達障がいのある児童への支援や未就園児から一貫した支援体制の構築を図ります。	子育て支援課	○	○

重点施策６：各保育園等への巡回相談

現状と課題
発達障がいの疑いのある子どもは年々増加傾向にあります。 しかし、保育園等では発達障がいのある児童への支援方法に苦慮しており、また、日頃の業務の中で十分な支援体制が整備されていない状況です。

事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
発達障がい等に対する支援体制の充実を図るため、発達障がい等に関する知識のある相談支援員が各保育園等を巡回し、保育士等への助言や相談支援などを実施します。	子育て支援課	○	継続

重点施策７：スクールソーシャルワーカーの設置

現状と課題
障がいがあっても、どこの小学校へも安心して通え、その子に応じた適切な支援が受けられる体制の構築が望まれています。 団体・事業者ヒアリングより

事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援のできる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置します。	教育総務課		○

重点施策８：農業を活用した雇用機会の拡大（農福連携）

現状と課題
障がいのある人の就労に関しては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、民間企業の障がいのある人の法定雇用率が 1.8%から 2.0%に引き上げられ、障がい者雇用が拡がってきています。 しかし、精神障がいのある人は、障がいの特性について就労先の理解が進んでいないなどにより、就労につながっていない状況です。 こうした障がいのある人への雇用機会の創出が課題となっています。

事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
障がいのある人の特性をみながら、障がいのある人の雇用機会を拡げるため、また、人手不足により耕作放棄地となっている農地の有効活用のため、他自治体で成功事例の多い農福連携についての取組を推進し、農業を活用した雇用機会の拡大を図ります。	産業課 福祉課	○	継続

重点施策９：就労支援コーディネーターの設置

現状と課題
就労を希望される障がいのある人がいても、仕事と本人をマッチングする体制が整っておらず、就労につながっていません。 障がいの特性を理解し、障がいのある人と事業所のつなぎ役となる人材が求められています。 団体・事業者ヒアリングより

事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
就労に関する相談や支援を行ったり、障がいの特性を理解し、尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携しながら、本人と事業所とのつなぎ役となる「就労支援コーディネーター」を配置します。	福祉課		○

重点施策１０：市役所での就労体験の実施

現状と課題
一般企業への就労を目指す障がいのある人にとって、自分の特性を理解したり、適正な仕事を見極めたり、早い段階で“働く”という意味を知るためにも、様々な就労体験ができる機会が必要となっています。 しかし、現状ではそのような機会が少なく、自分にあった仕事を選択することが難しくなっており、団体・事業者ヒアリングでも、その体験の場として、公共施設での就労体験に対する期待が高くなっています。 団体・事業者ヒアリングより

事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
就労支援施設等と協力しながら、施設外就労を活用するなどして、市役所で軽易な業務が体験できる機会を創出します。	人事課 福祉課	○	継続

重点施策１１：支え合いマップづくり

現状と課題			
障がいのある人が自宅で暮らしていくためには、ちょっとした手助けが必要ですが、障害福祉サービスだけでは、支援に限界があります。 また、障がいのある人は、地域とのつながりが希薄な人もおり、地域の人もどこに障がいのある人がいるのか、どのようなことに困っているのか分からない状況です。			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
支え合いマップづくりをとおして、地域にどんな困っている人がいるのか、どのような人のつながりがあり、支え合いが行われているかを再確認し、地域ごとに見守り体制の充実を図ります。	福祉施策室	継続	

重点施策１２：障がいのある人と地域の人とが交流できる場の提供

現状と課題			
障がいのある人が地域の人に知られておらず、孤立してしまうおそれがあります。 また、障がいのある人も積極的に地域の人との交流ができていない状況です。 こうした背景から、障がいのある人と地域の人とが交流できる場が求められています。 団体・事業者ヒアリングより			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
地域の人が交流する場として整備している地域共生ステーション等において、障がいのある人と地域の人とが積極的に交流できる取組を実施します。	たつせがある課 福祉課		○

重点施策１３：移動支援の支援員の人材育成

現状と課題
障がいのある人は、移動手段がなく外出機会が減っています。 また、アンケートの結果をみると、今後移動支援のサービスを使いたいとの意向が多くあり、団体・事業者ヒアリングでも移動支援に対するニーズはとても高くなっています。 しかし、事業所をみると人材不足により、ニーズに合ったサービス提供ができていない状況です。 団体・事業者ヒアリングより

事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
障がいのある人の移動を支援するため、市町村事業である移動支援の支援員についての養成研修の実施や、市独自の認定制度を設けるなど、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。	福祉課	○	継続

重点施策１４：成年後見制度の普及啓発及び理解促進

現状と課題
成年後見制度については、尾張東部地区の５市１町により設置した「尾張東部成年後見センター」で制度の周知や相談業務を実施しているところです。 アンケートの調査結果をみると、「今は必要ないが、将来は必要により成年後見制度を活用したい」という方が 21.9%いますが、「制度も内容も知らない」、「制度を聞いたことはあるが、内容は知らない」と答えた方が 70.1%にのぼり、制度の周知が課題となっています。

事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
尾張東部成年後見センターと連携しながら、今後さらなる制度の周知徹底を図り、市長申立てによる制度の利用を促進し、障がいのある人等が不利益を被るのを防ぐ取組を実施します。	福祉課 長寿課	継続	

※　市長申立て…障がい等により自己決定が難しく、親族のいない方等に対して、本人やその親族に代わって、市が手続きし費用を負担するものです。

５　分野別施策

基本目標１：それぞれのライフステージに応じたサービスの充実

～　必要な時に必要なサービスを　～

1）生活支援

障がいのある人の地域生活支援や相談支援体制、福祉サービスの充実を図ります。

①在宅サービス等の充実

区分	事業内容	関係課
重点施策１	事業者の費用負担を軽減し、障がいのある人が生まれ慣れ親しんだ地域で暮らしていけるよう、グループホームを設置する事業所に対し、開設の支援を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。 前期に１か所、後期に２か所の計３か所の開設を目指します。	福祉課
重点施策２	グループホームでの生活が障がいのある人にとって最適かどうか見極める上でも、体験できる機会が必要となっています。 そうした機会が提供できるよう近隣市で実施しているグループホームの体験利用についての研究を進め、本市にあった仕組みについて検討し、前期期間中に体験利用の事業を開始します。	福祉課
	既存の高齢者施設（通所介護等）で障がいのある人の受入れができるよう、高齢者施設へ働きかけます。	福祉課 長寿課
	障がいのある人が適切なサービスを受けられるよう福祉サービスの充実を図ります。 また、サービスの質の向上を図るため事業所等へ働きかけます。	福祉課
	家族が安心して障がいのある人を預けることができるサービスの拡充が求められています。 そのため、障がいのある人等の一時的な見守りを行う日中一時支援事業の利用を促進していきます。	福祉課
	身体障がい者の自立を介助する補助犬に対する理解が不足しているため、身体障害者補助犬（介助犬）の一層の理解促進、普及・啓発に努めます。	福祉課
	障がいのある人に関する様々な課題の解決が求められています。 そのため、障がい者自立支援協議会の機能の充実を図り、各種問題解決に向けた検討体制を強化します。	福祉課

②相談支援体制の構築

区分	事業内容	関係課
重点施策３	その人のライフステージにあった適切な支援を行い、一貫した総合的な支援ができるよう、現在ある「障がい者相談支援センター」の相談支援体制を強化し、基幹相談支援センターを設置します。 その基幹相談支援センターでは、人材育成、虐待防止、困難事例への支援やその他関係機関との連携強化を図っていきます。	福祉課
重点施策４	障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課
	障害者総合支援法の改正により、サービス等利用計画の作成が利用者全員に必要となることや、夜間等を含む緊急時における連絡・相談体制の確保などが必要となるため、障がい者相談支援事業を拡大していきます。	福祉課 子育て支援課
	障がいのある人の生涯について、連続した包括的な支援が求められています。 そのため、市役所関係部署はもとより、地域包括支援センター、生活困窮者相談、コミュニティーソーシャルワーカーなど、年齢や状況により設置された相談機関の連携を強化し、連続した支援体制を構築します。	福祉課 長寿課 子育て支援課 健康推進課　他
	各小学校区への設置を目指している地域共生ステーションなど、身近な場所で障がいに関する相談ができるよう、専門の相談員による出張相談等を実施します。	たつせがある課 福祉課

③障がいのある児童支援・発達障がいに対する支援の充実

区分	事業内容	関係課
重点施策５	発達障がい等の障がいのある児童に対する総合的な療育施設として、「児童発達支援センター」を後期に整備します。 児童発達支援センターの整備にあたり、まずは前期に療育支援体制の整備を図り、発達障がいのある児童への支援や未就園児から一貫した支援体制の構築を図ります。	子育て支援課
重点施策６	発達障がい等に対する支援体制の充実を図るため、発達障がい等に関する知識のある相談支援員が各保育園等を巡回し、保育士等への助言や相談支援などを実施します。	子育て支援課
	発達障がいのある児童をもつ保護者の不安や悩みを共有できる機会が不足しています。 発達障がいのある児童とその保護者同士が交流できる機会を提供します。	子育て支援課
	障がいのある児童の理解や障がいの特性に応じた対応や支援ができるよう保育士等の研修を充実させ、保育園における障がいのある児童の受入れの拡充を図ります。	子育て支援課

2）保健・医療

障がいの早期発見や予防への取組の充実と難病患者への支援充実を図ります。

①早期発見・予防への取組

区分	事業内容	関係課
	保健センターにおいて、乳幼児健診の受診率の向上に努めるとともに、健診事後教室などの充実を図っていきます。 また、発達障がいのある児童をもつ保護者に対して、適切な療育を受けるよう促します。	健康推進課
	母子保健法により、支援の必要な発達障がいのある児童を早期に発見し、就学への移行が円滑かつ適正にできるよう支援体制を整備します。	健康推進課
	糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、健康体操の普及や生活習慣病の早期発見のための健康診断等の受診の促進に努めます。	健康推進課

②精神障がい・難病患者等に対する支援の充実

区分	事業内容	関係課
	障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行います。	福祉課 保険医療課
	障害者総合支援法により新たに対象となった難病患者の方にも、適切な支援が得られるよう、福祉サービス等を広く周知していきます。	福祉課
	精神障がいのある人に対する地域の理解を深めるとともに、精神障がいのある人やその家族への支援として、相談体制の充実と関係各課との連携を図ります。	福祉課 健康推進課
	高次脳機能障がいについて、理解や啓発などを進めるための情報発信の充実を図るなど、必要な支援につながるための取組を行います。	福祉課
	精神障がいのある人の相談が増加するなど支援が求められています。 そのため、障がい者自立支援協議会に「精神障がい者支援部会（仮称）」を設置し支援体制を強化し、地域の連携や社会資源整備を強化していきます。	福祉課
	精神疾患が疑われるが医療機関に受診しておらず、適切な治療に結びついていない方について、関係部署及び関係機関との連携を強化することにより、支援が必要な方の早期発見及び早期治療に向けた対応方法の検討を行います。	福祉課 健康推進課

基本目標２：障がいのある人の居場所と役割の確保

～　誰もが輝けるまちに　～

３）教育、文化芸術活動・スポーツ等

障がいのある人が共に学ぶことができる環境づくりや、障がいのある人の芸術活動、スポーツ活動等への参加促進を図ります。

①教育環境の整備

区分	事業内容	関係課
重点施策７	障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援のできる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置します。	教育総務課
	学校において、スロープ、エレベーター、障がい者用トイレの設置など、ハード面の改善を行うとともに、専門的な知識・技能を有する人材の確保に努め、受入れ可能な障がいのある児童の拡充を目指します。	教育総務課
	障がいのあるなしにかかわらずその人の個性を尊重し合い学んでいけるよう、インクルーシブ教育（障がいのある人もない人も共に学ぶ仕組み）の基礎を構築します。	教育総務課
	障がいの理解を深めるための授業を行います。	教育総務課

②文化活動・スポーツ活動の振興

区分	事業内容	関係課
	障がいのある人の芸術活動、スポーツ活動への参加を促進します。	生涯学習課 文化の家
	障がいのある人の学習機会の提供及び外出する機会が増えるよう、団体等が開催した社会見学等の一部費用を助成します。	福祉課

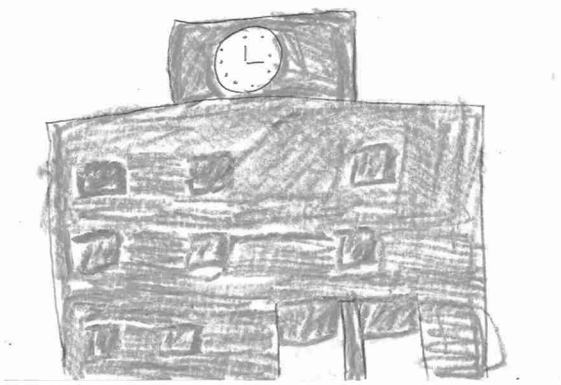

作　はるな

４）雇用・就業、経済的自立の支援

関係機関と連携して障がいのある人の就労支援体制を構築します。

①雇用機会等の創出

区分	事業内容	関係課
重点施策８	障がいのある人の特性をみながら、障がいのある人の雇用機会を拡げるため、また、人手不足により耕作放棄地となっている農地の有効活用のため、他自治体で成功事例の多い農福連携についての取組を推進し、農業を活用した雇用機会の拡大を図ります。	産業課 福祉課
重点施策９	就労に関する相談や支援を行ったり、障がいの特性を理解し、尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携しながら、本人と事業所とのつなぎ役となる「就労支援コーディネーター」を配置します。	福祉課

②総合的な就労支援の実施

区分	事業内容	関係課
重点施策１０	就労支援施設等と協力しながら、施設外就労を活用するなどして、市役所で軽易な業務が体験できる機会を創出します。	人事課 福祉課
	尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、障がいのある人の就労支援を実施します。	福祉課
	一般就労が難しい方に対し、支援員がサポートしながら就労訓練を実施する中間的就労の事業所の新規参入を進め、一般就労に向けた支援を実施します。	福祉課

③経済的自立の促進

区分	事業内容	関係課
	障がいのある人の経済的な自立につながるよう、障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、障がい者就労支援施設等への発注を促進します。 また、市役所から発注する業務の拡大を図ります。	行政課 福祉課
	工賃の向上をめざし、就労支援施設が実施している福祉の家での物品販売会について、市役所等での販売など販路の拡大を図ります。	財政課 福祉課
	障がいのある人への経済的な支援を図るため、障がい者手当の支給を行います。	福祉課

基本目標３：障がいがあっても暮らしやすい地域づくり

～　こころとまちのバリアフリー　～

５）生活環境

バリアフリーの推進と障がいのある人の生活を地域で支えあう取組を進めます。

①地域での支えあい活動の推進

区分	事業内容	関係課
重点施策１１	支え合いマップづくりをとおして、地域にどんな困っている人がいるのか、どのような人のつながりがあり、支え合いが行われているかを再確認し、地域ごとに見守り体制の充実を図ります。	福祉施策室
重点施策１２	地域の人が交流する場として整備している地域共生ステーション等において、障がいのある人と地域の人とが積極的に交流できる取組を実施します。	たつせがある課 福祉課
	市民が地域で、ともに支え合いながら自分らしく安心して生活することができるよう、地域福祉計画に基づき、保健・障がい・介護・子育て等の施策について総合的に推進していきます。	福祉施策室
	障がいのある児童も含め、小学校を活用して、放課後の子どもたちの安心で安全な居場所を充実します。 また、学びや遊びなどの活動を実施し児童が地域社会の中で健全に育まれる環境づくりをします。	子育て支援課
	障がいのある児童とその家族の支援として、放課後における障がいのある児童の預かりの場を設けるとともに、大学連携等により学習支援を図ります。	たつせがある課 教育総務課
	大学連携を活用し、障がいのある人の社会参加を支援するため、障がいの特性に対応できる学生ボランティアの育成に努めます。	たつせがある課 福祉課
	日常生活で、ちょっとしたサポートがあれば、障がいがあっても地域で生活できる方を支援するため、見守りやサポートの体制が整備できるよう検討します。	福祉課
	障がいのある人の社会参加の場が不足しています。 図書館において、破損した本の修理を行う「図書修理ボランティア」の育成を推進し、社会参加の場を提供します。	中央図書館

②外出促進・バリアフリーの推進

区分	事業内容	関係課
重点施策１３	障がいのある人の移動を支援するため、市町村事業である移動支援の支援員についての養成研修の実施や、市独自の認定制度を設けるなど、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。	福祉課
	障がいのある人等の外出機会を促進するため、安価で利用できる福祉有償運送事業を実施する事業者の新規参入を促進及び支援します。 また、事業に必要な手続等について、関係機関との調整を実施します。	福祉課 長寿課
	障がいのある人の外出を支援するため、タクシーチケットの交付を行います。	福祉課
	横断歩道や人通りの多い歩道については、段差の解消や視覚障がい者誘導ブロックを整備します。	土木課
	道路新設時などに、車いすがすれ違うことができる幅の歩道整備を行います。	土木課 区画整理課
	まちづくりを進める土地区画整理事業にあっては、障がいのある人に配慮したまちづくりを目指します。	区画整理課
	新設の公共施設については障がい者等に配慮して計画していきます。既存の公共施設については、改修時に合わせてバリアフリー化を実施していきます。	各施設管理担当課
	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例の周知・啓発や民間の施設建築時において、協力を呼びかけます。	都市計画課
	障がいのある人の、公共交通移動の利便性向上に向けた取組について検討します。	経営管理課 安心安全課 福祉課

作　りひと

6）情報アクセシビリティ

情報提供及び意思疎通支援の充実を図ります。

区分	事業内容	関係課
	福祉のしおりを分冊化し、障がい福祉の制度等をよりわかりやすく掲載した冊子を発行します。	福祉課
	障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、広報紙やホームページ等を活用して情報を提供していきます。	福祉課
	障がい等により意思疎通が困難な方に対して、障がいの特性に応じた支援ができるよう、手話通訳、要約筆記、代筆、代読、筆談などの支援を検討していきます。 また、意思疎通を支援する人材の育成や環境整備に努めます。	福祉課

7）安全・安心

災害発生など緊急時の支援に対する取組の充実を図ります。

区分	事業内容	関係課
	災害時に障がいのある人の避難支援ができるよう、避難行動要支援者登録事業を活用していきます。	安心安全課 福祉課
	市内の福祉施設と協定を結び、各小学校区に緊急避難先の設置を目指します。	安心安全課 福祉課
	避難所等で障がいのある人の対応・支援ができるよう、支援マニュアルを作成するとともに、障がいのある人本人の参加による避難訓練を実施します。	安心安全課 福祉課
	障がいのある人が避難所で安心して生活できるよう、特性に配慮したスペースの確保やストマ用装具の備蓄などの整備に努めていきます。	安心安全課 福祉課
	聴覚や言語に障がいのある人は、緊急時の通報が困難となっているため、スマートフォンなどで通報できる緊急通報システム「web119」の普及・啓発に努めます。	消防署

8）差別の解消及び権利擁護の推進

障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護に対する取組を進めます。

区分	事業内容	関係課
重点施策１４	尾張東部成年後見センターと連携しながら、今後さらなる制度の周知徹底を図り、市長申立てによる制度の利用を促進し、障がいのある人等が不利益を被るのを防ぐ取組を実施します。	福祉課 長寿課
	障がいのあるなしにかかわらず市の情報が得られるよう、広報紙やホームページの作成方法を工夫していきます。	情報課
	平成２８年４月に施行される障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とした差別や虐待を受けることがないよう、障がいのある人に対する理解促進のための啓発活動に努めていきます。 また、行政は障がいのある人への合理的配慮を実施するとともに、民間事業所等に対しても協力を求めていきます。	福祉課
	虐待を受けた時や緊急時などに、近隣市町と連携し、広域での居室確保事業を実施することにより、被虐待者等の安全対策を図ります。	福祉課

9）行政サービス等における配慮

行政サービスの向上に向け、市職員等の障がいへの理解促進を図ります。

区分	事業内容	関係課
	市職員等を対象に、障がいのある人への配慮、適切な対応について理解を促進する研修会等を実施します。	人事課 福祉課
	選挙に関する情報等を、障がいのある人にも配慮した方法で提供します。 また、投票時においても、障がいのある人に配慮していきます。	行政課

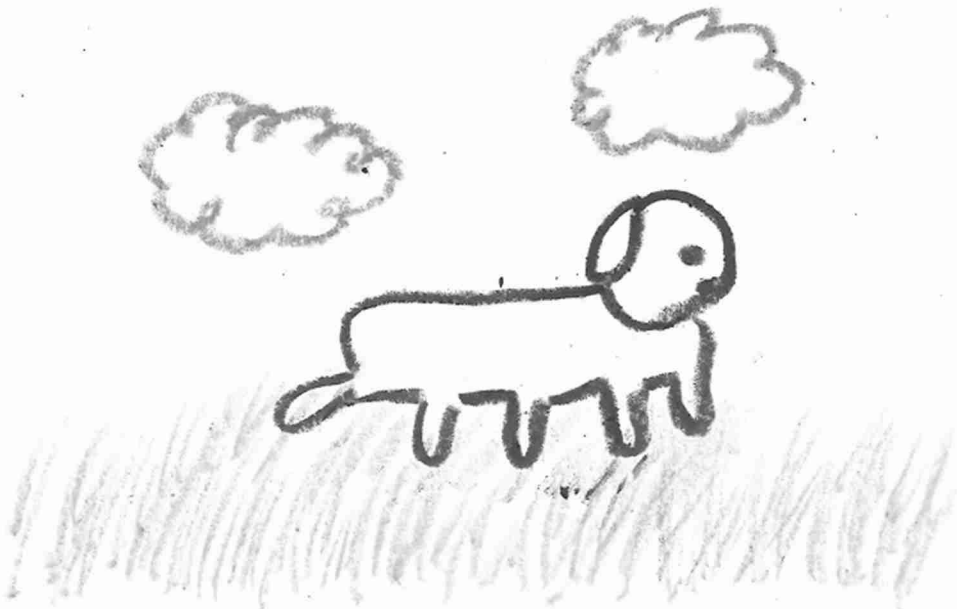

作　なのは

第４章　長久手市第４期
障がい福祉計画

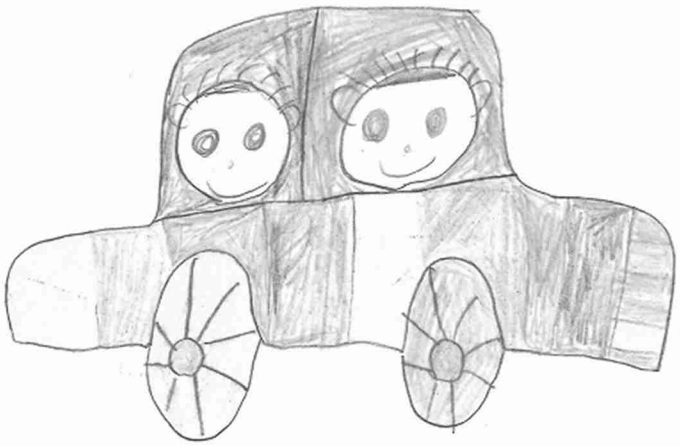

作　そうま

第４章　長久手市第４期障がい福祉計画

１　基本的方向性

障がい福祉計画は、障がい者基本計画を上位の計画として、障がい者基本計画のうち障害福祉サービスに関する具体的な数値目標等を定めるものとして策定します。本計画では、国の基本指針に示されている方向性のうち以下のものを基本的方向性とします。

①　グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の整備

市内で社会資源が不足しているグループホームについて、設置事業所に対し、開設の支援を行うことにより、新たなグループホームの設置を目指します。

また、障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めるとともに、地域生活支援の機能をさらに強化するために、それらの機能の集約化した拠点の整備を行います。

②　相談支援体制の充実・強化

本市の人口は増加傾向にあり、障害者手帳の所持者数も増加しています。今後も障害福祉サービスの利用者は増加すると考えられ、更なる体制を確保する必要があります。継続性及び一貫性を持った障害福祉サービス又は相談支援等が提供されるよう、相談支援体制を強化し、困難事例への支援や人材育成、虐待防止、その他関係機関との連携を図るため、基幹相談支援センターを設置します。

③　障がいのある児童への療育支援体制の整備

障がいのある児童については、子ども・子育て支援法に基づき策定される子ども・子育て支援事業計画（平成２６年度策定）との連携を図り、障がいのある児童への支援も含めた療育支援体制づくりへの積極的な取組を推進します。

④　障がい福祉計画の調査、分析及び評価

本計画の進行管理（PDCA サイクルの導入）については、第５章（計画の推進にあたって）で記載しています。

作　ゆいな

２　計画の数値目標

（1）長久手市の目標設定

長久手市第4期障がい福祉計画においては、国の基本指針（本計画９５ページ、資料編参照）に準じて次の４点について、平成29年度末を目標をとする数値目標を設定します。

① 福祉施設入所者の地域生活への移行
② 地域生活支援拠点等の整備
③ 就労支援事業利用から一般就労への移行
④ 就労移行支援事業の利用者の増加

①　福祉施設の入所者の地域生活への移行

項　目	国の指針による 数値目標	数　値
平成２５年度末時点の施設入所者数（A）		１２人
平成２９年度末時点の施設入所者数（B）		１１人
【目標値】削減見込数（A-B）	平成２５年度末時点の施設入所者数から 4% 以上削減	１人 （8.3%）
【目標値】地域移行者数	平成２５年度末時点の施設入所者数から 12% 以上移行	２人 （16.7%）

※　国の指針では、「地域移行者数」の目標数値について、前計画（第３期）の未達成分を含むとありますが、本計画第３章の重点施策であるグループホームの整備にあわせて地域移行を図っていくため、現状の施設入所者数から目標数値を算定しています。

②　地域生活支援拠点の整備

項　目	国の指針による 数値目標	数　値
【目標値】平成２９年度末までの整備数	各市町村又は各圏域に少なくともー つを整備	市内に１箇所

※　障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）の集約等を行う拠点等について、本計画第３章「重点施策１：グループホーム整備への支援」、「重点施策３：基幹相談支援センターの設置」にありますとおりそれぞれの整備にあわせて、当事者の意見を踏まえながら検討していきます。

③　就労移行支援事業利用者から一般就労への移行

項　目	国の指針による数値目標	数　値
平成２４年度の年間一般就労者数		５人
【目標値】平成２９年度の年間一般就労移行者数	平成２４年度実績の２倍以上	１０人（２倍）

④　就労移行支援事業の利用者

項　目	国の指針による数値目標	数　値
平成２５年度末時点の就労移行支援事業の利用者数		１０人
【目標値】平成２９年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	平成２５年度末から６割以上増加	２０人（１０割増加）
【目標値】就労移行支援事業所のうち就労移行率が３割以上の事業所率	就労移行率３割以上達成事業所率が５割以上	66.7%

作　ゆめ

３　障害福祉サービスの現状と見込み

（1）障害福祉サービスの体系図

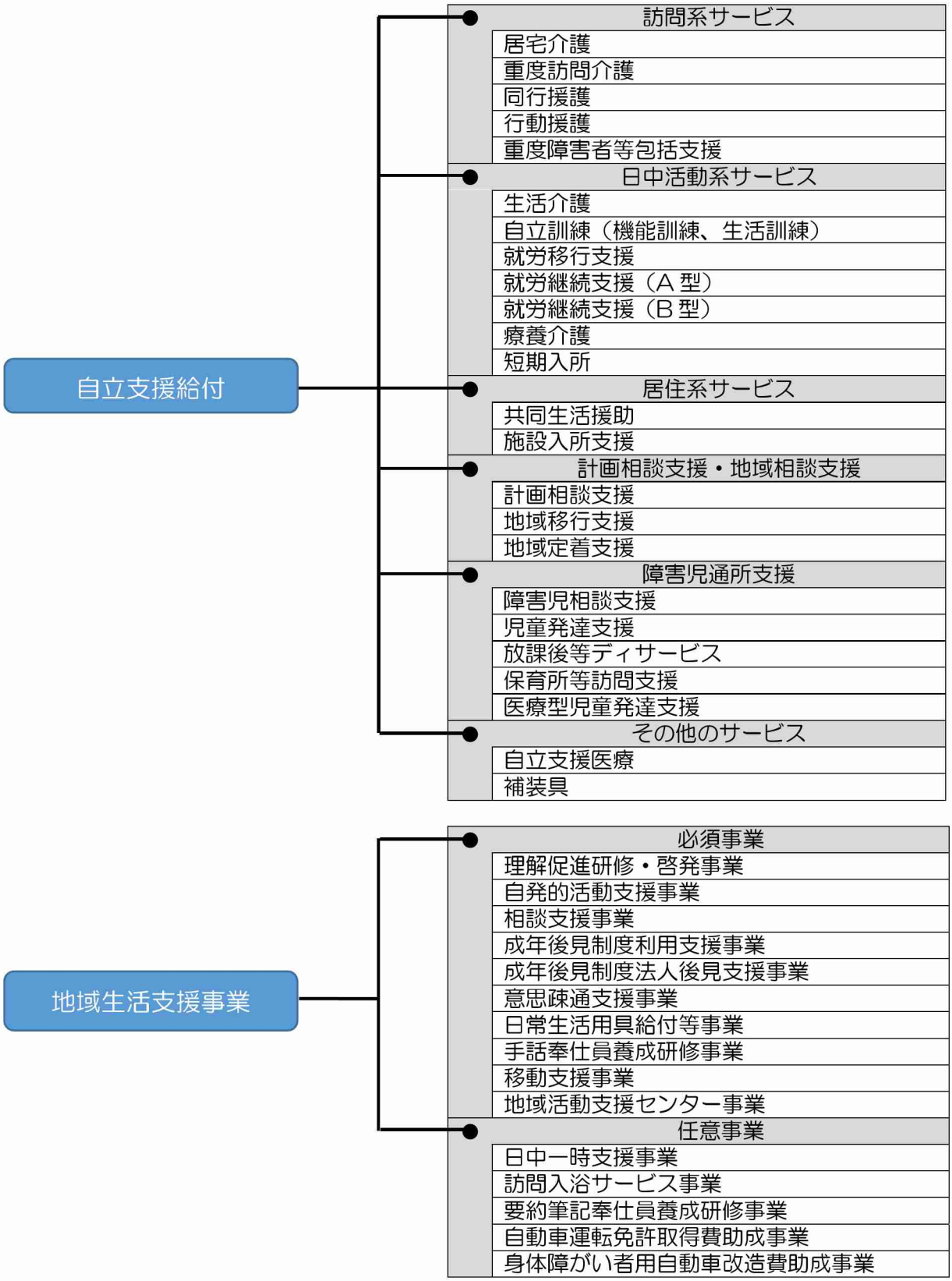

（２）自立支援給付の見込み

【訪問系サービス】

障害福祉サービスを必要としている人を、個別訪問調査（本計画『第３章の４　重点施策４「個別訪問調査の実施」（４７ページ）』）等により発見し、支援に結びつけていきます。

また、現在利用のない行動援護についても、事業所への働きかけを行うことにより、利用の開始を目指します。

①　訪問系サービス内容と事業所数

サービス	内　容
居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常時介護を要する障がいのある人に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等家事並びに生活等に関する支援や、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動に困難を有する障がいのある人等で、常時介護を要する人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等、行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人等であって、介護の必要性が高く、意思疎通を図ることが難しい人に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援等を包括的に行います。

市内の事業所数（平成２６年度末→平成２９年度末）					
居宅介護	：	６か所→７か所	行動援護	：	１か所→１か所
重度訪問介護	：	６か所→７か所	重度障害者等包括支援	：	０か所→０か所
同行援護	：	４か所→４か所			

② 実績と見込量（１月当たり）

サービス種別		単位	第３期計画（実績）			第４期計画（見込み）		
			H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
訪問系サービス合計		人	45	53	52	57	68	70
		時間	2,030	2,010	1,682	1,600	1,924	1,980
	居宅介護	人	42	49	47	50	58	60
		時間	1,355	1,353	1,324	1,400	1,624	1,680
	重度訪問介護	人	1	1	2	2	3	3
		時間	637	611	335	170	250	250
	同行援護	人	2	3	3	5	6	6
		時間	38	46	23	30	40	40
	行動援護	人	0	0	0	0	1	1
		時間	0	0	0	0	10	10
	重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0

＊平成２６年度は４月から９月の利用実績から算出（以下同じ。）

＊各年度の利用者数については、事業所からの請求情報をもとに、月別の述べ利用者数÷月数により算出（以下同じ。）

作　ゆの

【日中活動系サービス】

必要なサービス量が提供できるために、市内の障がい福祉事業所等に働きかけを行い、サービス提供体制の確保を目指します。

近年、就労系サービス提供事業所は増加してきており、その中でも就労移行支援事業所の増加が顕著となっています。そうした社会資源を活用し、障がいのある人が少しでも多く一般企業等へ就職できるよう、事業所と連携を図ります。

また、短期入所については、グループホームの整備にあわせ、短期入所の居室を確保するよう事業所への働きかけを実施していきます。

① 日中活動系サービス内容と事業所数

サービス	内 容
生活介護	障がい者支援施設等において、常時介護を要する人に対し、日中の入浴、排せつ及び食事等の介助等行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	主に身体障がいのある人に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや身体機能の維持、回復等の支援を実施します。
自立訓練（生活訓練）	主に知的障がい又は精神障がいのある人に対し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を実施します。
就労移行支援	企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動、職場体験や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓、就職後の職場定着支援等を行います。
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づき、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（B 型）	年齢や体力面等で一般就労が難しい障がいのある人に対し、雇用契約を結ばずに、就労の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	病院において医療を必要とし、常に介護を必要とする障がいのある人に対し、日中の機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。

短期入所（福祉型、医療型）	介護者の病気やその他の理由により、短期間、夜間も含め、障害者支援施設、共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練施設等で入浴や排せつ、食事の介護その他必要な支援を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所等において実施する医療型があります。

市内の事業所数（平成２６年度末→平成２９年度末）

生活介護	：	３か所→4 か所	就労継続支援（A 型）	：	２か所→2 か所
自立訓練（機能訓練）	：	０か所→0 か所	就労継続支援（B 型）	：	２か所→2 か所
自立訓練（生活訓練）	：	０か所→１か所	療養介護	：	０か所→0 か所
就労移行支援	：	３か所→3 か所	短期入所	：	１か所→2 か所

② 実績と見込量（１月当たり）

サービス種別	単位	第３期計画（実績）			第４期計画（見込み）		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
日中活動系サービス合計	人	63	74	103	115	139	151
	人日	989	1,106	1,642	1,672	1,995	2,149
生活介護	人	30	31	49	52	60	62
	人日	530	562	923	925	1,050	1,080
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	1	0	10	15
	人日	0	0	12	0	120	180
就労移行支援	人	4	7	13	15	18	20
	人日	67	88	192	210	252	280
就労継続支援（A 型）	人	11	11	11	12	13	14
	人日	174	191	191	204	221	238
就労継続支援（B 型）	人	8	13	16	17	18	19
	人日	137	204	266	272	288	304
療養介護	人	1	0	0	0	0	0
	人日	30	0	0	0	0	0
短期入所	人	9	12	13	－	－	－
	人日	51	61	58	－	－	－
短期入所（福祉型）	人	－	－	－	16	17	18
	人日	－	－	－	55	58	61
短期入所（医療型）	人	－	－	－	3	3	3
	人日	－	－	－	6	6	6

＊短期入所について、第４期障がい福祉計画より福祉型と医療型に分けられました。

【居住系サービス】

共同生活援助（グループホーム）が市内には１か所しかなく、また、アンケートやヒアリングにおいても、グループホームの整備を求める声は高まってきています。グループホームの整備促進を目指し、設置事業所への支援を実施します。

また、グループホームの整備により、施設入所支援利用者の地域生活への移行を進め、支援体制の充実を図り、施設入所支援利用者の削減を進めます。

① 居住系サービス内容と事業所数

サービス	内 容
共同生活援助（グループホーム）	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

市内の事業所数（平成２６年度末→平成２９年度末）			
共同生活援助	： １か所→２か所	施設入所支援	： ０か所→０か所

② 実績と見込量（１月当たり）

サービス種別	単位	第３期計画（実績）			第４期計画（見込み）		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
居住系サービス合計	人	17	18	19	20	20	24
共同生活援助（グループホーム）	人	0	0	6	7	8	13
共同生活介護（ケアホーム）	人	5	6				
施設入所支援	人	12	12	13	13	12	11

＊平成２６年４月から、共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

【計画相談支援・地域相談支援】

平成２７年４月から全ての障害福祉サービス利用者について、サービス等利用計画の作成が必要となりました。そのため指定特定相談支援事業者の増加を目指し、相談支援体制の強化を図ります。

また、障害福祉サービスの制度の周知や、きめ細やかな支援体制が構築できるよう努めていきます。

それと、福祉施設等への入所者や長期入院中の精神障がいのある人が、地域での生活へ移行できるよう必要な支援体制の整備を図っていきます。

① 計画相談支援・地域相談支援の内容と事業所数

サービス		内 容
計画相談支援 （サービス等利用計画作成）		障害福祉サービスの支給決定を受けた障がいのある人で、計画的な支援を必要とする人に対し、指定相談支援事業者から「指定相談支援」（サービス等利用計画の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整、契約援助、モニタリング等）を行います。
地域相談支援	地域移行支援	入所施設や病院に長期入所している障がいのある人等が、地域での生活に移行するための準備に必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障がいのある人等で、夜間等も含む緊急時における連絡・相談等の必要な支援を行います。

市内の事業所数（平成２６年度末→平成２９年度末）

計画相談支援　：　３か所→５か所　　地域定着支援　：　１か所→1 か所
地域移行支援　：　１か所→1 か所

② 実績と見込量（１月当たり）

サービス種別	単位	第３期計画（実績）			第４期計画（見込み）		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
計画相談支援 （モニタリング含む）	人	3	15	21	48	53	55
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	2	2	2

【障害児通所支援】

市内には、障がいのある児童に対する社会資源が乏しい状況です。事業所等への助言や支援を行うことにより、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業への新規参入の促進を図ります。

また、発達障がい等の障がいのある児童に対する総合的な療育施設として、「児童発達支援センター」の整備を目指し、まずは療育支援体制の構築を図り、発達障がいのある児童への支援や未就園児から一貫した支援体制の構築を図ります。

① 障害児通所支援サービス内容と事業所数

サービス	内　容
障害児相談支援	障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、授業の終了後又は夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障がいのある児童に、児童発達支援及び治療を行います。

市内の事業所数（平成２６年度末→平成２９年度末）			
障害児相談支援	：３か所→5か所	児童発達支援	：０か所→1か所
放課後等デイサービス	：１か所→２か所	保育所等訪問支援	：０か所→０か所
医療型児童発達支援	：０か所→０か所		

＊保育所等訪問支援については、本計画『第３章の４　重点施策６「各保育園等への巡回相談」（４８ページ）』で掲げている事業とは別のものです。

② 実績と見込量（１月当たり）

サービス種別	単位	利用実績			第４期計画（見込み）		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
障害児相談支援（モニタリング含む）	人	0	5	9	15	16	16
児童発達支援	人	7	15	10	11	12	20
	人日	92	101	66	77	84	140
放課後等デイサービス	人	11	18	28	30	32	34
	人日	79	147	260	285	304	323
保育所等訪問支援	人	0	0	2	2	2	3
	人日	0	0	2	2	2	3
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0

＊障害児通所支援は、第４期障がい福祉計画から新たに盛り込まれたものです。

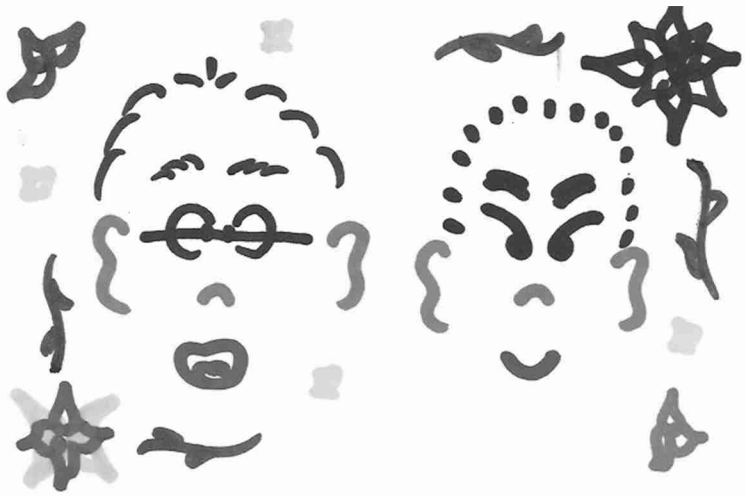

作　ゆうげん

【その他のサービス】

必要とする人に情報が行き届くよう、各種サービス内容等について情報提供を更に充実していきます。

① その他のサービスの内容

サービス		内　容
自立支援医療		障がいのある人の障がいそのものの軽減又は機能維持を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療費を軽減する制度です。世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。基本は１割負担ですが、低所得世帯の人だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人には１月当たりの負担に上限額を設定するなど負担軽減策が講じられています。
	更生医療	更生のために医療が必要な身体障害者手帳所持者で、治療効果が期待できる人を対象とします。
	育成医療	身体に障がいのある児童又はそのままでは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、治療によって治療効果が期待できる人を対象とします。
	精神通院医療	精神保健福祉法第５条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、又はその依存症、知的障がい、精神病質、その他の精神疾患がある人で、通院による精神医療が継続的に必要な病状にある人を対象とします。
補装具		身体障がいのある人の失われた身体機能を補完又は代償する用具（補装具費（購入費、修理費））を支給します。利用者負担については定率負担であり、原則として１割負担です。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。また、身体の状態、性別、年齢、職業、生活環境等の諸条件を考慮して支給されます。

（３）地域生活支援事業の見込み

【理解促進研修・啓発事業】

地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、 障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

① 理解促進研修・啓発事業内容

サービス	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がいに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を障がい者自立支援協議会で実施するなど、障がいに対する理解促進・啓発事業を行います。

② 実績と見込量（１年当たり）

サービス種別	単位	第３期計画（実績）			第４期計画（見込み）		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	実施			実施		

作　まどか

【自発的活動支援事業】

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

① 自活的活動支援事業内容

サービス	内 容
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族等が実施する事業に助成を行うなど、地域における自発的な取り組みを支援します。

② 実績と見込量（１年当たり）

サービス種別	単位	第３期計画（実績）			第４期計画（見込み）		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
自発的活動支援事業	実施状況	未実施			実施		

作　有咲

【相談支援事業】

平成２５年４月に長久手市福祉の家内に、「障がい者相談支援センター」をオープンし、障がいのある人への相談支援体制を強化しました。

今後は、その人のライフステージにあった適切な支援が行え、一貫した総合的な支援ができるよう、現在ある「障がい者相談支援センター」を基幹型へ移行します。

基幹相談支援センターの設置により、相談支援体制を更に強化し、困難事例への支援や人材育成、虐待防止、その他関係機関との連携を図っていきます。

① 相談支援事業内容

サービス	内　容
相談支援事業	障がいのある人の福祉に関するさまざまな問題に対し、その相談に応じて必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。
障がい者自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、支援体制の中核的な役割を果たす協議の場として設置します。 また、就労や福祉サービス等の分野別の専門部会を設置するなど、地域の実情に応じた多様なかたちで開催します。
基幹相談支援センター	基幹相談支援センターと地域の指定特定相談支援事業所が連携を図り、研修等を通して、個々のニーズに着目した支援が出来るよう、ケアマネジメント能力の向上に努めていきます。 また、基幹相談支援センターが中心となり、障害者の虐待防止の広報・普及・啓発を進めるとともに、福祉施設事業者等の職員に対し、虐待防止や適切な支援のあり方に関する研修等を実施していきます。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、相談支援体制の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸借契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て））への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行い障がいのある人の地域生活を支援します。

② 実績と見込量（１月当たり）

サービス種別	単位	第３期計画（実績）			第４期計画（見込み）		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
相談支援事業	か所	1			1		
障がい者自立支援協議会	設置状況	設置済			設置済		
基幹相談支援センター	設置状況	未設置			設置		
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施			実施		
住宅入居等支援事業	実施状況	未実施			実施		

＊「相談支援事業」は、障がい者相談支援センターを示しています。

作　しほ

【成年後見制度利用支援事業】

障がい等により自己決定が難しく、家族のいない方等に対して、市長申立てによる制度の利用を促進し、障がいのある人等が不利益を被るのを防ぐ取組を実施します。

① 成年後見制度利用支援事業内容

サービス	内　容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

② 実績と見込量（１年当たり）

サービス種別	単位	第３期計画（実績）			第４期計画（見込み）		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	3	3	5

作　裕茉

【成年後見制度法人後見支援事業】

成年後見制度については、尾張東部地区の５市１町により設置した「尾張東部成年後見センター」で制度の周知や相談業務を実施しているところです。

今後も尾張東部成年後見センターと連携しながら、さらなる制度の周知徹底を図り、必要とする人への支援を推進します。

① 成年後見制度法人後見支援事業内容

サービス	内　容
成年後見制度法人後見支援事業	実施団体である尾張東部成年後見センターの活動を支援し、成年後見制度のさらなる周知や研修等を実施します。

② 実績と見込量（１年当たり）

サービス種別	単位	第３期計画（実績）			第４期計画（見込み）		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	実施			実施		

作　満

【意思疎通支援事業】

平成２５年度から市役所に手話通訳者を毎週火曜日の午前及び木曜日の午後に設置し、聴覚障がいのある人との意思疎通について支援を行っています。

また、官公庁での手続きや学校等教育に関する場合に、手話通訳者を必要とする聴覚障がいのある人に対して、手話通訳者の派遣を行い、意思疎通の支援を行っています。

今後は、市役所での手話通訳者の設置について時間の拡大や設置窓口の増加など、聴覚障がいのある人が窓口に来られた際の支援について充実を図っていきます。

① 意思疎通支援事業内容

サービス	内　容
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能その他の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある人等に、手話通訳や要約筆記の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣をします。
具体的な事業内容	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がいのある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚障がいのある人のコミュニケーションの円滑化を推進するために、手話通訳を行う者を設置する事業です。

② 実績と見込量（１年当たり）

サービス種別	単位	第３期計画（実績）			第４期計画（見込み）		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	8	19	6	10	15	20
手話通訳者設置事業	人	0	1	1	1	2	2

【日常生活用具給付等事業】

必要とする人に情報が行き届くよう、各種サービス内容等について情報提供を更に充実していきます。

① 日常生活用具給付等事業内容

サービス	内 容
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、障がいのある人に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）を給付します。
対象用具	
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童の訓練いす等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき実用性のあるものです。
自立生活支援用具	入浴補助用具や頭部保護帽などの、障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
排泄管理支援用具	ストマ装具等の障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

② 実績と見込量（１年当たり）

サービス種別	単位	第３期計画（実績）			第４期計画（見込み）		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
介護・訓練支援用具	件	2	3	3	3	4	4
自立生活支援用具	件	6	3	6	5	6	6
在宅療養等支援用具	件	3	11	8	8	9	11
情報・意思疎通支援用具	件	8	4	3	5	7	9
排泄管理支援用具	人月	534	600	596	610	620	630
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	0	1	1	1	2

【手話奉仕員養成研修事業】

これからも市内で活動する手話通訳者や手話のできるボランティアの養成を目指し、手話技術のレベルに応じた練習機会を継続して提供し、人材の育成を図っていきます。

① 意思疎通支援事業内容

サービス	内　容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話奉仕員を養成します。

② 実績と見込量（１年当たり）

サービス種別	単位	第３期計画（実績）			第４期計画（見込み）		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
手話奉仕員養成研修事業	人	12	10	8	10	12	14

作　じゅり

【移動支援事業】

障がいのある人は、移動手段がなく外出機会が減っていますが、アンケートの結果をみると、今後移動支援のサービスを使いたいとの意向が多くあり、団体・事業者ヒアリングでも移動支援に対するニーズはとても高くなっています。

しかし、事業所をみると人材不足により、ニーズに合ったサービス提供ができていない状況です。

必要とする人に支援が行き届き、サービス提供事業所の人材不足の解消のため、移動支援の支援員の市独自の認定制度を設けるなど、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。

また、どのような時に支援が必要なのか、どのくらいの時間が必要となるのかを調査し、今後の移動支援事業の内容についても、見直しを実施します。

① 移動支援事業内容

サービス	内　容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

② 実績と見込量（１年当たり）

サービス種別	単位	第３期計画（実績）			第４期計画（見込み）		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
移動支援事業	人	24	31	37	40	42	54
	時間	1,272	1,753	2,142	2,320	2,436	3,550

【地域活動支援センター事業】

必要とする人に情報が行き届くよう、各種サービス内容等について情報提供を更に充実していきます。

① 地域活動支援センター事業内容

サービス	内　容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。 また、機能強化事業として専門職員を配置するなど地域活動支援センター機能を充実・強化し、障がいのある人等の地域生活支援を促進します。

② 実績と見込量（１年当たり）

サービス種別	単位	第３期計画（実績）			第４期計画（見込み）		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
地域活動支援センター事業	か所	11	14	14	14	14	14
	人	32	33	33	33	34	35
	人日	1,355	1,169	980	1,000	1,030	1,060

＊か所数は、市が指定した事業所数です。

作　なのは

【その他の事業（任意事業）】

今後もサービスの充実を図っていくとともに、サービス提供量の確保と質の向上に努めます。

また、障がいのある児童とその家族の支援として、放課後における障がいのある児童の預かりの場を設けるとともに、大学連携等により学習支援などの取組を検討します。

それと、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成講座を、近隣市町と連携しながら実施していきます。

① その他の事業（任意事業）内容

サービス	内　容
日中一時支援事業	日中一時的に見守りが必要な障がいのある人に対し、施設等で活動の場を提供します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とします。
要約筆記奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成研修します。
自動車運転免許取得費助成事業	就労、通院、通学等のため、身体障がいのある人が、自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に、必要な経費の一部を助成します。
身体障がい者用自動車改造費助成事業	就労、通院、通学等のため、身体障がいのある人自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、必要な経費の一部を助成します。

② 実績と見込量（１年当たり）

サービス種別	単位	第３期計画（実績）			第４期計画（見込み）		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
日中一時支援事業	人	58	90	79	85	87	90
	人日	3,880	5,003	4,856	5,185	5,307	5,490
訪問入浴サービス事業	人	2	2	3	3	3	4
要約筆記奉仕員養成研修事業	人	2	4	2	2	3	4
自動車運転免許取得費助成事業	人	0	0	0	1	1	2
身体障がい者用自動車改造費助成事業	人	1	0	1	1	1	2

第5章　計画の推進にあたって

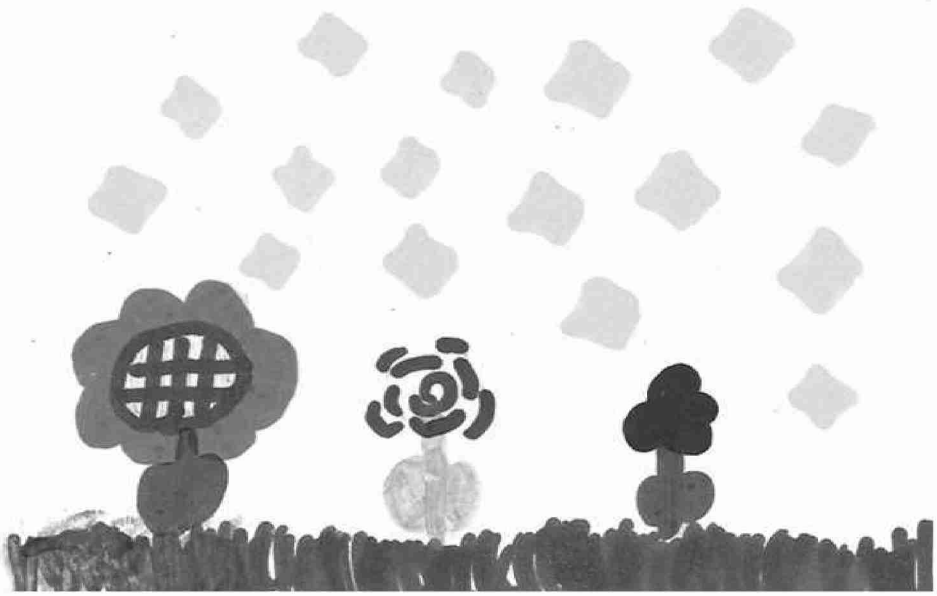

作　りょう

第５章　計画の推進にあたって

１　計画の推進体制

長久手市の障がい福祉施策を推進するためには、市民・障がい関係団体・障がい関係事業者・市の各主体が、情報を共有し、障がい福祉施策に対する理解を深め、協働して取り組むことが重要であることから、以下の組織を活用していきます。

（１）「長久手市障がい者自立支援協議会」の活用

障がい者施策を推進するためには、各主体が共通の認識を持ち、協働して取り組みを推進することが重要なことから「長久手市障がい者自立支援協議会」を活用します。

「長久手市障がい者自立支援協議会」の設置要綱の第２条（所掌事務）には下記事項が明記されています。

ア　市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。

イ　困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。

ウ　地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。

エ　地域の社会資源の開発及び改善に関すること。

オ　その他必要と認められる事項

（２）国・県・他市町との連携・協力

障がい福祉施策は、すべての地域や各主体に関わることから、国・県・他市町といった様々な機関と連携・協力します。

（３）庁内の推進体制

本市では、本計画に基づき、障がい福祉施策を推進していくため、庁内の事務局を通じて関係各課の障がい福祉施策に関する事業・施策の実施状況の把握や情報交換を行うなど、全庁的な取り組みを推進します。

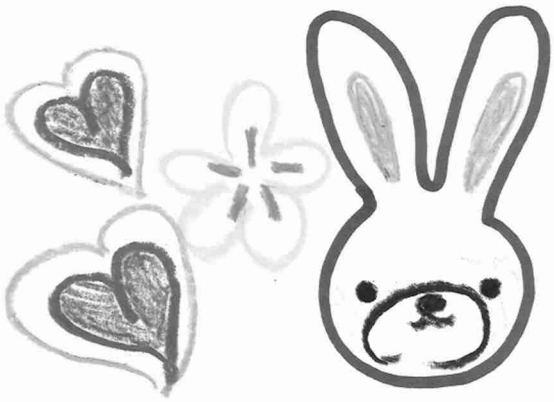

作　まゆ

２　進行管理と管理手法

本計画に基づく取組については、管理サイクル（ＰＤＣＡサイクル）の手法で評価・報告を行います。

障がい福祉施策の取組状況は、定期的に調査、分析及び評価を長久手市障がい者自立支援協議会内に新たに「計画評価部会」を設置し、毎年度計画の進捗状況について評価します。あわせて、「団体・事業者ヒアリング」を実施し、計画を推進する上での課題等を明らかにします。

この結果を障がい者自立支援協議会に報告し、意見を求めます。

その協議会からの意見を踏まえ、計画の見直しを行います。

施策の実施状況については、障がい者自立支援協議会からの意見を含めて、市のホームページ等を通じて公表します。

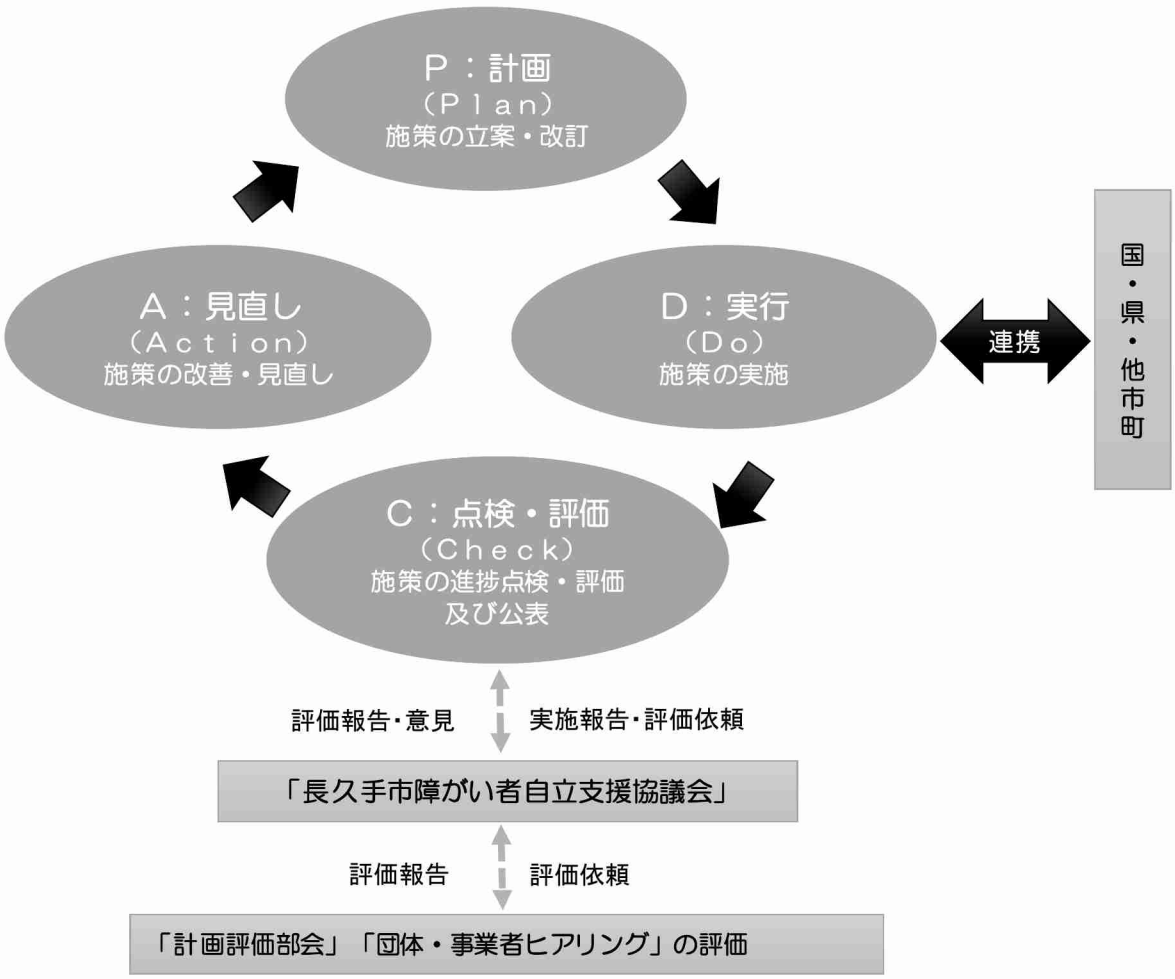

なお、３年後の第５期障がい福祉計画の策定に合わせ、第３次障がい者基本計画の中間見直しを行うものとします。

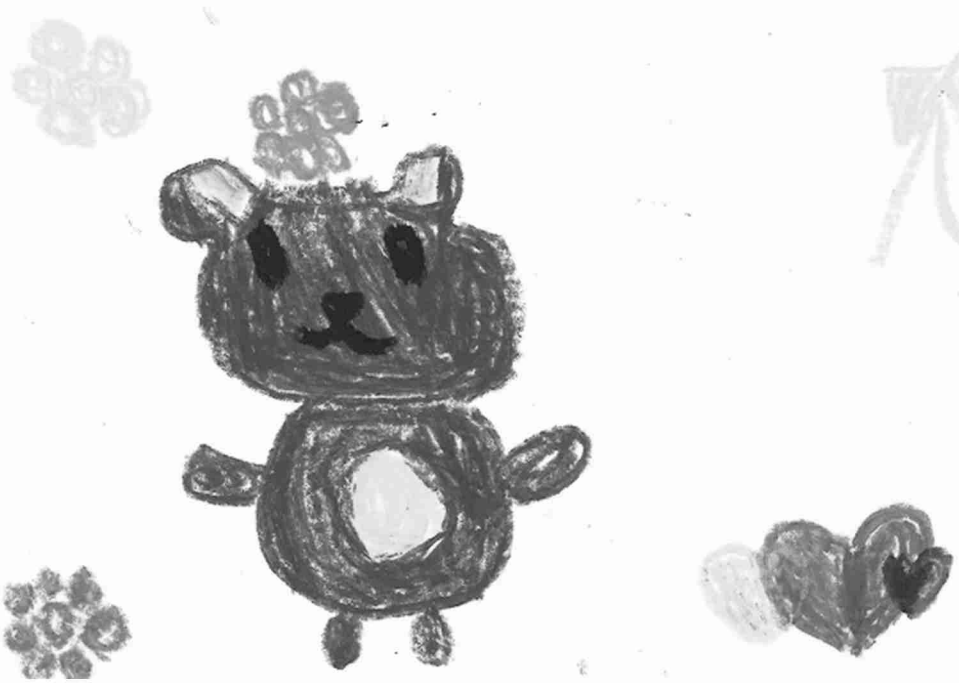

作　ゆの

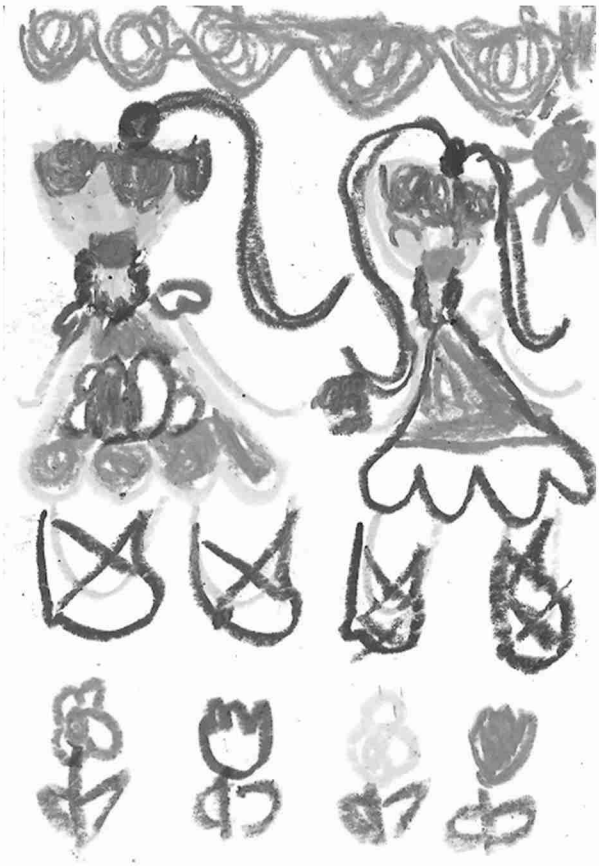

作　みお

資料編

作　ななみ

資　料　編

1　国の障害者基本計画（第３次）の概要

国は平成 25 年９月に「障害者基本計画（第３次）」を策定しました。
計画の概要は、以下のとおりです。

1：障害者基本計画（第3次）について		
	1）位置付け	障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
	2）計画期間	平成25(2013)年度から29(2017)年度までの概ね５年間
2：基本的な考え方		
	1）基本理念	全ての国民が，障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現（基本法１条）
	2）基本原則	① 地域社会における共生等（３条） ② 差別の禁止（４条） ③ 国際的協調（５条）
	3)各分野に共通する横断的視点	① 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援 ② 当事者本位の総合的な支援 ③ 障害特性等に配慮した支援 ④ アクセシビリティの向上 ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進
3：分野別施策の基本的方向		
	1）生活支援	障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実等
	2）保健・医療	精神障害者の地域移行の推進、難病に関する施策の推進等
	3）教育，文化芸術活動・スポーツ等	新たな就学決定の仕組みの構築、文化芸術活動等の振興等
	4）雇用・就業，経済的自立の支援	障害者雇用の促進及び就労支援の充実、福祉的就労の底上げ等
	5）生活環境	住宅の確保，ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化の推進、障害者に配慮したまちづくり等
	6)情報アクセシビリティ	放送・通信等のアクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実等
	7）安全・安心	防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護等
	8）差別の解消及び権利擁護の推進	障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止等
	9）行政サービス等における配慮	選挙等及び司法手続等における配慮等
	10）国際協力	権利条約の早期締結に向けた取組、国際的な情報発信等
4：推進体制		
	1）連携・協力の確保	
	2）広報・啓発活動の推進	
	3）進捗状況の管理及び評価(成果目標)	障害者政策委員会による計画の実施状況の評価・監視
	4）法制的整備	
	5）調査研究及び情報提供	

※ 3：分野別施策の基本的方向の（7,8,9） は第３次計画における新規分野

２　国の第４期障害福祉計画の基本指針の概要

国は平成26年5月に「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を告示しました。

基本指針における主な改正内容は以下のとおりです。

（1）障害者の地域生活の支援のための規定の整備
地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点の整備の方向性等を定める。
（2）相談支援体制の充実・強化に関する規定の整備
計画相談支援の利用者の増加に向けた更なる体制の整備、地域移行支援及び地域定着支援の体制の整備、協議会における関係者の有機的な連携の必要性を定める。
（3）障害児支援の体制整備に係る規定の整備
子ども・子育て支援計画において、障害児支援に係る記載がなされる予定であること等を踏まえ、基本指針においても障害児支援の確保に関する事項を定める。
（4）障害福祉計画の作成に係る平成 29 年度の目標設定
①　福祉施設の入所者の地域生活への移行 ▼基本目標（平成 29 年末時点） ・施設入所者（平成 25 年度末時点）の 12%以上地域生活へ移行 ・福祉施設入所者（平成 25 年度末時点）の 4%以上削減 ▼目標の設定にあたって ・第３期障害福祉計画で定めた数値目標が未達成（見込み）の場合、未達成分の割合を平成 29 年度末における目標値に加えた割合以上を目標として設定する。
②　入院中の精神障害者の地域生活への移行 都道府県は、平成 29 年度までの目標として、入院後３か月時点の退院率、入院後１年時点の退院率及び長期在院者数の減少に関する目標を設定する。なお、入院３か月時点の退院率及び入院後１年時点の退院率について、既に実績をあげている都道府県においては、その実績を維持すること又は更に向上させることを目標とする。 ▼目標 ・平成 29 年度における入院後３か月経過時点の退院率を 64%以上 ・平成 29 年度における入院後１年経過時点の退院率を 91%以上 ・平成 29 年６月末時点における長期在院者数を平成 24 年６月末時点から 18%以上減少
③　地域生活支援拠点の整備 ▼基本目標（平成 29 年末時点） ・市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、障害者の地域支援拠点等を少なくともー つ整備
④　福祉施設から一般就労への移行等 平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の２倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を設定する。 ▼目標 ・平成 29 年度末における利用者数を平成 25 年度末から６割以上増加 ・全体の５割以上の事業所が就労移行率３割以上を達成
（5）市町村及び都道府県が障害福祉計画を定めるべき事項について、調査、分析、及び評価を行うことに関する規定の整備
障害福祉計画における目標等について、少なくとも年に１回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析を行い、必要に応じて障害福祉計画の」見直しの措置を講じること等を盛り込む。

３　長久手市障がい者自立支援協議会、計画策定部会

（1）長久手市障がい者自立支援協議会設置要綱

（設置）

第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第７７条第１項に規定する事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりを協議するため、長久手市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

⑴　市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。

⑵　困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。

⑶　地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。

⑷　地域の社会資源の開発及び改善に関すること。

⑸　その他必要と認められる事項

（構成員）

第３条　協議会は、次に掲げる関係機関等で構成するものとし、その団体名は、別表１に掲げるとおりとする。

⑴　相談支援事業者

⑵　保健・医療関係者

⑶　教育・雇用関係機関

⑷　障がい者関係団体

⑸　学識経験者

⑹　その他の関係者

（会議）

第４条　協議会は、必要に応じて開催するものとし、福祉部長が招集する。

２　協議会の座長は、福祉部長とする。

３　事務局は、前条に規定する構成員の中から検討内容に応じて、必要な構成員を招集することができる。

４　協議会に出席する団体等の構成員は、協議会の議題及びその内容に応じて、適任者を出席させることができる。

５　事務局は、必要に応じて前条に規定する構成員以外の者を招集することができる。

（部会）

第５条　専門部会及びその他の会（以下「部会」という。）は、障がい者の個別ケース等についての支援内容や連携のあり方について協議するほか、専門的事項等について調査研究を行う。

２　部会の名称及び所掌事務は別表２に掲げるとおりとする。
３　専門部会には、部会長をおくことができる。
４　部会長は、同じ部会の中から副部会長を選出することができる。
５　専門部会は、必要に応じて開催するものとし、事務局及び部会長が必要な構成員を招集する。
６　部会には、構成員以外の者を必要に応じて会議に出席させて意見を求めることができる。

（事務局）

第６条　協議会の事務局は、障がい福祉主管課とする。

（秘密の保持）

第７条　協議会の構成員及び部会に出席した者は、会議において知り得た個人に関する情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年１２月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年１月１９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年１月４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年３月２４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年７月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

長久手市障がい者自立支援協議会構成員名簿

No.	関係機関	団体名	備考
1	相談支援事業者	特定非営利活動法人百千鳥	相談支援おかげさん
2		社会福祉法人長久手市社会福祉協議会	長久手市社会福祉協議会障がい者相談支援センター
3	保健・医療関係者	愛知県瀬戸保健所	
4	教育・雇用関係者	名古屋東公共職業安定所	
5		尾張東部障がい者就業・生活支援センター	アクト
6		長久手市教育委員会	
7	障がい者関係団体	長久手市身体障害者福祉協会	
8		親の会	希望の会、ウェンディの箱、アリエル
9		ほっとクラブ	
10	学識経験者	尾張東部地域相談支援アドバイザー	
11		愛知県立大学	
12	その他の関係者	長久手市民生委員児童委員協議会	
13		長久手市地域包括支援センター	長久手市社会福祉協議会、愛知たいようの杜
14		社会福祉法人あいち福祉会	たかぎ作業所
15		特定非営利活動法人楽歩	就労支援舞星ジョブ長久手、就労支援楽種子
16		株式会社フォルツァ	あるく長久手グリーンロード
17		社会福祉法人むそう	
18		長久手市福祉部	福祉課、子育て支援課、健康推進課

別表２（第５条関係）

専門部会の名称及び所掌事務

専門部会の名称	所掌事務
就労・福祉サービス支援部会	・就労に関すること。 ・福祉サービスに関すること。
児童教育支援部会	・未就学児に関すること。 ・小・中学校に関すること。 ・特別支援学校高等部に関すること。
地域生活支援部会	・成年後見制度に関すること。 ・権利擁護に関すること。 ・居住サポートに関すること。 ・地域移行に関すること。
計画策定部会	・障がい者基本計画の策定及び評価に関すること。 ・障がい福祉計画の策定及び評価に関すること。

その他の会	所掌事務
個別支援連絡会	・本人の生活向上等について実施すること。 ・本人に直接又は間接的に関与する多機関・多職種で構成すること。 ・課題の抽出に関すること。
相談支援連絡会	・相談支援相談員の連絡協議に関すること。 ・計画相談支援に関すること。 ・課題の抽出に関すること。

（２）長久手市障がい者自立支援協議会本会議開催経過

開催日時	開催場所	審議の概要
平成 26 年5月３０日 （金曜日） （9：30～10：40）	ながくて エコハウス 多目的室	第１回長久手市障がい者自立支援協議会本会議 ①第３次障がい者基本計画及び第４期障がい福祉計画の策定について ②今年度の各部会の取組みについて
平成 26 年 11 月 14 日 （金曜日） （9：30～10：30）	ながくて エコハウス 多目的室	第２回長久手市障がい者自立支援協議会本会議 ①各専門部会の取組状況について ②第３次長久手市障がい者基本計画及び長久手市第４期障がい福祉計画策定の進捗状況について
平成２７年3月 25 日 （水曜日） （10：00～11：45）	ながくて エコハウス 多目的室	第３回長久手市障がい者自立支援協議会本会議 ①今年度の各専門部会の取組実績について ②第３次長久手市障がい者基本計画及び長久手市第４期障がい福祉計画の策定について ③長久手市障がい者自立支援協議会の組織再編について

（3）計画策定部会員名簿　※敬称略、五十音順

氏名	所属
吉川　雅博　（部会長）	愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科　教授
川上　雅也	尾張東部地域相談支援アドバイザー
佐藤　深雪	希望の会　会長
竹田　晴幸	特定非営利活動法人百千鳥　理事長
燈明　泰伸	社会福祉法人あいち福祉会たかぎ作業所　施設長
野村　賢治	社会福祉法人長久手市社会福祉協議会　事務局長
藤田　敏子（第1回～第5回） 金田　紀代子（第6回）	長久手市身体障害者福祉協会　会長 長久手市身体障害者福祉協会　副会長
水野　美々子	長久手市民生委員児童委員協議会　障がい者部会　部長
山口　恭美	ほっとクラブ　会長
横倉　裕子	社会福祉法人むそう　総務部長

（4）計画策定部会開催経過

開催日時	開催場所	審議の概要
平成 26 年 3 月 24 日 （月曜日） （14：30～15：45）	ながくて エコハウス 多目的室	第１回障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定部会 ①計画策定部会の設置について ②長久手市障がい者基本計画及び障がい福祉計画の策定について ③市民アンケートの内容について
平成 26 年 5 月 30 日 （金曜日） （10：45～11：45）	ながくて エコハウス 多目的室	第２回障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定部会 ①アンケートの実施について ②第２次障害者基本計画の評価・検証について ③第３期障害福祉計画の評価・検証について ④今後のスケジュールについて
平成 26 年 9 月 3 日 （水曜日） （10：00～11：45）	ながくて エコハウス 多目的室	第３回障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定部会 ①ニーズ調査アンケートの集計結果について ②団体・事業者ヒアリングの途中経過について
平成 26 年 11 月 14 日 （金曜日） （10：30～12：00）	ながくて エコハウス 多目的室	第４回障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定部会 ①第２回団体・事業者ヒアリングの開催結果について ②第３次長久手市障がい者基本計画及び長久手市第４期障がい福祉計画の素案について
平成 27 年 1 月 16 日 （金曜日） （10：00～12：00）	ながくて エコハウス 多目的室	第５回障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定部会 ①第３次長久手市障がい者基本計画及び長久手市第４期障がい福祉計画の素案について
平成 27 年3月 18 日 （水曜日） （9：30～10：40）	ながくて エコハウス 多目的室	第６回障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定部会 ①パブリックコメントの実施結果について ②第３次長久手市障がい者基本計画及び長久手市第４期障がい福祉計画案の変更点について

４　庁内障がい福祉委員会

（1）長久手市庁内障がい福祉委員会設置要綱

（設置）

第１条　長久手市障害者基本計画及び長久手市障害福祉計画の策定及び進行管理を行うため、長久手市役所に長久手市庁内障がい福祉委員会（以下「福祉委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　福祉委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

⑴　長久手市障害者基本計画の改訂作業及び検討並びに計画に対する取組みの進捗状況の把握に関すること。

⑵　長久手市障害福祉計画の改訂作業及び検討並びに計画に対する取組みの進捗状況の把握に関すること。

⑶　行政機関、大学、研究機関及び民間団体との連携並びに調整に関すること。

⑷　各課間の連絡、調整等に関すること。

⑸　その他必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　福祉委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

２　福祉委員会の委員は、別表の部課等の課長補佐級又は係長級の職員とする。

３　福祉委員会の委員長は、福祉課長とする。

（委員長等の職務）

第４条　委員長は、福祉委員会の事務を総括する。

２　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、福祉課課長補佐級がその職務を代理する。ただし、課長補佐が不在の場合は、その業務を担当する係長がそれに代わる。

３　委員長は、必要に応じて会議内容等について市長に報告するものとする。

（会議）

第５条　福祉委員会の会議は、委員長が招集し主宰する。

２　委員長は、必要があると認めるときは、福祉委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（支援等）

第６条　福祉委員会は、長久手市障がい者自立支援協議会に対し、計画の実現のため必要に応じて支援し、又は情報を提供するものとする。

（庶務）

第７条　福祉委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、福祉委員会の運営について必要な事項は、委員長が福祉委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成２６年７月１日から施行する。

別表（第３条関係）

区　分	部　課　等　名
委員長	福祉部福祉課
委員	市長公室政策秘書課
委員	行政経営部経営管理課
委員	行政経営部情報課
委員	総務部行政課
委員	総務部財政課
委員	くらし文化部たつせがある課
委員	くらし文化部安心安全課
委員	くらし文化部産業緑地課
委員	くらし文化部生涯学習課
委員	くらし文化部文化の家
委員	福祉部長寿課
委員	福祉部子育て支援課
委員	福祉部健康推進課
委員	建設部土木課
委員	建設部都市計画課
委員	建設部区画整理課
委員	教育部教育総務課
委員	教育部中央図書館
委員	消防本部総務課

（２）庁内障がい福祉委員会開催経過

開催日時	開催場所	審議の概要
平成 26 年７月１日 （火曜日） （15：00～16：00）	北庁舎２階 第５会議室 及び 災害対策本部室	第１回庁内障がい福祉委員会 ①庁内障がい福祉委員会の設置について ②第３次長久手市障がい者基本計画及び長久手市第４期障がい福祉計画の背景について ③今後のスケジュールについて
平成 26 年 11 月 25 日 （火曜日） （13：30～14：30）	西庁舎２階 第７・８会議室	第２回庁内障がい福祉委員会 ①第３次長久手市障がい者基本計画及び長久手市第４期障がい福祉計画素案について ②各課等への依頼事項について
平成 27 年３月５日 （木曜日） （10：00～11：00）	北庁舎２階 第５会議室 及び 災害対策本部室	第３回庁内障がい福祉委員会 ①前回からの主な変更点について ②パブリックコメントの実施結果について ③パブリックコメント実施後の修正点について ④今後の予定について

ながふく障がい者プラン

第３次長久手市障がい者基本計画
長久手市第４期障がい福祉計画

発　　行：長久手市
企画・編集：長久手市福祉部福祉課
住　　所：〒480-1196
長久手市岩作城の内 60 番地 1
TEL　0561-56-0614（直通）
FAX　0561-63-2940

発 行 年 月：平成２７年４月